# 第34回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第3日)

平成22年3月4日(木曜日)

出席議員 (21名)	1番	石	堂		基	2番	新	田	俊	_
	3番	片	Щ	武	憲	4番	岡	本	義	次
	5番	笹	田	鈴	香	6番	金	谷	英	志
	7番	松	尾	文	雄	8番	井	上	洋	文
	9番	敏	森	正	勝	10番	高	木	照	雄
	11番	Щ	本	幹	雄	12番	大	下言	吉 三	郎
	13番	岡	本	安	夫	14番	矢	内	作	夫
	15番	石	黒	永	剛					
	17番	西	邑		正	18番	平	岡	きぬ	ゑ
	19番	森	本	和	生	20番	吉	井	秀	美
	21番	鍋	島	裕	文	22番	Щ	田	弘	治
欠席議員										
(名)										
遅刻議員										
(名)										
早退議員 (1名)	8番	井	上	洋	文					
		13時28分から早退								

事務局出席	議会事務局長	大久保八郎	書記	尾崎基彦
職員職氏名				
	町 長	庵 逧 典 章	副町長	高見俊男
	復興担当理事	山田聖一	教 育 長	勝 山 剛
	天文台公園長	黒田武彦	消防長	加藤隆久
	会 計 課 長	上谷正俊	総務課長兼財政 課 長	坪 内 頼 男
	まちづくり課長	前澤敏美	災害復興対策室 長	長尾富夫
	税務課長	保 井 正 文	住民課長	木村佳都男
説明のため出席	福祉課長	内 山 導 男	健康課長	新 庄 孝
した者の職氏名	農林振興課長	小 林 裕 和	商工観光課長	廣瀬 秋 好
(27名)	地籍調査課長	茅 原 武	建設課長	野村正明
	水 道 課 長	野村久雄	下水道課長	寺 本 康 二
	生涯学習課長	福本美昭	クリーンセンター 所 長	谷 口 行 雄
	教育委員会総務 課 長	福井泉	教育委員会教育 推 進 課 長	岡 本 正
	上月支所長	達見一夫	南光支所長	春 名 満
	三日月支所長	田村章憲		
欠 席 者				
(名)				
遅 刻 者				
(名)				
早 退 者	健康課長	新 庄 孝		
		15時から早退		
(1名)				
議事日程	別	」 紙	の と ;	おり

# 【本日の会議に付した案件】

日程第1.一般質問

#### 午前9時30分 開議

議長(山田弘治君) おはようございます。昨日に引き続き、早朝よりお揃いでご出席を 賜り、誠にご苦労様でございます。

ただ今の出席議員数は、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。 なお、本日1名の傍聴申し込みがあります。傍聴者におかれましては、傍聴中守らなければならない事項を遵守いただくようお願いいたします。

直ちに日程に入ります。

# 日程第1.一般質問

議長(山田弘治君) 日程第1は、昨日に引き続き一般質問及び答弁を行います。通告に基づき、順次議長より指名をいたします。

まず、3番、片山武憲君。

# 〔3番 片山武憲君 登壇〕

3番(片山武憲君) おはようございます。本日、2日目の1番バッターということで、 片山でございます。おそらく、今まで、大概昼1番とか多いかったんですけれども、1日 目の、1日目言うんですか、当日の1番ということで、少々今、いろんな意味で緊張して おります。

まず、ですね、すいません。通告書に基づき一般質問を行います。

まず最初に、昨年の8月の台風による豪雨で多数の犠牲者の方が出ました。心よりご哀悼の意を表します。そして、未だ、行方不明の方が2人おられます。一刻も早くご家族の元へ帰られることをお祈りしております。そして、家財、田畑、いろんな被害をたくさんの町民の方が受けておられます。速やかな復旧で、安心して生活ができるよう、町当局、議員、そして町民、そして県内外の方含めまして、復旧に取り組んでおられますので、それスムーズに1日も早く、安心してできる、安心して生活ができる町になるようにということを祈っております。

それでは、一般質問の具体的な内容に入ります。

災害対策の情報手段を整備せよということで、質問させていただきます。

そして、その前置きですけども、質問内容が、具体的に整理しておりますので、その元になりました、前置き的なものを、ちょっと手元に、神戸新聞社の記事を手元に持っております。本日の原稿用に自分なりで文書考えておったんですけども、自分の主観や考え間違えとかもあったら駄目やと思いまして、いうことで、そういう中で、この神戸新聞社の初動を問うという記事を見つけました。これが、本年の2月から、2月中ですね、7回にわたって記事になっておるのを参考にさせていただきまして、本日、これの引用で、ちょっと、こういう、これを紹介しまして、その後、具体的な、私の、町長にお伺いしますというふうに入りたいと思いますんで、よろしくお願いします。

さらっと読みます。状況ですね。

昨年の8月9日のいうことで、初動を問うということで、にぎやかな夏祭り、まぼろしにと。昨年8月9日夜、佐用町は、各地で夏祭りが予定されていた。帰郷者も加わり、町内、にぎやかな祭ばやしが響くはずだった。しかし、記録的な豪雨に見舞われ、川が氾濫、濁流が穏やかな暮らしを飲み込んだ。住民の証言や関係資料から当日を振り返る。

8日朝に、日本の南海上に発生した熱帯低気圧が、9日 15 時にかけて台風へと発達。 同時に、四国や西日本各地で強い雨を降らせる。佐用町では、未明から、断続的に降雨。 11 時 50 分、気象庁は、播磨北西部、南西部に大雨洪水注意報を発表。

14 時 15 分、同警報に切り替えた。14 時 26 分、警報を受け、県は、水防指令 1 号を発令。この頃、各地で祭りの中止や屋内開催が決まり、佐用高校は、部活動の生徒を帰宅させる。

15 時、日本の南海上で台風9号が発生、佐用町などで雨足が強まる。

16 時半、佐用川の円光寺観測地点で、氾濫注意水位の3メートルを計測。47 分、水防指令2号が発令。雨が一時弱まる。

17 時 5 分、佐用町消防本部が管理職らを招集し、本部 1 号配備をしく。消防車 2 台が、町内の危険箇所を巡回。

17 時半から 19 時まで水位は下降する。

19 時頃、雨が突然勢いづく。山間の集落が並ぶ三日月地区では、消防団や自治会員らが、土嚢積みを開始。佐用川と千種川の合流地点の久崎地区では、住民らが、河川状況を確認し、排水ポンプや井堰へと走る。19 時、町は、災害対策本部を設置した。19 時 11 分、JR姫新線、三日月-佐用間が通行止め。19 時 45 分、佐用川の久崎、円光寺観測地点が、避難判断水位に達し、サイレンが自動吹鳴。対策本部は、1時間後に、氾濫危険水位に達する恐れがあるとし、久崎地区に、避難情報への注意を呼びかける。19 時 57 分、佐用地域の消防団出動を要請。19 時 58 分、佐用観測地点が、避難判断の水位に達し、排水ポンプの操作を始める。

20 時、久崎地区の佐用川で、濁流が、堤防を越え始める。限界集落を抱える石井地区では、自治会長らが、独断で避難所を開設。道が寸断され、山間部から下りて来られない集落も多かったという。大日山川と、幕山川の合流地の上月地区では、上流から流れて来た、大量の流木が、橋げたに滞留。濁流は、川から町の中へ流れる。20 時 40 分、佐用川の観測地点で、氾濫危険水位を超える。佐用地区では、国道 179 号に沿う支流が決壊。溢れた水が、国道を下り、JR佐用駅周辺を浸す。20 時 56 分、佐用地域の一部に避難を促す。

21 時頃、町役場に水が入り、約30分で1階が浸水。停電。対策本部を2階に移す。21 時 20分、町内全域に避難勧告。しかし、河川近くの家々は、既に浸水が激しく出られない。山間部では、土砂崩れが避難所までの道を塞ぐ。停電、電話不通、断水が始まり、住民達は、家族や親類の安否が分からず、災害情報も入らない状態に陥る。避難誘導に走り回った自治会員や消防団も動くことができず、川と化した町を眺め、住民の無事を祈るしかなかった。

防災体制に問題はなかったかということで、2月 10 日に、この初動を問う、ナンバー 1で、後、何回にわたって出ておりました。これ、また後で、抜粋的に、ふれたいと思い ます。

そういう、こういう状況で、災害がありました。

そこで、私としては、この後でまた、ふれますけども、情報が早く欲しかったと。欲しかったと。まあ、いろんな言葉の表現ありますけれども、早く知りたかったと。そういうことの上に立ちまして、災害対策の情報手段を整備せよ。ということで、災害発生時の、被害軽減化、及び混乱時に適切な対処ができるよう、情報を早く知る手段の整備が必要であります。

1つ、自治会長宅と各集落の公民館にFAXを設置してはどうか。

2つ、県など上部機関や町の情報を、町民が、知るために、1から4まで。1つ、まず町民が、役場の電話に、特定の電話番号に掛けますと、トーキー音源による情報を聞く。そういうの分かっていただけると思うんですけれども。2つ目、パソコンによりですね、町のホームページがございますので、それを、その都度、情報アップするなり、それから、気象庁や、そういう関係のとこのをスムーズに見れるように、そのリンクしてですね、ワンクリックで見ることができるような、そういう入り口を設けるとかいうことをして、町のホームページで情報を知ることができるように。

3つ目、防災無線で町民が、タイムラグのない情報を得る。先日も、同僚議員から、こういう関係の質問がございましたけれども、やはり防災無線ですか、こういう情報の放送が、いろんなまだ、統一されておりませんし、これはもっと有効な無線情報で、情報を得ることができるようにすることが必要だと思います。

そうして、4番目、テレビに文字や音声で情報を発信する。まあ、佐用チャンネルが開設されておりますけれども、私が、考えるには、光ファイバー網、せっかく高度な立派な情報通信網が張りめぐらされております。特定のチャンネルだけの充実、それは、いいんですけれども、それ以上に、もっと活用すべき情報通信網でありますので、例えば、どのチャンネルでテレビを見ていようと、その家庭の、どのチャンネルで見ておられようと、テロップなり音声が割り込んで来る。もしくは、今から、放送、無線放送しますから、よく聞いてくださいなりと、そういう注意喚起、更には、もっと望めば、テレビかけている、かけていなし関係なしに、各家庭に端末機、簡単な端末機でいいですから、それを設けまして、それで、光ファイバー網通じまして、光ファイバー網、デジタル式の情報伝達方式になっておりますので、テレビも流れております。他のインターネットも流れております。複数の、多数の情報が、同時にやり取り可能ですので、今のままでは勿体ないと思います。これ以前から、こういうことしたかったんですけれども、この防災によりまして、それ以上、詳しく言いませんけれども、もっと情報の、佐用チャンネルの充実もいいんですけれども、ファイバー網を利用した広範囲な、早い情報を町民に与えるということが必要だと思います。

3つ目、大きな3つ目、そこで災害時に役立つ、これは先ほどの4番に関係します。光ケーブル網の活用策は考えておられるのか。

4つ目、役場施設の緊急時電源設備があります。の信頼性は、向上したのか。これは、 先ほどの新聞記事の引用から申し上げましたし、その後から、また、申し上げることがあ ると思いますけれども、緊急時の電源設備が故障して止まるというようなことがありまし たようです。いうことで、そのへんは、どうされたのか。

以上、この場からの質問を終えたいと思います。

そして、この情報手段を整備せよということを投げかけておりますけれども、良い回答、それから、良い姿勢を示していただかないと、私は、今期で降りようと思っておるんですけれども、またこの、今から、もう1回出てやらなあかんか思ったら、また大変なんで、またひとつ良い回答を期待しておりますので、この場からは、終わります。

議長(山田弘治君) 町長の答弁を求めます。庵逧典章君。

#### 〔町長 庵逧典章君 登壇〕

町長(庵逧典章君) 失礼します。それでは、片山議員からのご質問にお答えをさせていただきます。最後のご質問ということですので、できるだけ丁寧に説明、まあ、答弁させ

ていただきたいと思います。

災害対策の情報手段の整備ということについてのご質問をいただきました。

まず、自治会長宅と各集落の公民館にFAXを設置ということでございますが、情報の伝達方法として、現在、旧佐用町においては防災無線と同時に整備された無線FAXが各集落の集会所に配置をされております。この度の災害時には、この無線FAXを使用しての町からの情報提供ができず、また、地域からの情報も無線FAXを使用してのやり取りは、実際のところ、ありませんでした。

現在、携帯電話メールによる、さよう安全安心ネットで防災関係などの情報を配信しており、台風9号の際、土砂災害警戒情報も配信されておりましたが、情報提供の体制の整備を図るとともに、再度、今後、自治会長さんや自主防災組織の役員さんに、さよう安全安心ネットの登録を推進し、多くの方に、この安心ネットを利用いただくように考えていきたいというふうに思っております。

次に、県など上部機関や町の情報の伝言についてでございますが、災害時の情報の発信につきましては、情報発信についての体制の整備を図り、現在運用している防災行政無線での周知のほか、携帯電話メールによる情報提供を行う、さよう安全安心ネットの活用、また、佐用町ホームページや、ケーブルテレビの佐用チャンネルの活用など、多様な手段により情報の発信を行って参りたいというふうに思っております。

次に、災害に役立つ、光ケーブル網の活用策についてでございますが、県が設置する定点河川カメラの情報映像を、水位情報とともに光ケーブル網を利用して、佐用チャンネルで見られるようにして、自主避難の判断情報としても活用していただくように、現在、考えております。また、県において、この定点監視カメラの増設ということも、この 21 年度の補正予算の中で、今、整備を行っていただいておりまして、町といたしましては、その監視カメラの情報映像を、佐用チャンネルで、今、見ていただけるように、これも、早急にですね、整備をしていきたいというふうに考えております。

次に、役場施設の緊急時電源設備の信頼性が向上したかということでございますが、これまで本庁舎に設置されている非常用電源装置は、県の設置しております防災フェニックス用発電機とケーブルテレビセンター及び自主放送装置用の発電機の2台でございました。この2台が、8月9日の災害で2台ともが水没して、機能が停止して、停電した。使えなくなったということであります。そのために、今後、水害の被害を回避するために、現在、庁舎屋上に県及び町の発電機2台の設置工事を行っております。

なお、発電機の設置にあたっては、これまで本庁舎内用の非常用電源装置がなかったわけでありまして、このことから、今回設置するCATV用発電機は、出力を引き上げて、庁舎内の電灯の一部、また、コンセントの一部、電話交換機に非常用電力を送れるように、そういう改善をいたしております。

また、上月支所の発電機につきましては、設置後 15 年が経過していたため、災害後の 点検結果に基づき平成 22 年度当初予算において部品の交換等修繕を行い、非常用電源設 備の信頼性を向上して参りたいというふうに思っております。

以上、簡単でございますが、この場での答弁とさせていただきます。

〔片山君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、3番、片山武憲君。

3番(片山武憲君) はい、どうもありがとうございます。

再質問を行いたいと思います。聞き漏らしがあるため、そういうことがありましたら、

また、お許し願いたいと思います。事細かなことは言うつもりはありません。明確な、具体的な質問をしておりますので。

ええっと、まず最初のFAXですか、まあ、既に、地区的にですか、地域的には、配備されておられたけども、現実には、使われてなかった。やり取りがなかったと。まあ、今後、その活用を、活用するようにということをお聞きしました。ただ、今回の場合、最初に、そちらの席で申し上げましたように、使われなかったいうのは、やはり最初の情報ですね、こういう状況が起きてます。こういう事態ですよという情報が、急だったいうか、そういうことによることが原因だと思います。もう少し早く、こういう情報、こういう災害の予想される情報が周知されておられれば、それなりに、また、余裕を持って言うんですか、活用されたのではないかと思いますので、けどまあ、この質問の意味から言いますと、FAX設置されておられるということで、拡大、FAXの設置の拡大ですか、対象の。私も、先ほど、お聞きしたんでは、佐用地域いうんですか、お聞きしたんですけれども、その辺、もう1回すいません。お願いします。

# 〔住民課長 挙手〕

議長(山田弘治君) ええっと、住民課長。

住民課長(木村佳都男君) この、FAXにつきましては、旧の、旧町の防災行政無線、こちらの体制の中で、整備をされております。現在、旧の佐用町の各集落においては、設置はされておりますけれども、他の上月、南光、旧の三日月地域につきましては、FAX装置はございません。

〔片山君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、3番、片山武憲君。

3番(片山武憲君) どうですかね、私は、全町的に、設置言うんですか、していただき たいと思っているんですけれども、お願いします。

〔住民課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、住民課長。

住民課長(木村佳都男君) そこのFAX装置につきましては、まあ情報発信という形での1つの手段ではあると思いますけれども、文字にして、それをまた、一括して発信するという流れの中では、若干、時間も掛かるような手段ではないかと思っております。

それより、先ほど、町長の答弁がありましたように、他の方法、さよう安心安全ネット 等のパソコンでの発信の方が、速やかな発信ができる方法じゃないかと思っております。

〔片山君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、3番、片山武憲君。

3番(片山武憲君) 速やかな発信、うーん、そう変わらない思うんですけどね。FAX

であれば、もう手書きで、手書きで書いたものを、そのまま流せると。そして、送信先を、140 何集落だったかな、最初の設定、1 度設定しておけば、同報ですか、同じ内容のが、一度に発信、そこ宛に発信されるというような、そういうこともありますし、届いた物も、早く目を通しやすい。そして、逆方向、各集落からの、こういう状況が出ておると言うふうな情報提供言うんですか、こんな状態だということなんかも、そういう面では、先ほどの、ネットを使ういうのは、別に否定しません。並行して言うんですか、このFAXは、FAXなりに使いやすい言うんですか、手書きで書いて、原稿を、情報を町へ送れるとか、そういうメリットもあると思うんですけども、どうでしょうか。

# 〔復興担当理事 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、復興担当理事。

復興担当理事(山田聖一君) 議員おっしゃるように、災害時に、行政から、各地域に対して、 防災情報を流していく。非常に重要なことであります。

で、佐用町としましても、現在ある資源というのを、まず活用しようということで、考えております。

で、このさよう安心安全ネットなんですけれども、今、携帯っていうのは、非常に普及しておりますし、ほとんどの方が持っておられる。また、こういう、FAXなり固定電話なりという手段と違いまして、外出していても、どこででも受け取れるといったメリットもございます。そういったことから、この安心安全ネットの普及というのを進めていきたいというふうに考えてございますのが、まず1つ。

それから、既にある資源ですので、この無線FAXというのは、無線というのは、同報機能があるんですね。おっしゃるとおり。こういう仕組みが、せっかくありますので、それは、それで、また、活用していきたいなというふうにも思っております。

で、全町への、その無線FAXの、全町の自治会長さんとか、あるいは集会所へのFAXの導入っていうのは、まずは、今ある資源を活用してからのことかなというふうに、今のところ考えております。で、言いますのが、無線のFAXの導入と言いますと、1つは、旧町単位で作られた、今の、その防災行政無線ですか、の仕組みの改良をやっていかないといけないという、一定のお金の問題があるのかなというふうに考えております。ということが1つ。

普通の、その電話を使いますと、最初にこう、どう言うんですか、一斉同報、一斉同報といいましても、順番に電話をかけていくんです。ですんで、非常に時間がかかっていく。最後の方に行くと、非常に時間がかかっていくという、そういう欠点もあります。そういうことから、やるんならば、無線FAXが、一番、非常に有効だろうとは思いますけれども、ちょっと、費用の点でどうかなという点もございます。そういったことから、今ある資源を活用してやっていきたい。例えば、例えばというか、先ほどのさよう安心安全ネットでありますとか、あるいはCATVの活用でありますとか、勿論、防災行政無線という、各戸に配布されたものもあります。そういったものの、多様な情報伝達手段でもって、防災情報というのを発信していくこと、それが大事だなというふうに思っております。

〔片山君 挙手〕

議長(山田弘治君) 3番、片山武憲君。

3番(片山武憲君) まあ、今ある物を活用という面や、説明をお聞きしました。

私としては、別にあの、どちらを否定して、どちらだけいうんじゃなしに、並行していただければいいと。

そして、そのネットを使う、そちらの方を重点置くとしても、じゃあ、今回、この災害時、各自治会長さんや、消防団さんや、いろんな団体が、やっぱり先頭に立って、何かあった時には、一番早く動いていただけるんですけれども、そういう方達に対する、端末機言うんですか、その普及具合言うんですか、そして、ネットの登録状況言うんですか、そのあたりは、どうなっておるでしょうかね。

# 〔復興担当理事 挙手〕

議長(山田弘治君) 復興担当理事。

復興担当理事(山田聖一君) 安全安心ネットというのは、町で何人の方、登録されているというのは、分かるんですよね。分かるんですが、誰がというまでは、ちょっと取っておりません。

それで、今後ですね、今後によって違うんですけれども、しっかりとその、役員さんなり、消防団の方なりといった方に対して、さよう安心安全ネットの登録についてのPRですね、というものをもっとしっかりやっていって、いきたいなと、こういうふうに思っております。

# 〔片山君 挙手〕

議長(山田弘治君) 3番、片山武憲君。

3番(片山武憲君) はい、分かりました。そういうことで、そういう、現実に、今、そういうシステムがあるわけですから、それを、更に、対象者いうんですか、ちゃんと必要な方には、使っていただけるような環境づくりや呼びかけやいうことで、言われておりますので。

それではですね、2項目の2ですけども、パソコンにより町より、利用した、町のホームページへの活用いうんですか、ここで情報を得るということで、その、そこでですね、気象庁の天気図なり、県の情報が、簡単に見れるというふうなことを、もう1回、もう1回ですか、そのへんの、じゃあどのぐらい、町で、ホームページを、もっといかせるかいうことについて、もうちょっとお聞きしたいんですけども。

# 〔まちづくり課長 挙手〕

議長(山田弘治君) まちづくり課長。

まちづくり課長(前澤敏美君) ホームページのアップにはですね、かなりの時間を要するわけでございますが、今議員、おっしゃっておりますように、気象庁の情報でございますとか、あるいは、県のですね、防災情報というものは、非常にまあ、大事なものでございますので、町のホームページからですね、リンクができるような方向でですね、検討をさせていただきたいというふうに思います。

# 〔片山君 挙手〕

議長(山田弘治君) 3番、片山武憲君。

3番(片山武憲君) はい、まず、そういうことで、ややこしい、加工するような時間が、 多分ないと思いますので、今のような、簡単に、簡単に、直接、明確な重要な情報にたど りつけるような、そういう手段をとっていただいてるいうことでございますので、ありが とうございます。

そしてですね、大きな3番の災害時に役に立つ、光ケーブル網の活用策ということで、 先ほど、その前へ出て申し上げましたように、テレビの視聴だけじゃなしに、他にもっと、 こういう災害時の役に立つような、活用策があると思われるんですけれども、もう一度、 お願いします。

# [復興担当理事 挙手]

議長(山田弘治君) 復興担当理事。

復興担当理事(山田聖一君) 今、県でですね、水守というシステムなんですけれども、インターネットを通じて、河川のですね、状況をリアルタイムで、ライブカメラでもって配信しているというシステムがございます。このシステムで使用しているカメラっていうのは、今、3台あるんですけれども、例えば、この近くでしたら、佐用大橋を映しているカメラがあります。それから、後、円光寺のとこだっけ、円光寺と、それから、後、

# 〔町長「上三河」と呼ぶ〕

復興担当理事(山田聖一君) 上三河ですね、上三河の所にございます。その3台のカメラがあって、インターネットで配信されているという状況です。それに、県の方で、今、カメラを増設するということで、着手されようとしております。で、その増設されたカメラも加えて、CATVで使っております光ファイバー網を使いまして、今の、佐用チャンネルの方に、そのライブの映像が流せるように、で合わせて、水位センサーのような物を付けていただきましてですね、水位も同時に発信できるといったようなことを進めようとしております。

で、そういったことで、川の情報、今の水位と、それから、その様子というのが、各ご 家庭でも分かるような、そういうことを考えております。

# 〔片山君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、3番、片山武憲君。

3番(片山武憲君) そうですね、今、そういうこと考えておられるんでしたら、結構、 大変よろしいかと思います。

その佐用チャンネル、今度デジタルでは、11 チャンネルでしたかね、視聴しておると、 画面の部分に、ライブカメラの映像が出るような、そういうようなイメージを持っていい んでしょうかね。

# 〔復興担当理事 挙手〕

議長(山田弘治君) 復興担当理事。

復興担当理事(山田聖一君) ちょっと、仕組みの方は、今、検討中ではあるんですけれども、常時流しているという形になることは、ちょっと難しいと思います。そういう危険が迫った時にありますとか、いったような状況に、切り替えていくようなことになるのかなというふうには思っております。ちょっとまだ、システムについては、十分な検討が必要かと思っております。

〔片山君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、3番、片山武憲君。

3番(片山武憲君) はい、ですね、ここでは、そういう細かいことは望んだら、駄目ですけども、イメージとしては、なんせもう、使いやすいいうか、分かりやすいいうかね、今ももう、皆さんもたくさん、たくさんの方が、一般のデジタルでテレビ見られておられますでしょうけれども、ボタン、リモコン、まあリモコン利用して、いろんなボタン触ったら、もうかなりの情報が見れますけれども、やはり、そういう操作は必要だと思いますけど、できるだけ分かりやすい、いつも流しっ放しいうことも必要ないでしょうし、それこそ、今回の全般に当てはまります、早いこと、こういう情報を流すべきだという判断が、一番、元だと思うんですけれども、それに基づきまして、必要な時に、分かりやすい、知りやすい情報を町民に提供していくということで、お願いしたいと思います。最後にですね、まあ、

議長(山田弘治君) ちょっと、片山議員、ちょっとまちづくり課長の方から、ちょっと 答弁、

まちづくり課長(前澤敏美君) その光ケーブルの関係でですね、ただ今、理事の方から話がありましたように、水守の映像というものを、流していくわけでござますが、今、議員おっしゃいましたように、受信者側ですね、見る側が選択できるというような形には、ならないというふうに思っております。

ですから、こちらの方から、そういう危険が迫った際にですね、緊急に、佐用チャンネルの中に割り込む方法というふうな方向になろうかというふうに思っております。

議長(山田弘治君) そしたら、片山議員、引き続きお願いします。

3番(片山武憲君) そうですね、今、そうですね、何せ、あまり何もしなくてもね、やっぱり緊急時の情報になると思いますので、それはそれで、普通の番組を重要視して、ちょこんと隅っこにいうような、さっきの表現、僕悪いね、今から言いましたらね。

最初の段階では、まちづくり課長の顔が、ボンと出てきて、その警報が出ると。その次のレベルでは、副町長の顔がボンと出ているとか、そういうちょっと、冗談にとられるかも分かりませんけれども、とにかく分かりやすい、あれ、何やろなというようなことで、もう、ちょっとやっていただければと思います。

それで、かなりあの、既に、その災害時から、日にちも経ちまして、いろんな考え方か

ら、言うたら、長いんか短いんか分からないんですけれども、日にちも経ちまして、それなりの災害の時の検証など行われておるし、当然、今、質問させていただきました、これから、どうしていったらいいかというようなことも、かなりの方が、知識を得ておられますし、いろんな案が出ております。そういう中で、反省点言うんですか、こうしたら良かったいうような、やはり先ほど申し上げました、神戸新聞社の記事、シリーズでありましたので、そう時間取りませんので、また、私の、この一般質問の中の項目を引き続き、まだ、検討していただけるものと思っておりますので、そういうための、ちょっと、こういう記事を読んでいただき、聞いていただきたいと思います。

初動を問うで、第2回目ですね、これ本当、抜き取りです。水害後、町が、住民 613 人から回収したアンケートでも、役場などに求めることは。という問いに対しまして 79.8 パーセントの方が、危険情報の提供と回答していたということが出ております。

そして、この第2回目の、この読み上げた所の一番大きな文字ですはね、水位情報を見落とすというようなことが出ております。で、そういう関係のんでは、後日、本部室は、当時の混乱の中、県のフェニックス防災システムからの災害情報を見落としていたことが判明。午後7時58分、佐用川の佐用観測地点が、避難判断水位の3メートルに達したとする重要な情報だったと。避難判断水位は、避難勧告を出す、重要な基準の1つ。同地点周辺に避難勧告が出されたのは、それから、約1時間後だ。見落としが勧告の遅れにつながったのかと。まあ、これは、触れるだけで、別に、これに対しては、追求などはいたしません。

そして、第3回目ですね、これ避難所の関係です。それはいいんですけども、部分抜粋ですので、午後、当日ですね、午後7時 45 分、佐用川の久崎観測地点で、避難判断水位に達し、自動サイレンが鳴り響き、午後8時頃から多くの住民が避難を始めたというようなことも、久崎では、こういう、これは同僚議員からの一般質問なんかでも、こういうの出ておりましたけれども。

そして、災害時ですね、避難所ですけれども、避難所の、災害時、避難所の開設は、役場や支所の担当だが、役場の方いわく、地域ごとの被災状況が把握できず、開設するかどうかの判断がつかなかった。職員は、殺到する電話の対応に追われ開設指示もできなかったと反省する。

午後9時27分、支所が停電。先ほども申し上げました。自動的に自家発電に切り替わったが、15分もすると、発電機が原因不明の作動停止。40分頃から支所も浸水し、これ上月支所のことですね。支所機能が、完全に停止した。発電機は、4階にあったため、浸水とは無関係の故障といういうことで、これ先ほど、お聞きしましたけれども。

そして、シリーズの4回目ですね、佐用町防災計画は、災害弱者が避難するため、避難 勧告指示以前の段階として、避難準備情報を出すよう定めている。しかし、昨年夏の水禍 で事前情報が流れたのは、久崎地区だけだったということもありました。

その他、あるんですけれども、別にあの、別にいうことないですけども、私の一般質問の内容では、もう既に、そういうこと考えられておられて、もうおられますので、時間も少々、予定より経ちましたいうことで、このへんで、質問を終わりたいと思いますけれども、更に、もうちょっと力入れてやりますいうことがあれば、あれば、当局、それによって、また私のがありますので、よろしくお願いします。

〔片山君「何か、具体的に」と呼ぶ〕

〔片山君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、片山議員。

3番(片山武憲君) すいません、ちょっと抽象的すぎましたね。何か、もう1つ。ええっと、もう1回FAXに戻ります。

お隣の宍粟市ですか、あれ、年末やったかね、いつ頃やったかな、ちょっと、それ持って来てないんですけども、FAXを導入、情報のやり取りで。あれに関して、僕も、あまり調べないままですけれども、そのへんは、また、お隣の市で、同じ災害に遭ったいう関係もありますし、一度、問合せいうんですか、聞かれていうんですか、されたか、して欲しいとかいうことでございますけれども、よろしく、どうでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) まあ、いろんな情報の伝達方法、今、技術的にですね、いろんな方法があるわけですけれども、FAXについて、旧佐用町で、防災無線を整備した時にですね、FAXというのも1つの確実な情報伝達手段として、導入を図ろうということで、各集落にしたんですけれども、現実、ほとんど使われないというような現状でした。

中々まあ、今の時代ですね、電話とか、その直接もう話して、一旦書いてということが、慣れてる人と慣れない人がありますし、まあ普段から使われない物が、その災害時、ほな急に使えるかというの、中々、そうでもないんだということで、FAX自体、その経費もかかるとこもありましてね、集落からは、もういらないから、撤去して欲しいというような要請が、逆にあったりしてですね、まあ、現在至っているわけですけれども、まあ、次々と新しい、こういうインターネットや、また携帯電話等に配信ができるようなね、そういうシステムを、こう生まれてきておりますので、できるだけ今、片山議員言われるように、簡単に、普段から使える、そういうことを、このへんは、よく研究しながら、今後とも、これから早急に進めていきたいと、取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

〔片山君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、3番、片山武憲君。

3番(片山武憲君) 本当に最後でいうことで、シリーズの6の記事がございます。

県西北部豪雨で、佐用町内で犠牲になった 18 人の内、17 人が屋外におり、多くが避難中だった。全町に避難勧告が出たのは、午後 9 時 20 分、既に、浸水や土砂崩れが起きており、外出が危険な状況だった。町は、約 30 分後、屋内避難を呼びかける放送に切り替えた。屋内避難が、ちょっと、私も分からんのんですけど、まあ、そういうことありますし、そこで、これ幕山のことですね、消防団の方が、1 人ですか、午後 7 時半頃、消防団の車庫に向かった。幕山川の水が既に、道路に溢れていた。到着した頃に車庫が浸水し始め、ポンプ車を出した。暗闇の中で、何が起きているのか、サーチライトで周りを照らした。川も、道路も水田もない。広がる一面の池に1人取り残されていた。山のあちこちから水が噴き出し、池に流れ込んだ。池というか、その周辺ですね。身の危険を感じ、車内で、約 2 時間待機した。バチバチっと聞いた事のない雨音が続いた。

午後 10 時頃、道路の水が引き始め、変わり果てた光景が表れた。道路や水田が幕山川

に削り取られ、大木や土砂、岩が転がっていた。

幕山川で、3家族 10 人が流され、8人が亡くなり、1人が行方不明。助かったのは、1人だった。

最後に、この体験した消防団の男性のコメントですか、河川が氾濫してからでは、身動きが取れない。警戒時期から情報が欲しかったと、悔しさをにじました。

以上で、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長(山田弘治君) 片山武憲君の発言は、終わりました。

続いて5番、笹田鈴香君、お願いします。

# [5番 笹田鈴香君 登壇]

5番(笹田鈴香君) 5番、日本共産党の笹田鈴香でございます。私は、3点の質問をいたします。

昨年、8月9日、台風9号は、佐用町に大きな爪あとを残しました。間もなく、7ヵ月が来ようとしていますが、特に、河川、農地、山林などを見ても、まだまだ、復興は先のように思えます。災害を止めることはできませんが、被害を軽くすることはできるのではないでしょうか。

例えば、災害復旧工事についても、地質など現場を良く知った地権者や関係者の意見などを取り入れることも、1つの方法ではないでしょうか。

地元の人は、例えば、川だと思っていたのに、谷川の扱いしかしてもらえず、大雨の度に、護岸が決壊して、田んぼに土砂が流入。工事費の地元負担が大きく、川の扱いをしてもらえたら、護岸が工事してもらえるので、費用も少なくて済む。毎回被害を受けなくて済むのに。作付けしている水田の中では、大きい田んぼなので、放棄田にするのには勿体ないし、何とかならないか。そういった声も聞きます。そこで、お尋ねします。

まず1点目、災害に強い復旧工事を求めます。

- 1、小災害工事等の地元負担の軽減を求めます。
- 、9月議会で、私の一般質問の答弁で、地元負担 15 パーセントを強調されていましたが、2月 15 日の議員協議会で、40 万円以下の工事について、地元負担 10 パーセントと報告されました。この方針の変更の理由は何なのでしょうか。
- 、現地調査はどのようにされたのでしょうか。ある集落で、査定に来られた人に、一緒に回らせて欲しいと頼まれたところ、同行を断られた地元の人もありますが、現地に詳しい地元の人の同行も認めるべきではないでしょうか。
- 、災害復旧工事は、基準は、現状復旧ですが、改良復旧にするべきではないでしょうか。
  - 、工事費の立替払いは止めて、地元負担金のみの支払いにするべきです。

次に、2、青線、つまり普通河川のことですが、水稲耕作田に利用している箇所は河川と位置づけてはどうでしょうか。普通河川の管理は、自治体なので、条例化を検討してはいかがなものでしょうか。

次、2点目は、中学校の通学方法の現状をお尋ねします。

昨年 11 月からウエスト神姫が運行休止のため、佐用中学校の生徒はスクールバスの通 学になったため矛盾が起きています。そこでお尋ねします。

佐用中学校の通学について。

、江川地区の自転車通学の生徒で、雪降りの日などにバスの利用をしたいと要望したが、断られたと、保護者の方から聞きましたが、その理由は何でしょうか。

、雪降りなど、特別な理由のあるときは、利用できるようにすべきではないでしょうか。

次に、2番目に、バス通学の生徒も、休日の部活には、自転車を利用しています。自転車通学全員に補助をしてはいかがでしょうか。

昨日の井上議員の質問と重複する部分があるかもしれませんが、最後に、子宮頸がんの 予防ワクチン接種に補助を求めて質問をいたします。

昨年、厚生労働省は、子宮頸がんに予防ワクチン、サーバリックスを認可しました。日本では20代、30代の若い年代に子宮頸がんが増えており、1日に約7人が亡くなっているそうです。検査で早く見つけることによって予防できます。また、この予防ワクチンの接種を受けることによって、その他の発がん性HVPに比べて、HVP16型、18型の感染を100パーセント防ぐことができます。ところが、費用が1回約1万5,000円ほどするそうで、6カ月の間に3回しないと効果が出ないそうです。佐用でも医師に、婦人科の先生に相談があったそうですが、費用が、高いため、諦めたそうでうです。先生によると、費用の面でしょうね。とおしゃっていました。命を守る。そして、何よりも子どもを産んでくれる将来の母親を守らないと、子どもの数は増えません。接種は、本当に必要だと思います。

県内では、明石市が小学校6年生から中学校3年生の希望者全員に、全額補助を実施しています。佐用町でも補助を検討しませんか。

以上、この場からの質問を終わります。

議長(山田弘治君) 町長の答弁を求めます。庵逧典章君。

#### 〔町長 庵逧典章君 登壇〕

町長(庵逧典章君) それでは、笹田議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

最初に、災害に強い復興、復旧工事を求めてということで、災害復旧の受益者負担の変更方針の理由は何かということでございますが、方針は、私の方針は、元々、負担軽減は、できる限り考えていきたいということを申し上げて来ました。方針どおりでございます。

昨日のご質問でもお答えをさせていただきましたが、今回の農業災害に関する町単独災害復旧補助事業の補助率引き上げにつきましては、今災害の被害の甚大さ、各農家の被災箇所が複数にわたっているため負担が多額になること。地域によって、復旧、復興にですね、時間を要して、農業収益が減少することを考慮いたしました。また、災害規模の把握が、ようやくできて、規模の、今後の事業規模というものの見通しが立ってきた中で、今災害に限り、現行の85パーセント補助を、国庫補助事業の採択要件に合致するものについては95パーセントの補助、他の農業災害については90パーセント補助というふうに、決定をさせていただいたところでございます。

次に、現地調査は、どのようにされたのか、同行を断られた人もあるがというお尋ねでございますが、現地立会いとか、事前調査とか、地域の人に意見を求めることが必要と判断したことについては、従前から日程調整をして実施をしております。災害の現地査定については、町が現地で申請・説明し、査定官、立会官に申請どおり認めていただくことが重要であり、災害査定は全箇所、現地査定が基本でございます。査定状況により行程も変更しながら対応していきますので、地元の方に、査定時の同行は依頼はいたしておりません。

次に、災害復旧工事については、笹田議員の以前のご質問にも、お答えをさせていただいたように、災害復旧事業の原則は、被災した施設を原形に復旧することであると規定さ

れており、災害により施設の効用が失われた場合において、当該施設の従前の効用を回復、これが基本でございます。しかしながら、被災状況によっては、原形復旧が不可能な場合、原形に復旧することが、また著しく困難又は不適当な場合等にあっては、従前の効用を回復するため、改良的要素も認められることがございます。

次に、工事費の立替払いはやめ、地元負担金のみの支払いにせよというご質問でございますが、工事費の立替払いはやめるとは、地元施工で実施した場合に、補助金が交付されるまで受益者が工事代金の支払いをやめることであり、地元負担金のみの支払いとは、工事は町が業者に発注し、かかる受益者負担を町に納付していただくことであります。今回のような被災箇所が、多大な災害においては、全て町が工事発注し復旧することは事務的にも困難であり、復旧工事が遅延することに繋がります。住民要望に沿い、早期復旧を実現するためには、住民の皆様の協力を得ながら、地元施工で対応していただき、完了確認後、補助金を交付する制度を運用することも重要であるというふうに考えております。

次に、青線を河川と位置づけ、条例化を検討せよというご質問でございますが、本来青線は、河川法等の適用を受けない水路という意味において法定外公共物というふうに呼ばれております。基本的に、平素からの維持・管理は各集落へお願いしている実態でございまして、河川としての位置づけをする条例化の考え方はございません。

次に、中学校の通学方法につきましては、後、教育長の方から答弁をしていただきますので、最後に、子宮頸がんの予防ワクチン接種補助についての質問にお答えをさせていただきます。

昨日の井上議員の質問にお答えしたとおりでありまして、子宮頸がん予防ワクチンは、小中学校を中心とした、10代の女性が対象となっておりまして、県内では、明石市のみが、現在、公費負担をされているということでございます。近隣市町の今後の動向も視野に入れながら、慎重に検討して参りたいというふうに思っております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

議長(山田弘治君) はい、教育長。

教育長(勝山 剛君) 引き続きまして、私の方から、中学校の通学方法の現状につきましてお答えさせていただきます。

まず中学校の通学方法の現状につきまして、自転車通学の生徒が、雪降りにスクールバスの利用要望を断られたのは、なぜかということでございますが、校長は、スクールバスは、本来、遠距離通学ためのもので、運行コース、停留所、乗車制度など、当初より限定されており、その日だけ特別の乗せる対応はできないのでご理解を賜りたいと、このようにご説明したと思います。ご理解いただきたいと考えています。

例えば、スクールバス運行沿線の生徒だけ、近距離であっても、雪降りの日には、バスが利用でき、スクールバス運行のない地区の生徒は、早めに起きて自転車を押しながら、 徒歩で通学する努力もしておることをご理解賜りたい。

また、町内全校の通学事情を見る時に、1地域を限定して、雪降りを特別な理由として 捉えることはできないと考えているところでございます。

ただ、ケガ等で自転車に乗れない等々につきましては、ルールについては別として考えておるところです。

今の時代、いろいろな考えを持たれている方が多いと思いますが、ただ、利用できるものは利用すべきというような見方も感じられるところであります。

子どもの育成という視点に立つと、先ほども申しましたように、雪降り等の時には、早めに起こしていただき、遅れないよう安全に注意しながら、登下校させる保護者等の姿勢

も大事ではないかと考えるところであります。

次に、自転車通学全員に補助せよとのことでありますが、学校から2キロ以上の自転車 通学生、通学対象の生徒には、自転車購入補助は、もれなく補助をしているところであり ます。

以上、中学校の通学方法の現状につきまして、答弁とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

〔笹田君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、5番、笹田鈴香君。

5番(笹田鈴香君) では、まず、1点目の災害の復旧工事についてお尋ねします。

先ほど、町長はその、方針どおりで、その地元の方の言うんか、農家の方の、まあ農家だけではありませんけども、負担を軽くするためというのは、町長の方針どおりだと言われたんで、まあ、それは、私は、これ 10 パーセントにしていただくことは、本当に、皆さんも喜ばれておりますし、大変いいことだとは思うんですが、それでですね、ちょっと思ったんですけども、この 10 パーセントなんですけども、方針どおりであれば、前々から、今、町単工事は、30 パーセントになってますね。それを、15 パーセントに、この災害の時は、町長の厚意でされて、また、今度は、10 パーセントということで、それは、大変いいことなので、せっかくこの、町長の方針と言われるのであれば、きっちりと、今後、変わらないように、まだ 5 パーセントに下がるというのであれば、もっといいんですけども、条例化をね、それこそしていただいて、きっちり 10 パーセントいうのを位置付けて、条例の中に入れていただければ、もっといいと思うんですが、そのへんは、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) そういうふうにですね、負担を軽減するということ、まあ、それは、できるだけ町の財政や状況から見て、考え方としては、やっていきたいということですけれども、それは、その時の状況を、きちっと判断していかないとですね、ここまで、町の財政が、いつまでも、ほなら、そういうことができる状況にあるのかどうか。今後、条例で、きちっと将来において、それを規定していくということは、これはやはり、町の将来の中で、非常に難しい時に、逆に、それは、町にとって、大きな障害になってしまいます。

今回につきましては、前回、16年の災害時の大きな災害以上の災害ということでですね、できるだけ軽減をしたいという方針は、私は、当初から持っておりました。しかし、今回においてもですね、最初から、それをできますということは、申し上げれなかったいうのは、やはり、その状況と、財源見通し、また被災の、被災した、その被災額ですね、そういうものをですね、やはり把握して、町が、どれだけ財政的に、これ負担していくかということを、見極めた上で、その方針を、きちっと最終的に出していくということで、決めさせていただいたことでありまして、当然、今後、また、どういう災害がね、また起きるか、それ当然、分かりませんけれども、その時の、やはり、状況を判断しながら、やはりできる限り、負担、早く復旧し、また、被災者の負担を軽減しながら、町としては、最大限の努力をしていくという、その時の努力をしていくということで、考えていかなければ

ならないというふうに思います。

〔笹田君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、5番、笹田鈴香君。

5番(笹田鈴香君) 是非、前々から私どもも、他の一般の町民の方から言われる要望で もありましたので、本当に、これはいいことだと思います。

それと、同時に、こないだ議員連絡会で、ああ、協議会で報告された時に、もう1つの、その 40 万円以上の国庫補助の採択要件に合致する工事でというのが、7、8パーセントの地元負担というのが、これもいい方向で、95パーセントですから、ですから5パーセント負担ということに変わったんですが、それの変わった理由も同じでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) いや、答弁申し上げたとおり同じです。

〔笹田君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、5番、笹田鈴香君。

5番(笹田鈴香君) それで、それとまあ、査定の国庫補助の対象になっている 95 パーセント補助ということを、ずっとこう、言われて、自治会長さんとか、それから説明会でも、農会長さんなどに、こう言われているわけなんですけども、95 パーセントというのは、もう、はっきり決まった、国庫補助の率ですか。それとも、まあ、一応、要望されているのは、県としては、94.8 から 97 ぐらいまでを言われているそうなんですけども、そのへんは、もうはっきり国庫補助率は決まっていますか。決まっていませんか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、農林振興課長。

農林振興課長(小林裕和君) はい、お答えさせていただきます。

今、話しされている 95 パーセントというのはですね、国の補助の災害にならなかったもので、国の補助に申請すればですね、なっただろう、採択要件にですね、合致したであるうというものを 85 から 95 に上げさせていただいたということです。

で、お尋ねの補助災害についてはですね、12月、査定以後ですね、増高申請、まあご質問、12月議会でもお話させていただきましたが、増高申請をさせていただいて、年明けに最終的に、農政局の方へヒアリングを受けてですね、申請をしております。

それで、まだ、その補助率のですね、確定の通知は、まだ来ておりません。しかしながら、そこで算定させていただいたものについては、農地については、96 パーセント強、それから、また、施設については、99 パーセントぐらいのですね、補助率になっており、それを申請しているわけで、まだ決定は来ておりません。

# 〔笹田君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、5番、笹田鈴香君。

5番(笹田鈴香君) まだほな、決定がまだということですね。

で、例えば、決定すれば、その国庫補助を差し引いた残りが地元負担いうことになるわけですね。違いますか。ちょっとすいません。

〔農林振興課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、農林振興課長。

農林振興課長(小林裕和君) 国の補助災についてですね、の受益者負担については、補助残の2分の1を町が負担させていただいて、その2分の1を受益者負担として、負担金を納付していただくという形になると思います。

〔笹田君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、5番、笹田鈴香君。

5番(笹田鈴香君) はい、分かりました。それで、そしたら、大分こう、2、3パーセントで済むかもしれない。1パーセントぐらいになるかもしれないということだと理解をさせていただきます。

それでですね、その、採択条件ですね、国庫補助事業の採択条件に合致するということで、議員にもこう、配られたわけなんですけれども、これでですね、95パーセントいうことは、本当に嬉しいことではあるんですが、考え方によれば、この採択ですね、結局、見落とされた、見落とすというか、きっちり査定の時に見つけていないから、こういうことになったんだと思うんですが、そのへんは、言葉として、見落としというのが、いいのか、悪いかが分かりませんけれども、結局、もし、それで、その時に、査定を受ければ、受けて、その条件が合っているわけですから、もっと安くなるわけですね。そのへんは、町の怠慢と言うか、怠慢と言ったら言葉が悪いかもしれませんが、もうちょっと真剣に、見ていただければ、採択条件で採択されていたかもしれないんですが、そのへんは、どうですか。

# 〔農林振興課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、農林振興課長。

農林振興課長(小林裕和君) 被災後ですね、8月9日でしたので、その間にですね、それ以後ですね、査定が10月の13日から始まっています。それまでに、調査を、短い期間にですね、調査をしたわけです。

ただ、まだ稲も植わってますしてですね、草刈りも、まだできていない。稲刈り前に、 まあ皆さん、農家の方、草刈りされるわけですけれども、9月の中旬から、一斉に稲刈り が始まってですね、それから、まあ、現地が確認できたいう所もあります。しかし、その 時間になればですね、査定まで、まあ当面、測量してもですね、これだけの数の災害の中では、間に合わなかったいうのもあります。だから、お言葉を返すようですが、別に怠慢でですね、こういう形になったわけじゃないということは理解をしていただきたいと思います。職員、一丸になって一生懸命やらしていただきました。結果、そういう形でですね、国の補助に申請できなかった箇所いうのは、あるのは事実です。そういうとこもですね、先ほど、町長の答弁にありましたようにですね、85 パーセントの補助で、15 パーセントのですね、負担というのはですね、まあ、これだけ甚大な被害を受ける中で、受益者の負担もですね、相当掛かるだろうということでですね、少しでも軽減をさせていただいたらということで、まあ、95 パーセントまで嵩上げさせていただくということです。

これが、そういう形の中でですね、国の補助災になったものと、ならないものというのはですね、差はありますけれども、そこまで嵩上げをさせていただいて、町も一生懸命、その復旧に取り組んでいるということはですね、認めていただきたいというふうに思います。

# 〔笹田君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、5番、笹田鈴香君。

5番(笹田鈴香君) 95パーセントまでのね、補助率になって、悪いとは言わないんですよ。いいんですけども、まあ、そういう、もし採択されておればということがあったので、申したいと思います。

それでですね、今も、本当に職員の方が一所懸命されているのは、良く分かります。そこでですね、職員の配置というか、例えば、税金の期間に、確定申告の期間になりますと、各課から、今までやっていた人とかのお手伝いがたくさん入ると思うんですが、農林の、この復旧工事の関係では、職員の異動、前にもちょっとあったかも、知らせていただいたかもしれませんが、体制は、どのようになっていますか。応援体制。

#### 〔農林振興課長 挙手〕

議長(山田弘治君) 農林振興課長。

農林振興課長(小林裕和君) 災害以後ですね、全町の職員の中でですね、それぞれ各分野分かれて、災害対応をしておりました。そういう中で、各課がですね、協調して、町長の指示のとおりですね、応援体制をですね、いろんな業務に応援体制をやっておりました。

農林振興課においてもですね、今の職員の中でですね、精一杯できることをやってきましたし、それでは、当然、対応できない部分もありましたので、建設課のように、近隣の市町からの応援もいただきましたし、農林振興においてもですね、県の土地改良なり連合会等の職員にも応援をいただいてですね、そういう体制でやってきました。

そういう中で、取れる体制をですね、とってですね、やってきたいうふうに思っております。

ただ、農林振興の場合ですね、各地域の地形的が、あまり良く分からない、他市町の職員に応援をいただいてもですね、町の職員が一緒に同行しなければならないという、そういう二度手間、三度手間の部分もありますので、そのへんは、十分にこう、どういうふうにしたらですね、迅速に動けるかということも勘案しながらですね、体制をとってきました。

# 〔笹田君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、5番、笹田鈴香君。

5番(笹田鈴香君) まあ一生懸命やられているのは、本当によく分かるんですが、それで、今出ました、その地形とかね、そういうことが、やっぱり分かる人いう意味では、先ほど、ちょっと質問の中に入れてますけども、まあ査定の時でなくっても、現地を調査される時に、職員だけが行くというようなことでなくて、やはり地元の人も一緒に行って、その現地を見ることによって、その被害の大きさも分かりますし、それから、もし、工事をするにしても、例えば、町の見積を出すにしてもですね、本当によく聞いていると、例えば、地盤、土地の柔らかい軟弱な土地のとこもありますし、また岩があって、中々こう、下まで掘削できないというような所もありますね。そういったことを、やっぱり地元の人は、よく知ってますから、そういう人に、行って、そして、こういうとこですよって聞きながら、その現地調査するのも、1つの方法だと思うんですが、そのへんは、どのようにされているでしょうか。

# 〔農林振興課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、農林振興課長。

農林振興課長(小林裕和君) こと災害だけではなしにですね、通常、事業を進める上でですね、事前の調査とか、そういうものについて、地元の人のですね、ご意見も聞いたり、考え方も聞いたりというので、必要とあらばですね、まあ、地元の方の日程調整をしたり、代表者に、連絡をとったりして、いろいろな方法を使いながらですね、事前調査は、できるだけ地元の人の意見が聞くようにしています。まあ、それは、ずっと従来からですね、とってきた体制であります。

まあ、査定についてはですね、先ほど、町長の答弁にもありましたように、時間との勝負です。数を、現地を見ていただかなあかんという形になります。だから、そこで、住民の皆さんの声をですね、話し合って、決めるという時間はございません。

また、行程的にですね、全て現地査定をしますので、もう走るようにして回って行きます。だから、地元の人に何時ごろと伝えてもですね、当然、その確かな時間には着けないし、行かないかも分からない。時間がね、次の日にずれるかも分からないいうこともありますので、現地査定という点に関しては、地元の人の同行は求めておりません。

それまでに必要とあらば、住民の皆さんとか、役員さんの意見を聞いて、事前に調査をしてですね、それを、きちっと町が把握して、申請をしていくという形になろうかと思いますので、まあ、そういう現地の同行云々というんについてはですね、従来から、そういう体制でやっておりますし、これからも、そういう形でですね、やっていきたいというふうに思います。

## 〔笹田君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、5番、笹田鈴香君。

5番(笹田鈴香君) それとですね、分かりました。それでですが、工事ですね、特に、

この災害復旧の場合なんですけども、何度も言って来ているんですけれども、やっぱり、現状復旧いうのが基準ですね。しかし、ちょっと、今、今日、忘れてきたんですけども、この合併する前なんですけども、今の課長が課長だった、旧佐用町の課長だった時なんですが、江川の方で、他にもたくさんあったんですけども、取り上げて言ったのは、江川の方で、ブロック塀が倒れた。ありましたね。その時に、質問したと思うんですけども、その現状復旧だということで、前の年でしたかにやったのが、そのまま、もうその時、たくさんあっちこっちであったんですけれども、ブロックが、そのまま倒れるという、で、その時に、後ろから水が湧き出てるんじゃないかいうことも言って、で、今度目の、最初がね、11万ぐらい下がったと思うんですよ。で、それを聞くと、後ろにこう、水を抜く、ちょっと言葉を忘れましたが、そういう工事を追加したので増えたと。それまでは現状復旧と言われながら、なぜですかいうことを尋ねますと、水が出て、それを抜くための設備というか、工事をしたということで、追加になったので増えたと言って、じゃあ、基準を離れてるんじゃないかということを質問したところ、県に要望して、特別に変えてもらった、そういったことがありました。覚えておられますか。

それで、やはり変えようと思ったら、ちゃんと県の方に報告して、こういう理由だということを言えば、変えれるわけじゃないですか。だから、やはり、で、その今、改良復旧という言葉は、県の独自の言葉らしくって、国の方にも、ちゃんと整備事業と、ちょっと上の言葉忘れましたが、何とか整備事業というので、要望をすれば、それは聞いてもらえることもあるそうなんですが、やはり、本当にする気があれば、地元の意見も聞いたり、その現状を見てね、やっぱり、もうしないと言うんじゃなくて、基準、基準と言わずに、変えれるんですから、そのへんを、やっぱりじっくりと話し合って、協議して、工事を進めるというような、ことは今後、考え、検討していただけるかどうか、お尋ねします。

#### 〔農林振興課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、農林振興課長。

農林振興課長(小林裕和君) 今の質問ですね、平成 11 年の話だと思います。

平成 10 年災でですね、ブロックを積んだものがですね、平成 11 年災害で、まあ、倒れたと。背後からの水によってですね、高畦畔のブロックが倒れたということです。その時はですね、私も査定を受ける前にですね、査定官と、いろいろ議論をさせていただいて、背後から水が回ったのはですね、裏からの湧水が多いためで、裏の湧水の処理をしなければ、再びまたブロックがですね、転倒する恐れがあるということで、裏からのですね、湧水処理の計画も入れさせていただいてやりました。

ただ、それは、現状の復旧で、現状にプラスアルファ必要とあるものについてはですね、 そういうことができるということです。で、現在もですね、基盤整備したというような所 のですね、法面について、本来は、現状復旧は、法面は、土羽だけの復旧ですけれども、 しかし下からの湧水等がある場合についてはですね、下に布団篭を設置して法面を安定を 図る。そして現状の回復、効用の回復をしているという形でですね、取り組んでおります。

まあ、そういう必要とあらばですね、当然、それは、現地を十分調査して、それによって認めていただくものは認めていただく。駄目なものは、まあ駄目だと言われますけども、そういう形で、今の災害復旧にもですね、取り組んでおります。

だから、そういうことで、改良というのはですね、効用の回復をですね、図るために全 然違うことをするということもですね、考えられます。 例えばですね、災害によって、河床が下がった場合、井堰の高さがですね、1メートルの井堰の高さでも河床が下がったためにですね、同じ1メートルの物をつくっても、水が取れないということもあります。そういう時は、2メートル、3メートルの水が取れる効用を回復するための改良的要素もあります。そういうことは、当然認められることでありますけども、しかし、原則は、現状の回復ということが、法にも謳ってありますので、そういう形で、今後も取り組んでいきたいというふうに思います。

# 〔笹田君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、5番、笹田鈴香君。

5番(笹田鈴香君) はい、あのまあ、是非、地元の意見、関係者の意見を聞いて、それ も参考にしていただきたいと思います。

で、次に、工事費の立て替え払いなんですけども、の件ですけども、この、先ほど言われました、町が発注した物については、それに対してということで、補助金だけ振り込むという形になるということなんですが、そうでなくって、地元施工の場合ですね、従来、災害復旧は、ええっとごめんなさい。間違えました。40万から、5万から 40万円までの、その工事ですね。その場合、見積を取って工事をするわけなんですけども、申請をしてするわけですが、業者と、まず町との見積り額が違う場合がありますね。その場合の、その、例えば、35万が業者とすると、町が30万、そういった場合の、まず支払方法ですね、それを教えてください。

#### 〔農林振興課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、農林振興課長。

農林振興課長(小林裕和君) 地元施工でされる場合の支払方法ですかね。地元施工でされる場合については、町がですね、地元から申請を受けて、それによって、町が、査定をさせていただいて、補助金は、これだけですよという決定通知を出させていただいて、それによって、地元が、事業者に依頼をされて施工をされるわけです。それについては、ここを完了したらですね、完了したいう届けをいただいて、それを確認をして、町は、決めた補助金を、通知をした補助金を、まあ、地元へ交付させていただきます。その間、地元が、業者さんと、請負契約ですね、口頭なり、請負契約書まで交わされてるかどうか分かりませんけれども、口頭でも、そういうことで、契約をされておりますので、その間、補助金が入るまでについてはですね、地元の方が業者さんと協議をされて、まあ、その工事額をですね、お支払いただく。補助金プラス受益者負担の分を上乗せして払っていただくというふうな形になりますけども、払っていただくということで、まあ、町は、工事を完了後確認をすればですね、その決定した補助金を代表者の、代表者なり申請者のとこへ納付させていただくという流れになっております。

## 〔笹田君 挙手〕

議長(山田弘治君) 5番、笹田鈴香君。

5番(笹田鈴香君) それでですね、お尋ねしたいのは、結局、農家の人は、一度に、そ

の工事代金をね、業者に払うのが、もう大変だと。まあ、例えば、35万の1件で、3箇所ぐらいとか、4箇所とか崩れたり、いろんな、この災害に遭っている人があるんですけども、そういった人が、一度のお金をね、払うのが、大変だということで、先に払わずに、町から、その後で、入って来る分を、業者に、まず払って欲しいと、そういう声があるんですけども、今までにというか、今回も、そういうのがあったというのを聞いているんですけど、そのへんは、どのように、今、言われたので、ずっと通されているのか。それとも、もし、相談があれば、それに応えてもらって、工事費を、その町の補助の分を、業者の方に出していただけるのか。そのへんを、お願いします。

# 〔農林振興課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、農林振興課長。

農林振興課長(小林裕和君) 先ほど説明しましたように、補助金は、地元に交付するわけですよね。だから、業者に交付するわけじゃないんですよね。だから、今、言われるような ことはできません。

だから、地元のお支払がね、業者さんと協議の中で、町の補助金が入るまで待って欲しいとかね、そういうのは、地元と業者のお話になろうかというふうに思います。まあ、そこまで、町も、先、絶対払うとけと言ったこともありませんし、しかし、それは、地元が施工ですから、地元の方と業者さんとの信頼関係の中で、対応していただければいいと思います。

その町が、業者さんにですね、その補助金を交付申請することはあり得ない。この補助金制度の中では、地元に交付することですから、そういうことはあり得ない。

ただ、町が発注した、請負契約をした、工事については、町の方が、責任持ってですね、 完了をすれば、業者さんの方に、もうお支払いをする。そして、地元の方に対しては、受 益者負担を、納付書を切ってですね、地元の方に、納付書を出させていただいて、町の方 に受益者負担を納付していただく、まあ、こういう2つの制度を、制度でですね、運用さ せていただいております。

# 〔笹田君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、5番、笹田鈴香君。

5番(笹田鈴香君) 2005年の12月議会に、そのことで質問しているんですけども、結局、補助金を、地元なら地元にね、まず、業者と、その話し合いが中々、大変なので、やはり、その補助金をもらってから払おうと。業者も、中々、大変ですから、やっぱり欲しいですから、そういった場合に、補助金を、見積を持っていけば、町からいただいて、最終的には、領収書で、計算をするということを、答弁されているんですけれども、ちょっと、向こうに置いているので、あれなんですが、12月議会で、そういうことも言っておりますので、ちょっと、そのへんを、また検討していただいて、やはり、本当に、支払が大変で、このまますると、まあ支払だけじゃなくって、昨日からもずっと出ておりますけども、やはり工期が遅れる、工期というか、やはり災害の、その工事にかかってもらえないいうことやら、いつできるんか分からない。それから、お金がいくら掛かるか分からないいうことで、もう農家、農業を、もう辞めようか。この際もう、きっちり辞めようかなとかいう人が、本当に増えてます。そういった意味では、やはり町長も先ほど、農家の方の

ために、一生懸命、こうね、補助率も上げていただいてやっているわけですから、そのへんも考えていただいて、やはり農家にとって、農業を守るという意味でも、いい方法でやっていただけたらなと思います。

次ですけども、中学校の通学方法を問いたいと思います。

これは、江川の子、生徒のことなんですけども、さっき言いましたように、中々、雪が降った時なんかは危なくて、自転車に乗ると危ないと。こないだ、今年は、雪が少なくて良かったんですが、凍結をしたり、ちょっと薄く、もうほんま2、3センチの時には、よく滑って、こないだも、今年になってからも、何人か、ケガしたかどうかどうか分かりませんけども、自転車に乗ったまま転倒した子が何人かいます。そういった意味も含めて、やっぱり昔と違って車の量が多いし、丁度、通勤帯と一緒になるので、転んだところへ車が来たと。車が止まれればいいんですけど、それこそ、滑って、そこで大きな事故になったいうことなんかも考えられますので、やはり、これは、特別な理由というか、ケガして乗れない子は、しょうがないんですけども、やっぱり、そのへんを考えていただいて、せめて雪降り、その全員じゃなくって、希望する子だけね、ぐらいは、バスに乗せていただけたらと思うんですが、そのへん、もう一度お願いします。

# 〔教育長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、教育長。

教育長(勝山 剛君) 雪降りだけではなくって、普段からですね、子ども達の安全な登下校については、本当にあの、頭を悩ますことが多い時代です。特に、江川線につきましては、本位田から、途中まで道狭い所もありますし、また、北部の方に入りますと、道も狭い所があります。そういう中で、徒歩通学、自転車通学は、まあ大型が来れば、中々、横に待避所が直ぐないというような状況も考えられます。しかしながら、今まで、大きな事故もなくですね、冬場も夏場もですね、登下校をしてくれております。これは、保護者や地域、また学校の指導のお陰だろうと、そのように感じておるところですが、先ほど、申しましたように、私は、子どもを育てるという視点で、是非、お考えいただきたい。私も、3校の責任者として務めて参りましたが、いつも勤務した時には、与えられた通学方法で、3年間頑張らせてくださいと。これが、人生にとって、非常に力強い力になりますと。こういうことを、常々言ってきておりますし、最近も、通学のことで、いろいろと教育委員会と学校と協議する。また、相談することもありますが、是非学校長にもですね、そういう、やっぱり心も体も鍛えると。そういう視点と、今、議員がおっしゃいますように、安全面。どうでも本当に必要なのか。

しかし、もうちょっと時間的余裕を持ったりして、何とか、自分の身を自分で守る。そういう姿勢で登下校できないだろうか。そういうところで、私も本当のことを言えば、悩んでいるところなんです。けども、先ほど来、何回も言っておりますけれども、やっぱり3年間しか、もう鍛えられません。そういう意味で、ご理解賜りたいと思います。

# 〔笹田君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、5番、笹田鈴香君。

5番(笹田鈴香君) で、まあ、スクールバスで、安全に走ってもらうことは、本当にいいことではあるんですが、それでですね、このスクールバスは、この結局、江川線は、ウ

エスト神姫が走って、普通のね、民間の公共バスということだったんですが、今度は、スクールバスということで、それに混乗ということになりますね。一般の人は。で、無料で、喜ばれてはいるんですが、中々、乗りにくいという、そういった、例えばですが、バスの乗り場の所は、あんがい停まってもらえるけど、結局、今まで乗っていた、下の方の、結局、自転車通学ですね、とか徒歩通学の所で停まっていたのが、停まらないので乗れない。こういったことも出ておりますし。

それとね、まず代替えバスということで言いますと、その雪降りなんかに、バスを利用して、お金を出して乗って、行ってたわけです。危ないと思われる日はね。危ないというか、その日によってですけど、雪降りとか。行かせていたということなんですが、今度は、お金も、払えないと。払って、まあ、スクールバスですからお金払えませんね。で、何か、スクールバスになって、結局、一般の人とか、それから、一般の人に類するというか、中学生なんかの徒歩、自転車の、まあ徒歩の子は、多分、利用してないと思うんですが、自転車通学だった子が、利用できないという、そういった矛盾点が、出ているんですけれど、そのへんは、どのようにお考えになりますか。

# 〔教育長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、教育長。

教育長(勝山 剛君) 私は、矛盾ではないと思っております。

例えば、ウエスト神姫は、これは営業ですね。公的交通機関。ですから、お金を払えば乗せてもらえる。多分、江川線、三河線につきましてもですね、手を挙げれば、どこでも乗れただろうと思います。

で、スクールバスは、やっぱり先ほど、議員がおっしゃいましたように、学校の子どもを中心に送り迎えするバスであると。で、学校の教育課程に沿った校時表、これに基づいて、バスも運行させていただいておるところです。そういう中で、矛盾と言えば、使い勝手が悪くなったということについてはですね、使う側から見れば、そうだろうと、私は、考えておりますが、やっぱりスクールバスとウエスト神姫の、やっぱり目的と、そういうものから見れば、違いは出てきた。私は、そのように理解しているところです。

#### 〔笹田君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、5番、笹田鈴香君。

5番(笹田鈴香君) それとですね、そのへん、いろいろ教育長と同じような考えもあるんですけども、やっぱり、乗る子どもの立場から言うと、やっぱり雪降りなんかは、特別な日はね、ちょっとやっぱり、その毎日とは言ってないわけですから、ちょっと、前もって、大嵐の台風の時とか、そういった時には、乗せていただけるような、また配慮というか、検討も、是非していただきたいと思います。

それと、後、自転車通学なんですけども、自転車、ちょっとこれ、私、すいません。間違っておりましたが、自転車通学全員に補助をと書いているんですが、自転車通学だけじゃなくって、すいません。これちょっと削除してください。全員ですね、生徒全員に補助をして欲しいと。自転車の代わりというか、部活に行く時には、自転車に乗るので、例えば、補助という言葉がおかしければ、旧南光でされていたように、祝い金というような形でね、ちょっとしていただければ、いいかなと。それは、要望ですので、是非、検討いた

だきたいと思いますが、そのへんは、どのようにお考えですか。簡単に答えてください。

# 〔教育長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、教育長。

教育長(勝山 剛君) 自転車補助のことは、ちょっと後にしまして、部活動の参加について、これは、まあ、学校で言えばですね、正規のルートで、通学方法で、通学するというのが、これは、基本的な考えです。と言いますのは、部活動で、学校へ来ておる時に、交通事故でケガをしたと。これは、管理下になります。ですから、徒歩通学生が、勝手に自転車で、部活動で来たと。これは、困るわけです。基本的には、そういうことがベースになっておりますので、ちょっと、これは、頭の中に置いていていただきたい。

で、今のところ、自転車通学、普通のですね、登下校にかかわって、2キロ以上、これについては、自転車通学をしております。ですから、先ほど申しましたように、休日とか、そういう時の部活動で、自転車に乗ると言われましてもですね、これは正規の通学方法が基準であると、このように、今のところは捉えておりますので、どうぞよろしくお願いします。

# 〔笹田君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、5番、笹田鈴香君。

5番(笹田鈴香君) 今、分かったんですが、全員、生徒全員にね、やっぱり自転車、中学になったら、たくさん乗りますし、自転車という言葉がおかしければ、祝い金という形で、何かこう、していただけるような考えは、あるかないかだけ町長にお尋ねします。

議長(山田弘治君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) 自転車補助とですね、祝い金とは、全く違うこと言われてますので、答えようがないんですけども、自転車補助については、今、教育長言われたようにですね、教育という立場から、もう決められているわけ。通学方法が決められているわけです。それに対して、その補助をしているわけですから、それを変える必要はないと思っております。

#### 〔笹田君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、5番、笹田鈴香君。

5番(笹田鈴香君) はい、分かりました。時間が、あまりないので、ちょっと、大切な質問をしますが、子宮頸がんの予防ワクチン接種に補助をいうことで、お尋ねしているわけなんですが、昨日、井上議員からも、いろいろ出ておりましたが、井上議員は、子宮がんの検診のことをたくさん言われておりましたが、私は、その子宮がんの検診の前の時点の予防ワクチンですね、このことについて、もう是非、公的な助成をして欲しいという思いで、補助をしてくださいということを、お願いして質問をするわけなんですが、この子宮頸がんは、結局は、性交渉によって感染しやすいわけです。そして、その性交渉以前に

接種しないと、あまり意味はありません。それで、今、性行為が早く経験する子が多くなっていると聞くんですが、それも直ぐに、子宮頸がんですね、がんの症状は表れないんですが、低年齢に受けないと、あまり効果はありません。で、20歳から子宮がんの検診が受けられるんですね。で、検診を受けることと、それから、予防接種することによって、もう本当に、凄く、この効き目があるそうですが、やはり、大人になってから、その検診を、子宮がんの検診を受けるいうことですが、ちょっと、日にちは忘れたんですが、佐用チャンネルでも、このことを、佐用共立病院の秋本先生がね、子宮頸がんについて、いろいるお話をされているんですけれども、町としては、やはり、この子宮頸がんの予防ワクチンということについて、どうお考えになっているのか、そして、今、明石市では、この4月から実施されるそうですけれども、この明石市の、6年生から中学校の生徒に、希望者全員いうことなんですが、佐用町の、例えばするとして、実施するとして、6年生から、中学校3年生までの女子の生徒は、何人ぐらいいるんでしょうかね。

# 〔健康課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、健康課長。

健康課長(新庄 孝君) まあ、実施については、先ほど、町長さんの方が、お答えされましたように、近隣の市町の動向見ながら、慎重に検討したいいうことでしたので、そのとおりでございます。

まあ、ちょっとまあ、明石市が、兵庫県ではまあ、全国でも数市に及ぶわけなんですけ ど、本当にまあ、少ない状況でございます。そんな中で、兵庫県では、明石市が、22年度 から実施されるようでございます。

で、まあ、明石市につきましては、小学 6 年生を基準としております。中には、全国では、中学 1 年生を基準としているところもあるようですが、まあ、22 年度については、明石市はまあ、経過措置なんで、6 年生だけを対象にするわけではなくて、中学 1 年生、2 年生、3 年生も、対応するということで、女子については、1 学年で、だいたい 1,500 人ほど対象者がいるようです。で、まあ、4 学年ですので、まあ、6,000 人で、接種を希望される方について、1 万 5,000 円の 3 回で、4 万 5,000 円を公費負担するというように聞いております。

まあ、佐用町では、まあ 11 歳か、まあ 12 歳程度の児童あるいは、生徒でしたら、女子では、だいたいまあ 1 学年 100 人ぐらいではないかなというふうに思います。 100 人に、1回 1万 5,000 円の 3 回で 4万 5,000 円としますと、いくらですかね。 4万 5,000 円で、1 学年 100 人にしますと、450 万円。仮に、6年生から中学 3 年生まで 4 学年をしますと 1,800 万円かなというふうに思っております。

# 〔笹田君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、5番、笹田鈴香君。

5番(笹田鈴香君) 約1,800万ぐらいですね。で、近隣の市町の動向を見て考えるいうことですけども、この1,800万ですけど、結局、その今の6年生から中学3年生までを実施したとしてですね、全員かどうか分かりませんけど、全員したとしても、その金額ですね。で、その子が、今度、ずっと、もう後、中学1年、2年、3年生までは、もうしないわけですから、今度入る子は、例えば、今で言いますと、100人ですけど、段々、減って

ますから、もっと減ると思うんですね。ですから、毎年、初年度は、その金額として、それから、後は、もう100人程度ですね、100人弱ぐらいになると思うんですが、そのへんを考えてですね、やはり子育てという意味と、それから、さっきも言ったんですけど、やっぱり子育ても大事です。で、その子育てをする前の、子どもを産むというね、そのお母さんを大事にしないと、結局、性交渉とか、そういった、他からの感染もあって、この病気になって、死亡率が高いわけですから、そのお母さんが亡くなるということは、子どもを産めないわけですから、やはり近隣の動向を見ずに、町独自でね、やはり町長の、やっぱり子育て支援センターもできたり、そういった意味では、子育てに力を入れてらっしゃるんだろうと思いますので、やっぱり、一番、佐用町が一番に、そういうことはやっていただきたいと思うんですが、そのへんはいかがですか。

# 〔町長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、町長。ああ、3分切ってますので、はい、答弁お願いします。

町長(庵逧典章君) はい、将来のですね、そういう健康、母子の健康、まあ、そういうことを考えていけば、経費的には、私は、本当に、そんな大きな経費ではないと思います。ただ、今、明石市でやっていてもですね、希望者にということです。ですから、本当に、この小中学生を対象にというね、低年齢のお子さんが、そういうことに、きちっと、やっぱり教育を受けてですね、全員ができるように、そういうことの、やっぱし事前のですね、これは取り組みが必要だと思います。それと一緒に、町としての公費負担を、公費で助成をしていくと。こういう両方をね、やっぱり進めないと、ただ、これをやりました。ただ、希望者ですよということでは、私は、その効果はないというふうに思っております。そのことで慎重に考えてますということです。

## 〔笹田君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、5番、笹田鈴香君。2分切ってます。

5番(笹田鈴香君) それでですが、先に、これを見せますけども、多分、ご覧になった 方もあると思うんですけども、ちょっとお借りしてきたんですが、これを佐用チャンネル で流されました秋本先生ね、という婦人科の先生なんですけども、ずっと流されて、結局、 受けるのは、一番最初に受けて、その後、1カ月目、そして6カ月という3回を受けるわ けで、それと、昨日も、井上議員の答えにもありましたし、この子宮がんの検診率が、も うもの凄く少ないですね。栃木県では、47.7 パーセントが受けております。佐用では 10 パーセント余りしか子宮がんの検診を受けておりませんので、やはり子宮がん検診と、そ れから、やはり性教育ということも含めてですね、中学校、小学校高学年になったら、是 非、このことについて、話とか啓蒙、啓発していただきたいと思うんですが、その点をお 願いして、答弁いただいて終わりにします。

## 〔健康課長 挙手〕

議長(山田弘治君) 健康課長。

健康課長(新庄 孝君) 結構まあ、子宮頸がんは、まあ、若年層に増加しておりまして、罹

る率とか死亡率も若年層に多いです。 まあ、平成21年度には、

議長(山田弘治君) 課長、時間来ましたので、まとめてください。

健康課長(新庄 孝君) 21 年度には無料クーポン等ね、発行されまして、22 年度でも取り 組むように考えております。

まあ、節目ではね、20歳、25歳、30歳、結構、若者の方も対象になっておりますので、 そういう啓蒙とか図りまして、若い方からね、こういう検診も含めて実施していただくよ うに考えております。

議長(山田弘治君) 笹田鈴香君の発言は終わりました。 暫く休憩をいたします。10分間の休憩を取りますので、再開を25分とします。

> 午前11時14分 休憩 午前11時25分 再開

議長(山田弘治君) それでは休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。 20番、吉井秀美君。

[20番 吉井秀美君 登壇]

20番(吉井秀美君) 20番、日本共産党の吉井秀美でございます。

これより通告に基づき4点の質問をいたします。

昨年8月9日、18名もの尊い命を亡くし、今も2名の方が不明という大きな犠牲を出してしまったことが残念でなりません。検証をしっかりとして、二度と、このような悲しいことが起きない、安全なまちづくりが急がれています。亡くなられた方のご冥福を祈り、不明の2名の方が、早く見つかることをお祈りいたします。

あの台風では、住宅も大きな被害を受け、全壊 139 戸、大規模半壊 69 戸、半壊 483 戸、 床上浸水 156 戸、床下浸水 742 戸など 1,700 戸を超える被害となりました。

第1の質問は、これら被災住宅の再建支援制度について、独自支援を求めるものです。

は、国の生活再建支援制度は、単数世帯、いわゆる1人世帯の場合は、支援金が4分の3になります。例えば、全壊で住家を建て替える場合、基礎支援金100万円と加算金が200万円の合計300万円が、単数世帯では、225万円になります。大規模半壊も同じく4分の3です。この差額を町が独自に補てんできないか、見解を伺います。

は、同じ台風9号で被害を受けた、美作市の支援制度について考えていただきたいと思います。半壊世帯で、建て替えや補修、または撤去をする場合に150万円。撤去のみの場合は、50万円、支援をしています。床上浸水世帯で建て替えや補修、または撤去をする場合に、50万円。非住家の解体撤去は50万円を限度として支援をしています。議会の台風9号災害に関する調査特別委員会は、2月2日と3日に、新潟県に復興計画等の研修に行って参りました。柏崎市では、全壊の場合、国の最高限度額300万円。県・市の支援金100万円が、938世帯に。大規模半壊の場合、国250万円、県・市が所得により100万円か50万円、これを342世帯に。半壊の場合は、県・市が50万円を2,930世帯に支援しています。それに、義援金は、全壊に1次、2次分を合わせて、250万円。大規模半壊に125万円。半壊に62万5,000円を配分されています。ですから、半壊でも、112万5000円で、

佐用町の倍近くになります。全国には、この他にも、国の制度に上乗せして、支援をしている自治体は多くあります。研究して、制度を作るべきだと考えますが、いかがでしょうか。

は、12 月議会に続き、被災住宅の判定について、見直しを求めて、質問をします。第 1 回目の調査は、その家の人の立会いがない状態でも行われていたり、家を間違えていたりと問題がありました。要望により再調査が行われましたが、その結果に、不服があった場合の対応は、満足できるものではありませんでした。再々調査はないという、町の姿勢は、変えられていません。町民から、納得できないけど、どうにもならんと、不満を訴える人が、こういった声を上げている人が、結構いるのです。岡山県は、2004年の台風による高潮被害の時に、建築士を入れたそうです。美作市は、その経験に学び、職員 2 人と建築士を入れた班編成で、調査にあたったそうです。専門家が、丁寧に状態を説明するので、再調査を要求する人は、ほとんどなかったそうです。こういう点で、美作市のやり方は、良かったのではないかと思います。佐用町の姿勢は、反省するべきところがあったのではないか。見解を伺います。

2点目に、河川改修計画について、住んでいる所が、どのようになるのか心配する声が、 多くあります。計画の説明は、どのように進められるのか、佐用商店街周辺地区は、2004 年の台風でも浸水しました。大山谷川の状態が心配です。土砂の堆積や倒木が流れを邪魔 して溢れてしまいます。今年の梅雨や台風をどうするのか、対策を考えてあるのか、お尋ねをします。

3点目に、佐用坂の歩道について、質問をします。現在、歩道設置工事が行われていますが、もう何年も前から、上町住宅から佐用坂に向かって、延長することが、切実に求められています。その部分の計画はどうなのか、お尋ねをします。

4点目に、雇用促進住宅佐用宿舎が、4月から町営住宅となることで、先般の議員協議会で、町長は、新婚世帯等に家賃を軽減することを説明され、今議会に条例を提案されています。その中で、現在、空き室が19戸、4階、5階で11戸あるという状況が説明されました。家賃の減額は、4年間と限定されていることですから、思い切って、1万円家賃を打ち出して、マスコミにも話題として取り上げられるような、そして、若者が、関心を持って振り向くようなことを考えてみてはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

以上で、この場での質問を終わります。明快なご答弁をよろしくお願いします。

議長(山田弘治君) 町長の答弁を求めます。庵逧典章君。

## 〔町長 庵逧典章君 登壇〕

町長(庵逧典章君) それでは、吉井議員からのご質問にお答えさせていただきます。

まず、被災住宅補修に対する町独自支援を求めるということについてのご質問でございますが、現在の被災者生活再建支援法においては、単身世帯の場合には、複数世帯の4分の3になりますが、これは法律で決められていることでありまして、町として差額の支給補てんをすることは考えておりません。

半壊世帯や床上浸水の世帯については、国の制度上の支援金がないために、県なり市町が単独で支援を行っております。しかし、単独の支援策については、それぞれの自治体の財政的な問題なり、災害の規模などにより違いがあるため、支援内容に差がでてくることは、これは、止むを得ないというふうに考えております。兵庫県の場合も、平成 16 年の台風第 23 号の時は、半壊 50 万円が支給されておりますが、今回は 25 万円であります。町としては、議員が言われるように、16 年と同額の支援をお願いをしたわけでありますが、

県も財政面など、総合的に判断された結果であろうかというふうに思います。

美作市や柏崎市における支援内容にしても、それぞれの県において十分検討されての支援であると考えますし、美作市では、床上浸水には県の支援金が出ておりません。また、柏崎市においては、被災家屋が多く、全国からたくさんの義援金が集まり、被災された方への配分額も本町と比べて多くなっておりますが、これも止むを得ないというふうに考えます。

次に、被災家屋の判定についてでございますが、12月議会での質問にもお答えをしましたように、再調査の依頼があれば調査員が出向き、調査内容、個々の状況を説明し、一定の基準に基づき判定していることをご理解いただいていると認識しております。

また、調査員については、判定講習を受けた県、他市町の応援職員の方に、ご協力をいただき大変感謝しております。その後の講習会には、本町からも職員を参加させ、被害判定ができる体制を整えているところでございます。基本的には町職員で調査することを考えていかなければなりませんが、講習を受けられている建築士もございますので、今後、被災の規模や状況を見ながら対応をしていきたいと考えます。

次に、河川改修計画について、説明会が遅れた理由は何かとのお尋ねでございますが、 兵庫県の河川復興室によりますと、昨年 11 月 12 日の佐用町自治会長会でお知らせしたと おり、11 月から河川改修計画素案を住民の方に閲覧していただいてご意見をいただき、こ の意見を反映させて河川改修計画案を作成し、1 月下旬から地区説明会を開催する予定で ありましたが、国土交通省の事業決定が約1カ月遅れたことから、地区説明会の開催も約 1 カ月遅れたというふうに聞いております。なお、河川改修計画案の説明会は、既に2 月 24 日、大日山川から始まっております。

次に、大山谷川の件についてのお尋ねでございますが、今回の災害で大山谷川からの土砂流出が激しくJR姫新線・国道179号並びに下流域の民家への被害が甚大でありました。早速、県との協議の中で土砂流出等の再発防止のため、砂防激甚災害対策特別緊急事業の位置付けをいただき、砂防施設を25年度完成予定で事業推進を図って参ります。なお、数度にわたる流域の荒廃調査の結果、堰堤数が複数になる可能性もあるとの話も聞いております。

次に、佐用坂の歩道設置事業の早期完結をとのお尋ねでございますが、県といたしましても、ご質問の区間約1キロについては、歩道が未整備であり、高校生の通学等、大変危険な状況と認識をされており、平成20年度に事業説明及び用地境界の立会いを実施をされたところであります。現在、頂上手前の区間245メートル間で工事が実施されておりますが、用地立会いの結果、判明いたしました種々の整理すべき問題があるというふうに聞いておりまして、関係者の皆様のご協力を得て、これらを順次、解決しながら早期完成に向けて、鋭意事業進捗を図っていただけるものと期待をいたしております。

最後に、雇用促進住宅の政策家賃についてでございますが、独立行政法人雇用・能力開発機構所有の雇用促進住宅については、所有権移転登記を経て、4月から町営定住促進住宅五反田住宅として、管理をすることとなります。今議会に提案をしております、佐用町営定住促進住宅条例及び施行規則により、入居基準や家賃額、管理に関する内容を定めますが、その趣旨とするところは、佐用町内への定住希望者に対して、低額な家賃で賃貸することにより、定住促進と人口減少を抑制しようとするものであります。

定住促進住宅は、全室3DKの間取りで、3、4人家族が生活を営むのに適した広さとなっております。そこで、特に若い世代の居住安定を図る目的で、入居直後の費用負担を軽減し、入居後4年の期限を定めて、新婚世帯は1から3階までは2万5,000円、4、5階は2万円、子育て世帯は1階から3階までは3万円、4、5階は2万5,000円の低額家賃を提案をさせていただいております。これは、同様の広さを持つ、既存、町営住宅の月

額所得15万8.000円以下の世帯と、ほぼ同じ家賃額に相当をいたします。

公営住宅法により建設された町営住宅は、住宅に困窮する低額所得者を対象に賃貸をいたしますので、世帯所得に応じた家賃算定となっており、また、民間の賃貸住宅と比べてかなり低額な家賃となっております。これによって、若い世代の定住促進につながるものと考えております。

また、公営住宅法では、入居対象にならない、若い単身者についても、勤労者に限り、勤務先の入居同意を条件に、団地内の自治活動に積極的に参加できる方を対象に入居許可をしたいというふうに考えております。

新婚世帯、子育て世帯、単身勤労者については、4年間の家賃軽減期間と、最大8年間の期間延長を含めて、合わせて最大12年間の定期使用許可期間となります。なお、本来は、町営住宅に入居すべき、居住の安定が必要な低所得の高齢者や身体障害者などについては、町営住宅に空き部屋がない場合の住居確保として、なるべく低層階の部屋へ入居できるよう配慮をしたいというふうにも考えております。

以上で、この場における吉井議員からの一般質問に対する答弁とさせていただきます。

〔吉井君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、20番、吉井秀美君。

20番(吉井秀美君) 再質問をいたします。

まず、被災住宅の支援制度についてなんですけれど、この単身世帯と複数世帯に支給額の差が出るのは、法で決められているから仕方がないことというお答えなんですけれども、これが、やはり、そこのところが、おかしいではないかということで、美作市につきましても、これ、差額を埋める対策を取っているということなんですね。

で、あの、研修に行きました柏崎市でも、この被災者生活支援法について、単身世帯と 複数世帯に支給額の差があることについて、改善要望が強かったと。そういうふうに、担 当の方が言われておりました。そういう問題を持っているわけですから、町長としては、 法で決められているというのでなしに、そういう手立てをする努力と、それと、国に制度 を改善するように求めていかれないかどうか、お尋ねします。

〔町長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) やはり、これは、国が、法律を制定される時にもですね、いろんなことを、やっぱし考えて、公平になるように、基本的にはですね、被災された方、国民が受ける利益が、公平になるようにということで、制定されたものというふうに考えますし、私は、やっぱし、単身の方と、複数家庭で、家族がおられて、子どもがおられていう方があるわけです。複数と言っても、いろんな複数があるわけですけれども、そこには、やっぱり、被災された時に、被害額、被害の状況も違ってくるだろうと、そういうことの中で、やはり、法律が定められたものというふうに思っております。ですから、そういう公平な、まあ、いわゆる全体として、公平に支援をしていくという観点の上で、定められたものには、合理的な、やっぱし理由もあろうかと思いますので、私は、これは、1つの合理的な、まあ、公平な考え方ではないかという考え方を、私は、持ちます。

# 〔吉井君 挙手〕

議長(山田弘治君) 20番、吉井秀美君。

20番(吉井秀美君) その点ですが、これは、町長は、その支援が公平になるようにという、受け止め方をされておりますけれど、いろいろと、財産、失った財産にはね、それぞれ家族の数とか、関係して、その多い少ないはあるかと思いますけれど、この生活再建支援法というのは、これは、住家にかかるもので、住家の解体とか、補修とか、建て直し、そういったものにかかるわけで、必ずしも、家族が多かった、それから、単身であったということで、差が出るものではないというように思うんですけれど、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) 当然、家が、どういう家か、まあ、その家の内容、それぞれの住家、個々全部違うと思うんです。でも、まあ、やはり法律というものは、そのたくさんの方の最大公約数の中で、考えられていかなければ、これも法律というものはできないと思います。個々の、それぞれのね、家庭においては、状況はいろいろとあると思いますけども、それは、やはり、この法律というものは、そういうことで作られた、制定されたものだと思っておりますし、まあ、住家の補修ということについては、それは、大きな家もあり、小さな家もありですね、また、家のつくり方も、いろいろと違います。補修にかかる費用も違うものがあると思います。

ただ、その住家の補修だけではなくって、そこにある、家で住むためのですね、やはりいろんな設備、そして家具、そういう物もあろうかと思います。そういう中で、やっぱし複数家庭においては、それだけ被害があり、また、それに掛かる、再建に掛かる費用というのも、それだけたくさん掛かるだろうということで、単身と複数家庭との差というものが作られたものというふうに理解するのが、やっぱし妥当かというふうに思います。

〔吉井君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、20番、吉井秀美君。

20番(吉井秀美君) 佐用、その柏崎でもね、やっぱり、そういった支給額の差について、苦情が多かった。改善要望が強かったということは、これは、やっぱり被災した住民の切実な声です。ですから、まあ、町長は、この法が公平だと言われるので、まあ、ここの問題につきましては、考えが変らないようですから、次の質問に行きますけれど、本当に、この差をつけることの矛盾、これは、やっぱり検討されなければいけない問題だというように思います。

2番に、り災判定が半壊であった住宅の改善の一例なんですけれど、大規模半壊と半壊とでは、支援金、まあ半壊には、国の支援金はありません。それで、このまちうちなんかでも、半壊で、補修をして、500万も、700万も、多い所では 1,000万も掛かった、こういった実例があります。で、その中でもね、やっぱり補修するのに、家庭の事情で、その安く抑えるために、被災前よりキッチンなどの設備をね、ランク落としてやったというような家もありますし、落ちた壁を途中で切ってですね、塗らずに板で貼ったというような

やり方をされた方もいらっしゃいます。

で、それとか、300万円の融資を借りたとか、それから、保険が掛かった金額より半分ほどしか出ていないので、またローンが増えたとか、そういったのが、実情としてあります。

で、私が、ここで言いたいのは、先ほど、町長のご答弁の中でありましたけど、16年の 災害の時には、兵庫県は、半壊に50万円、支援をしておりました。で、今回、兵庫県は、 そのフェニックス共済を作ったから、その支援制度廃止ということだったんですけれども、 まず、今回、半壊について25万円、そういうことにしておりますが、このフェニックス 共済、昨日の質問の中で、佐用町は24.3パーセント加入されているということですが、県 のレベルでは、今年の1月に7.6パーセントと、神戸新聞に大きく載っていましたね。で、 そういうことから考えますと、県は、フェニックス共済を創設して、支援制度を廃止とい うのは、まあ理屈として理解できないですね。ですから、少なくとも、50万円の支援金に 戻すことを要求していただきたいと思います。いかがですか。

# 〔町長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) それは、県が、いろいろと考えられて、県の考えですので、私の方で決定できることではありません。そういう、できるだけの支援をして欲しいという要望はしましたけども、そういうフェニックス共済も、県政としても創設されて、まあ、それのことも、今回、25万円になった、された1つの理由だと思いますけれども、まあ財政的な面もあろうかと、県の今、非常に財政が厳しいという状況の中での判断もあろうかと思います。まあ、できるだけの支援は、お願いをしているところであります。

## 〔吉井君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、20番、吉井秀美君。

20番(吉井秀美君) 町が、建物共済を、毎年推進しておりますけれど、これの加入状況 について、お尋ねします。

で、あの、昨年の台風に、この建物共済に入っていたんだけれども、適用されなかったということで、私も、ちょっとお尋ねしたら、火災共済に入っている件数というのは、大変多いんですけれど、自然災害に適用される総合に入っている方は、非常に少ないですね。で、そういう状況で、昨年の台風の被災者、中々、どう言うんか、保険が使えない。保険が下りない、そういう実情があるんですが、いかがでしょうか。

# 〔農林振興課長 挙手〕

議長(山田弘治君) 農林振興課長。

農林振興課長(小林裕和君) 建物共済についてはですね、まあまあ、火災保険とですね、総合があります。で、火災保険にですね、火災共済の方に入られている方についてはですね、 自然災害は出ないという取り決めになってます。

で、20年度ですね、総合共済に、町内で入られる方、675棟ぐらいあります。まあ、全

体の1割程度です。で、昨年 11 月ですね、建物共済の推進ということで、まあ水害以後の、初めての推進になります。その中でもですね、推進員の皆さんに、総合共済、万が一の水害、こういうですね、地震なり、そういう時のための、1つの共済、保険としてですね、総合共済、掛金は、少し高くなりますけども、総合共済の方を勧めていただいて推進していただくようにいうですね、お願いもさせていただきました。

それで、まだ、随時、追加でですね、申し込まれる方もいらっしゃいますけども、今、ちょっと聞いておりますのは、914 ぐらいに増えました。まあ、保険に、建物共済に加入される方の、14 パーセントぐらいに、今、上がっております。まあ、これからね、そういう建物共済でも、そういう総合共済、万が一のためにということで、そういう推進はですね、やっていきたいというふうに思っております。

# 〔吉井君 挙手〕

- 議長(山田弘治君) あの、昼 12 時が来ようとしておりますが、吉井議員の質問が終わってから、昼の休憩を取りますので、ご了承いただきたいというふうに思います。 20 番、吉井秀美君。
- 20番(吉井秀美君) 先ほど、課長お答えいただいたんですが、その、昨年、全体の1割の、建物共済に入っている人の1割程度しか、自然災害に適用される保険に入っていなかったということなんですけれど、これは、また、被災地でですね、どれほどの方が入られていたのか、そういうようなことは、分かりませんか。

#### 〔農林振興課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、農林振興課長。

農林振興課長(小林裕和君) 被災のですね、まあ、今回の水害の被災の区域、集落でですね、何人の方が、総合共済にですね、入られていたかというとこまではですね、ちょっと承知しておりません。全体で、全体の建物共済にですね、入られてる方の総合共済に入られている方、火災共済に入られている方、また、総合と火災にも両方に入られている方、いろいろなケースがありますので、そういう中で、総合共済に入られている方が、まあ1割、全体の1割であったという形です。その1割の中で、今度の水害ですね、共済の対象になったいう方は、また、もっとしぼられるというふうに思います。だから、98 棟ぐらいですかね、今回の水害で、共済から支払われたのは、その中の 98 棟ぐらいが、総合共済で、共済金が支払われたという形になっております。

# 〔吉井君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、20番、吉井秀美君。

20番(吉井秀美君) で、大変、厳しい、被災された方は、厳しい状況になっております。 で、ですから、こういった点からもですね、公的に支援をするということは、大変大切な 事です。全国的には、そういう上乗せ支援策というのをとっているところも結構あります し、佐用におきましては、美作が直ぐ隣ですのでね、そういった情報が入って来ますから、 何で、佐用は、被災者に手厚い支援をしてくれへんのんや。というような、今、町民の中

からは声が上がって来ております。

で、美作につきまして、町長は、床上はなしと言われたんですけれど、床上 50 万が出されております。で、これらの上乗せ支援金につきましては、県が、3分の1の応援をして、これが成り立っています。それで、他の地域におきましても、見て見ますと、国の支援制度と併給の場合の合計の最大支給額が、600 万円というのが一番大きいんですが、これが、近くの鳥取県ですね。それから、後、500 万円とか、併給で 400 万円とかあるんですけれど、だいたい、100 万、200 万の上乗せ支援は、やっている所が多いということです。是非、県と協議をして、県に応援いただいて、実現をしていっていただきたいと思います。

で、次、3番目ですけど、り災判定に関してですが、これも柏崎の研修で、聞いたことですが、被災者からは、疑問や不安や不審、不満が、数多く出たということです。それに比べまして、最初の質問で言いましたように、美作市は、ほとんど、その再調査して欲しいとか、不満がなかったという状況です。

で、これから、今後ですね、町長が、そういうことも考えたいと言われておりますが、 佐用町で、再調査の依頼の件数と、それから判定が変更になった件数、お願いします。

〔住民課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、住民課長。

住民課長(木村佳都男君) 再調査の依頼の件数がありました件数につきましては、195 件です。その内、81 件が、判定に替わっております。

〔吉井君 挙手〕

議長(山田弘治君) 20番、吉井秀美君。

20番(吉井秀美君) じゃあ、判定が替わった81件というのは、被害が大きい方に判定替えになったということですか。

議長(山田弘治君) はい、住民課長。

住民課長(木村佳都男君) はい、そうです。

〔吉井君 挙手〕

議長(山田弘治君) 20番、吉井秀美君。

20 番(吉井秀美君) で、あの、12 月の質問をした時に、この件で、町長は、調査の仕方についても、各項目を説明しながら調査をし、調査結果についても、その場できっちり説明を行ってきていると、こういうふうに認識しておりますとお答えになりました。

住民課長は、その場で、点数の付け方とか、各項目、床とか壁とか、外壁とか、そういう項目に基づいて、それぞれの点数の付け方等も担当の方がお話して、説明をしているように聞いておりますとお答えになっているんです。

私の聞いたところではね、そういった説明も受けていないし、調査結果を、その場でね、

公表されたとか、そういうことは、聞いておりません。皆さん、判定結果、その場で聞いたりしてませんし、各項目についてね、点数の付け方までね、説明を受けている人はありませんが、これは、どこでやったことなんですか。

### 〔住民課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、住民課長。

住民課長(木村佳都男君) 内容につきましては、その再調査の中でですね、現地に行きまして、当然、当初、1回目の調査の時には、言われましたように、不在の方もあったかも分かりませんけれども、再調査の時には、家族の方に連絡をして、その中で、家族の方、おっていただいて、そこで説明をしております。

その中で、内容について、どういう点数の付け方とか、説明を、職員の方が行って、2 名で行って対応をしております。

〔吉井君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、20番、吉井秀美君。

20 番 (吉井秀美君) 12 月は、説明をしているように聞いておりますと言われたんですが、今のご答弁では、説明しておりますですね。きちっと説明をされている。それは、本当ですか。

〔住民課長 挙手〕

議長(山田弘治君) 住民課長。

住民課長(木村佳都男君) その家庭の方の、その問合せに対しては、きちっと説明をしているように、職員の方から聞いております。

[吉井君 挙手]

議長(山田弘治君) 20番、吉井秀美君。

20番(吉井秀美君) 問合せについて、説明をしている。12月のご答弁は、その現場で、 点数の付け方とか、各項目、床とか壁とか、外壁とか、そういう項目に基づいて、それぞ れの点数の付け方等も、担当の方が、お話して、説明をしている。

〔住民課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、住民課長。

住民課長(木村佳都男君) 当然、その現場を見ながら、屋根はどうだとか、外壁はどうだと かいう形での説明はしているように聞いております。

### 〔吉井君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、20番、吉井秀美君。

20番(吉井秀美君) はい。あの、あるお家でね、男性の方の背丈ほども水に浸かって、 柱も傾いていると。そういう状態で、それが、なぜ半壊かということを、何度も聞かれた。 でも、納得いく説明が全然ない。その場で説明してくれない。点数も言ってない。

〔住民課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、住民課長。

住民課長(木村佳都男君) その方が、どういう判定の方か分かりませんけれども、再調査の中では、そこらへんも、1軒、1軒、説明はしているように聞いております。

〔吉井君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、20番、吉井秀美君。

20番(吉井秀美君) その方は、1回目の調査でなくって、再調査で、そういった説明は、受けてないんですよ。いや、分からないって言うでしょ。普通、もっと、水位のね、低いお家が、大規模半壊だったりするわけです。で、なぜ半壊なのかということを、聞きたいわけですね。知りたいわけですね。で、それについて、分かる説明がない。で、もう、どうでもええわ思って、もう、ええんにしたんやと。こういうことを、被災者に言わせるような調査がありますよ。実際に。だから、課長が 12 月に言われたようにね、その各項目について、説明してね、点数もその場で言ってね、で、判定結果も、その場で、きちっと相手に伝えて帰るというような調査がなされてないというのはあります。

で、実は、私も、家が浸かりまして、で、再調査をお願いしましてね、で、その時、点数は聞いてません。言われません。だから、12月時点で、説明をしているように聞いておりますという答弁ですけども、それは、課長は、そういうふうに、現場に行って、課長が立ち会われているわけではないですから、そういった調査でなかったかもしれない。私が、聞いているのはそうですね。結果まで聞いていない。他の人もいます。

その柱が傾いて半壊だったお家じゃない方からもね、結果を、その場で聞いたりはしていないと。言われないんじゃないですか。

〔町長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) その場で、全て、結果まで、判定、点数まで、きちっと言いましたと、言うというふうに言ってますか。

私は、その時にですね、判定について、そのいろんな判定項目がありますと。それについて、現地でですね、この、例えば、部分的に被害が多くて、他の所が被害が悪ければ、全体の点数の合算によって、最終的に、それが半壊であるとか、全壊であるとかという判定がされると。そういう説明をね、やっぱし、きちっと現地でしてくださいよと。それは、

そういうふうにやりますと。ですから、その、あれ、判定をする項目に、床、壁、また、柱と、構造物とか設備とかというのが、あったと思うんですけれども、それぞれの判定について、現地で、それぞれ立ち会ってしていただくと。それを持ち帰って、最終的に、判定結果を出して通知すると。そういうことだったと思いますけども。その場で、最終的に、点数、総合点で、これ何点で、これは半壊ですよ。全壊ですよということをね、その場で判定員が言って帰るということはないと思います。

### [吉井君 挙手]

議長(山田弘治君) はい、20番、吉井秀美君。

- 20 番(吉井秀美君) はい。だから、それは1回目の調査でしょ。で、再調査について、 問題がある、この 81 件のように、判定が替わった所については、それは帰ってされたか もしれないけれど、あれ変わらない場合ね、私は、課長に、
- 町長(庵逧典章君) ですから、替わるも替わらないも、持って帰って、そのもう一度判定した結果、替わったか、替わらないかは、その結果によってのあれです。あの、判定ですから。

ですから、どちらにしても、替わらなければ、替わりませんでしたという通知はしていると思いますし、話はしている。連絡はしていると思いますし、替われば、こうなりましたということで、終わられた方に、被災証明を、最終的な判定で出していると思いますけども。

### 〔吉井君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、20番、吉井秀美君。

20 番 (吉井秀美君) じゃあ、12 月の答弁の中で、調査結果についても、その場で、きっちり説明を行ってきているというふうに認識しております。調査結果というのは何ですか。

### 〔町長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) ですから、その時に、その床が、こういうことであれば、この床は、判定として、こういう段階に判定しますということの話しです。だから、これは、壁はどうです。また、全体の傾きとか、そういうものもあったと思うんですけどね、それぞれの調査項目について、それぞれ、判定、調査結果を、その場で、納得いただけるように話をしているということ。何が、どうなのかということ、さっぱり分からないというのがね、最初。それから、立会いもしてないとか、そういうことで、皆さん、非常に分からない、不信感を持たれて、それは、きちっと現地で、それぞれの調査員が立ち会って、そこに調査の仕方というのを説明しながら、判定をして、理解してもらってくださいということで、再度の判定、調査員が出て、判定をしてきたということですから。

### 〔吉井君 挙手〕

議長(山田弘治君) 20番、吉井秀美君。

20番(吉井秀美君) それでは、調査結果というのは、この状態は、こうですねというような確認なわけで、それが、半壊になるか大規模になるか、全壊になるか、そういったことは、言ってないということですか。

町長(庵逧典章君) と思いますよ。

20番(吉井秀美君) 課長、いかがですか。

議長(山田弘治君) 住民課長。

住民課長(木村佳都男君) 再調査の段階ですので、どういう点数であれば半壊になります。 あるいは、どういう点数であれば、大規模半壊になります。そこらへんを含めて、説明を しているように、思っておりますけれども。

〔吉井君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、20番、吉井秀美君。

20 番(吉井秀美君) まあ、非常に曖昧なんですが、今後ですね、建築士を入れたいと。 町長がお答えになりましたから、最初から、そうであれば良かったんですけれど、その点 は、反省すべき点だなというように思います。

で、この、結局、被災者の方には、具体的に、どこがどうなっていれば、どういう結果が出るのかというのがね、分からないんですね。で、その項目についても、説明、十分されてないですね。そこのところは、ノートのような物を持ってこられて、チェック、点数、付けられているんですが、そこが、公開をされないので、自分の家が、どういうふうに、点数が付いてるかというのは、それは、出されていないんでしょ。

〔住民課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、住民課長。

住民課長(木村佳都男君) その点数項目に基づいた調査票自体は、本人さんの方には、わた してはおりません。

〔吉井君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、20番、吉井秀美君。

20番(吉井秀美君) それは、見たいという希望があれば、見せられるんですか。

〔住民課長 挙手〕

議長(山田弘治君) 住民課長。

住民課長(木村佳都男君) その調査票そのものは、内部的な資料ですので、ただ、先ほども 町長お話ありましたように、各部署についての点数の付け方。あるいは、何点になる。こ ういう形で調査しますいう分については、説明をさせていただいております。

吉井議員が来られた時も、私の方が、そういう形で、説明をさせていただいたと思っております。

〔吉井君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、20番、吉井秀美君。

20番(吉井秀美君) まあ、自宅のね、その状況ぐらいはね、見てもいいんじゃないです か。内部資料言われるけれど。

〔住民課長 挙手〕

議長(山田弘治君) 住民課長。

住民課長(木村佳都男君) 今のとこ内部的なその、資料として、扱っておりますので、そこまでその、コピーして渡すいうような形では、考えておりません。

〔吉井君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、10番、吉井秀美君。

20番(吉井秀美君) 町長、いかがでしょう。本人には、見せていいんじゃないでしょうか。

議長(山田弘治君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) これ、全部、一応、り災証明ですね、終わって、全て完了している というふうに思っているんですけど、今、そういうふうに、まだ、再調査を依頼されたり、 まだり災証明が出てないとか、そういう状況になっているんですか。そのへん、課長どう なんですか。

今、私も、吉井議員からの質問を聞くと、まだ、そういうことで納得できないということで、そういう要請が出ているような感じなんですけど、そういうことの前提のもとのご質問なんですか。

〔吉井君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、20番、吉井秀美君。

20番(吉井秀美君) いや、役場の対応がお話にならないからね、皆、諦めているんです

よ。再々調査はしないと言ってるでしょ。で、結果を見せて欲しいと言うても見せないで しょ。だから、最初の質問で言ったようにね、どうにもならんから、しょうがないって諦 めている人、多いですよ。

〔町長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) そういうことの、個人的には、私は、まだ全然、その内容を聞いてませんのでね、直接。だれから、そういう申請があるのか、来ていただいて、相談受けて、私も、そのことの実態を把握して、それに対して、どういうふうに、納得していただけるか、また、説明するのか、それは、検討させていただきます。

それから、それぞれの方に、また来ていただいたら、申請していただいたら、こちらの 町の方にね、要請していただければいいと思います。

〔吉井君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、20番、吉井秀美君。

20番(吉井秀美君) 他人さんのんを見るわけじゃないんですから、自分、自宅のね、その調査票、調査結果は、見せてもいいんじゃないかと思います。どうですか。

〔町長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) ですから、その方に、来ていただいて、その時に、必要であれば、 そういうことで、お見せして、例えば、こういうことでありますということを説明することも必要かと思いますし、それは、その時に判断させていただきます。

〔吉井君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、20番、吉井秀美君。

20番(吉井秀美君) その時の判断というのは、曖昧でね、やっぱり、そのルールいうのん作られた方がいいと思います。本人が来れば見せるとか。

〔住民課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、住民課長。

住民課長(木村佳都男君) ええっと、あの、本人さん来られた場合は、その場で、調査票の中で、点数を示しながら、説明をしたと、私も思っておりますし、職員の方も、そういう形で、対応はしてきたと思っております。

### 〔吉井君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、20番、吉井秀美君。

20番(吉井秀美君) それでは、そういうふうに、要求があれば、見せるというように受け取ってよろしいんですね。

〔住民課長 挙手〕

議長(山田弘治君) 住民課長。

住民課長(木村佳都男君) その場での説明という形では、この前、吉井議員にも説明させて もらいましたけれども、ああいう形のことで、納得の方は、どうでしょうか。

〔吉井君 挙手〕

議長(山田弘治君) 20番、吉井秀美君。

住民課長(木村佳都男君) その場で、点数を言いながら、説明をさせてもらったと思います けれども。

議長(山田弘治君) はい、どうぞ。

20番(吉井秀美君) それは、私だけの問題じゃないですから。

私は、分かりませんでした。

あの、それは、結構難しいですしね。もっと丁寧にしていただけるんですか。こんな半分引っ込めたような格好でね、こうやって、見せるのを、これは、見せるとは言わないと思うんですけど。

〔住民課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、住民課長。

住民課長(木村佳都男君) ええっとまあ、吉井議員の場合、私の方は、対応させていただきましたけれども、ある程度、図式をしながら、点数、屋根とか、壁とかいう形では、説明をさせていただいたと思っております。

〔吉井君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、20番、吉井秀美君。

20番(吉井秀美君) じゃあ、本人が行けば、そういうふうに、きちっと説明していただけるんですね。

〔住民課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、住民課長。

住民課長(木村佳都男君) そのような形では、やらせていただいております。

〔住民課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、20番、吉井秀美君。

20番(吉井秀美君) いただいておりますということは、これまで、ありました。

〔住民課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、住民課長。

住民課長(木村佳都男君) 今までもあります。私も、何件か対応はさせていただいております。

〔吉井君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、20番、吉井秀美君。

20番(吉井秀美君) それでは、次に、大山谷川の件なんですけれど、

議長(山田弘治君) 5分を切りました。

20 番(吉井秀美君) 25 年、完成で砂防施設をつくるということなんですが、それまでの間ですね、今年も梅雨や台風や心配なんですけれど、今、どう手を打って、そして、そういう工事をしていくのか、そのへんのあたり、お願いします。

#### 〔建設課長 挙手〕

議長(山田弘治君) 建設課長。

建設課長(野村正明君) ええっと、大山谷川でございますけれども、町長が、答弁しました ように、将来的には、激甚対策でですね、砂防という位置付けで、まずおりますね。ハー ドな部分については。

今、お尋ねの部分については、いわゆるその、ホテル上流からですね、いわゆる佐用坂、179と373ですか。あそこまでの間、約1キロ以上あると思うんですけども、それの、俗に言う堆積土砂言うんですかね。維持管理的な部分をおっしゃっておるんじゃないかと思うんですけれども、それについては、緊急対応で、県の方でやっていただいたり、あるいはJRの方で対策を講じていただいております。

私も、実際にですね、2回ぐらい全線歩いてみたんですけれども、まずですね、完全、 完全とは言えないにしても、まず、相当な雨が降っても、大丈夫ではないんではないんか なということを感じました。実際、全部歩きましたんで。 しかしながら、何が起こるかも分かりませんから、先般も、県の担当課長にお願いをいたしまして、常にですね、監視、そういったパトロールですね、そういったものについてはお願いしますよということは、伝えておきました。

[吉井君 挙手]

議長(山田弘治君) はい、20番、吉井秀美君。

20番(吉井秀美君) それでは、常にパトロールをしていただくということで、早く安心できるね、状況にしていただきたいということを、お願いします。

それから、佐用坂の歩道設置の問題ですが、これも関係者の理解を得て、早期完成を求めているということなんですが、これからの、私も、ちょっと聞いたんですけれど、計画が、測量調査しているんですけれど、今後、どう見てたらいいんかなというような、状況なので、そのへんは、どうでしょうか。

〔建設課長 挙手〕

議長(山田弘治君) 建設課長。

建設課長(野村正明君) このことについても、先ほど、町長、答弁していただいたんですけども、20 年度にですね、境界立会いをさせていただいて、いわゆる官と民との境界ですね。相当まあ、道がですね、道路幅員も、3メーター、3メーター、それと肩と入れて、歩道が2.5 になります。ですから、10メーター以上になるんですよね。そういう中で、今、245メートルを、ホテルの入り口付近ですね、そこまで、あれは、20年度の繰越でやっているんです。ですから、いわゆる1年遅れですね。そういう中で、23年度完成を目指しておったんですけども、実際のところですね、官と民とのね、用地、土地ですね。これが、非常にまあ、いわゆる俗に言う地図混乱しているんです。実際言いますと。それ以上は中々言えない部分があるんですけれども、いうことは、プライベートなもんに係わりますから、それを整理するのに、若干時間掛かるなということ聞いております。

それで、1キロにわたっての計画ですから、それを、迅速にですね、処理をさせていただいて、いうことは、関係者の関係もございますから、そこらあたりのご理解をいただかないと、ちょっと、止まるなという感触を、私らは持っております。はい、そういう状況です。

〔吉井君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、1分切りました。20番、吉井秀美君。

20番(吉井秀美君) 現時点で、見通しは立ってないと。

〔建設課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、建設課長。

建設課長(野村正明君) ですから、それは、地権者のご理解と、県の努力ですね。これいつ

に、これにかかっていると思います。

〔吉井君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、20番、吉井秀美君。

20番(吉井秀美君) 質問終わります。ありがとうございました。 ああ、県に、よろしく、早急にお願いしてください。

議長(山田弘治君) 吉井秀美君の発言は、終わりました。

これ、暫く休憩をいたします。再開を、13 時 30 分、 1 時半にしますので、よろしくお願いします。

午後 0 0 時 2 4 分 休憩 午後 0 1 時 2 8 分 再開

議長(山田弘治君) それでは、休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

井上議員から、午後、家族の手術立会いのため、早退届が出ております。認めておりま すので、報告いたします。

そしたら、18番、平岡きぬゑ君。

#### [18番 平岡きぬゑ君 登壇]

18番(平岡きぬゑ君) 18番議席、日本共産党の平岡きぬゑです。

私は、4項目の質問を行います。

まず1項目目は、地域公共交通の充実について、伺います。

その1、3路線バス廃止後の代替え交通の実態はどうなっていますか。

- 2、さよさよサービス事業を毎日運行すべきではないでしょうか。また、現行の運転手の実態はどうなっておりますか。当初というのは、新年度、平成 21 年度のことですけれど、比べ現在、2人、運転手さんが減員しています。早急に補充すべきだと考えるものですが、その補充についての予定を伺います。
- 3、タクシー運賃助成事業の利用制限の見直しと初乗り運賃助成の復活も必要と考えますが、いかがですか。
- 4、姫新線の利用促進のため、駐輪場の充実が必要と計画書にも明記されております。 播磨徳久駅では、自転車置き場が手狭となっており、自転車が入りきれない実情がありま す。早急な拡充が必要だと思います。その拡充のための予定について伺います。
- 5、公共交通の評価は、利用者など地域住民の意見が反映される協議が必要だと思います。いつ、どのような内容で行うのか伺います。
- 6、町が責任をもって、佐用町全体の巡回バスの運行が必要であると考えるものです。 町の公共交通を専門にする担当部署を配置してはどうか。この点、お願いします。
- 2項目目、住宅リフォーム制度の創設について、創設を求める立場から質問を行います。 住宅リフォーム制度は、少ない財政支出で、その数十倍を上回る経済波及効果が期待され、 建築業者や住民から喜ばれ、全国各地で実施する自治体が増えているところです。そこで 伺います。
  - 1、住宅リフォーム制度創設を、これまで何度か提案して参りましたが、佐用町ででき

ない問題は何なんでしょうか。明らかに。また、その課題は、どのように検討されたかを 伺います。

- 2、災害復興のためにも、私は、必要ではないかと考えるものですが、創設に向けた町 長の見解を伺います。
  - 3項目目、保育行政の充実を求める立場で質問します。
- 1、共働きの家庭が増え、長時間保育実施は、関係者の強い要求です。まだ、実施されていない保育園がありますが、その理由を明らかにしてください。また、更に、実施保育園では、既に、実施されている保育園では、保護者の要望に沿った対応が、行われているのかどうか、この実情について、明らかに願います。
- 2、保育体制について、4月から、臨時職員の勤務時間が変更になると聞きました。保育現場での影響は、どのようになるのか、明らかにお願いします。その結果、課題はありませんか。
- 3、子どもの権利条約を守る立場から、子どもにとって最善の保育対応が求められると考えられるものです。保育士は、正規職員で対応する必要があると、常時要求して、これまでも要求してきたところですけれど、町長の見解を伺います。

4項目目に、佐用チャンネル放送番組について伺います。4月から商工会に、佐用チャンネルの放送枠を有料で貸し出すとの報告が、2月 15 日の議員協議会でおこなわれたところですが、放送のあり方について伺います。

- 1、町の放送基準はどうなっておりますか。
- 2、今回の貸し出しは商工会ですが、他の組織から申し入れがあれば、貸し出しをするのかどうか。公平性は守られるのかどうか。この点を伺います。
- 3、町の放送の倫理審議会が必要だと考えるものですが、この点、お願いいたします。 よろしくご回答願います。

議長(山田弘治君) 町長の答弁を求めます。庵逧典章君。

#### 〔町長 庵逧典章君 登壇〕

町長(庵逧典章君) それでは、平岡議員から多岐にわたるご質問であります。順次、お答えをさせていただきます。

まず、地域公共交通の充実ということで、路線バス廃止後の代替え交通の実態はどうなっているのかとのことでございますが、平成21年10月末をもって休止した路線は、ウエスト神姫が運行しておりました上郡佐用線、佐用船越線、佐用東中山線の3路線であります。これらの休止路線に対する代替交通は、地域公共交通総合連携計画に基づき、スクールバスでは、久崎小学校の大酒方面の路線を新設し、佐用中学校の江川方面では、新たに車両を整備し、路線を開設しております。また、一般利用者の方へは、スクールバスへの混乗化を制度化したところであります。

佐用船越線の代替交通は、スクールバスの利用が困難なことから、ワゴン車によるコミュニティバスの運行を予定をしておりましたが、8月の災害後、コミバスの開設にかかる事務に着手することができなかったため、やむを得ず、路線バス事業者に3月末まで運行の延伸をお願いしてきたところであります。本年4月以降は、当初の計画どおりワゴン車による運行を予定をして進めております。

また、さよさよサービスやタクシー運賃助成制度など、既存の制度を利用いただくとと もに、さよさよサービスでは、これまでの福祉施策から公共交通施策へと転換し、交通困 難者への交通を確保しているところでございます。 次の、さよさよサービスの毎日運行と、運転手の実態についてでございますが、これまで毎回のように質問をされ、お答えをしておりますように、現状での毎日運行は、妥当でないと判断をしております。それは単に、財政面だけでなく、地域公共交通会議の中でも検討をいただきましたように、町内の公共交通を全て、さよさよサービスだけに依存するのではなく、JR利用者の増、4月から本格的に開始する船越路線のような町が運行するコミバスの利用とともに、現在行っておりますタクシー運賃助成制度などを、うまく併用する中で、高齢者や障害者などの交通弱者と呼ばれる皆さん方の交通手段確保に努めていきたいと考えているからであります。

また、運転手の実態についてでございますが、昨年末に1名の運転員が体調不良のため 退職となり、現在8名の運転員で、その日の利用状況に合わせた運行をしております。当 然、1日に5台の車両を運行しないと回らない日も出て参りますので、交替で任務につい ていただいておりますが、現実には不足を生じておりますので、4月には、補充の運転員 を採用すべく、現在準備を進めております。

続いて、タクシー運賃助成制限の見直しと、初乗り運賃助成についてでございますが、現在の制度は、議会の特別委員会を始め、多くの皆さんと協議の上、制度化したもので、近隣市町においても、非常に優遇した制度となっております。新年度から、隣接の上郡町においても、路線バスの廃止に伴い、また本町と同様にタクシー運賃助成制度を開始されようとしておりますが、町からの助成限度額は1,000円と聞いておりますので、本町の半額にしかなりません。町といたしましては、現行制度を、今後とも維持していきたいというふうに考えております。

次に、播磨徳久駅の駐輪場の拡充ということについてでございますが、議員ご指摘のとおり地域公共交通総合連携計画において、駐輪場の整備を掲げ、パーク&ライドによる鉄道の利用促進に努めることといたしております。中でも播磨徳久駅は駐輪台数が多く、駐輪場以外に乱雑に駐輪している状況も見受けられますが、一方で、駐輪マナーを改善することにより、より多くの駐輪が可能となり、現状を改善することができます。しかし、姫新線利用促進事業の展開により駐輪台数の増加が予測されますので、今後の利用状況を見て、駐輪場の増設も検討して参りたいと考えます。

公共交通の評価は、いつ、どのような内容で行うかということでございますが、地域公 共交通総合連携計画に基づき実施する事業につきましては、地域住民の方にも委員になっ ていただいております、公共交通対策協議会においてPDCAサイクルによるマネージメ ントを行い、評価、見直しを行うことといたしております。そのため、本年4月頃に協議 会を開催し、本年度実施した事業について評価いただく予定としており、その結果により 事業計画を見直して参ります。また、利用者のご意見やご要望は随時、各担当課において 受け付けをして、させております。

佐用町全体のコミバスの運行が必要であり、及び専門担当部署の配置ということでございますが、佐用町全体の巡回バスの運行が必要であるとのことですが、佐用町の町域や道路網、人口などを勘案して定時定路線での運行は非効率で、馴染まないと考えております。現実、主要な道路を走る路線バスが休止に至ったのも、利用者が少なく、路線収支の悪化が原因であります。一方、さよさよサービスは、デマンド方式を採用しており、結果、利便性が高く効率的かつ経済的な運行が実施できておりますので、この方式を続けていくことが肝要かというふうに思います。

また、公共交通を専門とする担当部署を配置してはとのことでございますが、町も合併後4年余りが経過する中で、職員数も減少しており、今後においても引き続き人員削減も進めるとともに、組織の統廃合も含めた行革も必要になっております。従いまして、現段階での、専門とする担当部署の配置はできないと、担当部署の設置をする考えはありませ

h.

次に、住宅リフォーム制度の創設ということについてのお尋ねでございますが、ご指摘のように、これまでにも何度か提案があったことは承知しております。また、その都度、本町で助成制度を創設する考えはないということも回答して参りました。住宅改修には、一般的な老朽化による改修や耐震の改修、また、バリアフリー、そして最近では、環境対応として省エネ改修等、多くの種類がございます。

福祉的には、既に制度が確立されておりますし、補助の適用される事業でもなく、全額が町負担になる事業でもありますので、財政的に、余裕のあれば可能かと思いますけれども、災害で財政調整基金も著しく減少する中での新規に取り組む事業ではないというふうに考えております。

次に、保育行政についての質問で、延長保育についてでございますが、現在、町内 12 の保育園の内、延長保育を行っていない保育園は、石井・長谷・江川・幕山の4保育園であります。これは本年3月現在の園児数が、石井保育園では11名、長谷では10名、江川では23名、幕山では20名と、いずれも極端な小規模保育園となっているためで、本来であれば、町内どの保育園でも延長保育を行うのが理想でございますが、全体的な保育園にかかわる経費の問題、時間延長に伴う保育士の確保が困難なためでございます。

現在、保育園の選択は、保護者の希望により、どこの保育園でも希望されれば受け入れられることとなっており、現状でも、地域を越えて他地域の保育に通う園児数は、町全体で43名となっており、今後とも保護者の仕事の関係などで増加する傾向にありますので、どうしても延長保育を望まれる保護者は、近隣の延長を行っている保育園を選択していただくのも1つの方法ではないかというふうに考えております。

続いて、4月からの臨時職員の勤務時間についてでございますが、将来、勤務時間や任 用形態の変更も考えておりますが、保育行政において影響のないよう配慮をしたいという ふうに思っております。現時点においては、従前同様の勤務時間を考えております。

また、保育士の全てを正規職員で対応せよということでございますが、先にも申し上げましたとおり、町内には園児数が 10 名程度の小規模保育園も存在すること、最近の大きな傾向である保育園児の低年齢化、また、自閉症など、特別にかかわりを持たなければならない児童の増加など、複雑な要素も含んでおりますので、今すぐ、全員を正規職員の保育士で対応することはできません。今後とも、将来を見越した計画的な保育士の採用を行って参りたいというふうに考えております。

また、佐用チャンネルの放送番組についてのお尋ねで、放送基準はどうなっているのかとのことでございますが、平成 19 年 4 月より開局した、佐用チャンネルは、放送事業者である姫路ケーブルテレビの放送枠内において、自主放送を行っているため、放送法及び日本ケーブルテレビ連盟の定める放送基準を遵守し、更に、姫路ケーブルテレビの放送基準に準じ、独自に佐用チャンネル番組放送基準を設けております。

その内容を申し上げますと、1つ、基本的人権を尊重し、民主主義の徹底を図る。2つ、情報教育・道徳教育等により人格の向上を図るとともに、人間性豊かな町民生活や地域社会の形成に努める。3つ、町のすぐれた文化・伝統の保存と新しい文化・芸術の育成普及に貢献する。4つ、地域コミュニティづくりの推進に努める。5つ、公共放送の権威と品位を保ち、地域住民の期待と要望に添うように努める。6つ、災害などの緊急事態の発生にあっては、いち早く情報を提供し、生命財産を守り、また災害の予防と拡大防止に努める。と定めております。

次に、商工会以外の他の組織から申し出があった場合の対応と、公平性が守れるかとのことでございますが、町内の小売業者の現状を申し上げますと、担い手の高齢化、空き店舗の増加、大型店の進出などによりまして、身の回り品を中心とした購買力が大型店や町

外に流出をしており、商店街としての機能が年々低下傾向にございます。また、昨年の台風9号災害により、多くの商工業者が被災をされており、40億円を超える被害となっております。商店街においては、更に空き店舗や更地が増加し、災害前にも増して元気な商店街の復興が課題となっております。

こうしたことから、佐用チャンネルの放送枠の一部を、産業振興番組として有料で佐用町商工会に貸し出し、商工会が制作する番組の中で、スポンサーの有料広告、個店紹介、事業の PR や商店街の催しなどを放映することにより、商工業の振興を図り地域経済の活性化を目指そうとするものでございます。商工会は、法律に基づいて設立された公的団体で、会員相互の事業発展や地域発展のために総合的な活動をしていただいており、町も信頼関係のもと連携を密にしながら商工業行政に取り組んでおります。そのようなことから、放送枠の一部を産業振興番組として、有料で佐用町商工会に貸し出すものでございます。そのため、他の組織からの申し入れは想定はしておりません。放送希望がある方については、窓口となる町商工会にお申し込みをいただきたいというふうに考えております。

次に、町の放送の倫理審議会が必要とのことでございますが、この度の、商工業等広告放送にあたり、内容等を検討するため、佐用チャンネル広告放送番組検討委員会を設置し、放送倫理の監視を行うことといたしております。

以上、平岡議員からのご質問に対する、この場での答弁とさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、18番、平岡きぬゑ君。

18番(平岡きぬゑ君) ええっと、船越の、船越線、最初の公共交通の充実で、1番目の、 3、路線バス廃止後の代替え交通の実態について、再度質問します。

この路線バス廃止後の代替え交通の内容については、水害が起こる前の広報8月号で、 内容が掲載されているところなんですけれど、それが、水害の関係によって、予定が大き く変更されておりますので、改めて、住民に対する周知が、私は、必要だと思うんですけ れど、その点は、考えはありますか。予定、ありますか。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、まちづくり課長。

まちづくり課長(前澤敏美君) 船越線につきましては、議員、先ほど申されましたように、10月から、いや11月からですね、10月末にウエストが廃止になったというふうなことから、11月から運行ということで、予定をいたしておりましたけれども、災害によりまして、その事務手続きが遅れたというふうなことで、引き続きまあ、ウエストにですね、お願いをしてきたという経緯があるわけでございますが、4月からはですね、当初の予定通りコミバスという形で、運行をさせていただきたいというふうに考えております。

で、そのお知らせにつきましてもですね、先ほど、お話もございましたように、8月の 広報では、既にまあ、お知らせをさせていただいておるところでございますけれども、再 度ですね、佐用チャンネル、あるいは防災無線等を用いましてですね、住民の皆さんに周 知を図っていきたい。このように考えております。

〔平岡君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、18番、平岡きぬゑ君。

18番(平岡きぬゑ君) 4月からの実施ということなので、そのできたら、一番、直近の広報などでも、お知らせをして欲しかったところなんですけれど、内容的には、そのコミバスは、直営であるけれども、どんなバスが走るんかとか、料金は、どうなっているんだとか、その細かい、実際に乗車される人に、分かりやすくしていただきたい。その時間的な、4月からですから、そういう点で、そのお知らせが、まだ具体的にない中で、いろいろ不安の声を、私は、聞いているんですけれど、例えば、運賃についてですけれど、佐用船越線の運賃は、1回300円ということで、以前の広報で出ていました。で、路線バスに実際乗られる方の声として、1回300円というのは、一律なんですけれど、これまでの路線バスの乗車は、1区間ごとに変わっておりましたし、運賃としてはね、実際は、値上げになる所もたくさんあると思うんですけれど、そこらへんも分かるようなものを示していただきたいんですけれど、今のところ、何も資料的な物がないので、お願いしたいんですが。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、まちづくり課長。

まちづくり課長(前澤敏美君) 確かにまあ、バスのですね、白い、町所有のですね、マイクロバスをということで考えておりますが、バスにはですね、ワゴン車にはですね、そういう表示をですね、させていただいて、分かるようにはさせていただきたいというふうに考えておりますし、先ほど来も申し上げましたように、広報での、周知というのは、ちょっと間に合いませんので、防災無線、あるいは、佐用チャンネル等での周知を図っていきたいというふうに思っております。

それから、ただ今、申されました料金の問題でしょうか。いわゆるウエスト神姫の料金 がどうであったかということでございましょうか。との差額ですか。

〔平岡君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、18番、平岡きぬゑ君。

18番(平岡きぬゑ君) 実際に乗られる方が、1つは、その今、路線バスは、乗車利用助成事業も活用されておりますから、まとめてチケットを買いますよね。3,000 円券を 1,000円で買う。それを利用して、乗車する時に使うわけですけれど、そうなった時の、その負担がね、実質3分の1だったものを300円ですから、900円の料金以上の場合は、まあ、定額ですから、安くなるわけですけれど、そうじゃない方の場合は、まあ、ほとんど、その徳久地域とか、南光の支所から、発進所ですけれど、私が、聞いている限りでは、上三河ぐらいまでは、実態としてですよ、上がっていくというふうに、私は思っているんですが、そうなんですか。その点を確認したいんです。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、まちづくり課長。

まちづくり課長(前澤敏美君) 船越、上三河でですね、現在のウエストが運行しております料金は 260 円でございます。下三河までですと 310 円といったような料金になってございます。

〔平岡君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、18番、平岡きぬゑ君。

18番(平岡きぬゑ君) その、そうなんですけど、その料金は、そうなんですけれど、そうではなくて、路線バスの助成事業が適用されなくなるわけなので、それがなくなることで、実際は、それを利用して乗っておられますから、実質の負担は、もっと安いんですね。だから、この1回300円というのは、パッと聞きは安いというふうに、感覚的になるんですけれど、実質は、そうではないと思うでしょ。その点を、ちょっと明らかにしてくださいということです。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、まちづくり課長。

まちづくり課長(前澤敏美君) バス利用券の問題になると思うんですが、この関係につきましては、バスの利用促進、そういった観点でですね、設けた制度でございまして、町としては、バス路線を維持をしていきたいということで、実施をして参ったわけでございますが、今、議員、ご指摘のようにですね、乗車をされる方については、その分、有利な制度であったということでございます。しかしながら、残念ながらですね、バスが撤退をしたというふうな状況の中でですね、この制度を続けていくというようなことは、まあ、実際問題、バランス的な問題から考えまして、継続できませんので、基本的には、さよさよに合わせていただいた300円。こういった形でですね、実施をさせていただきたいというふうに思っております。

ただ、議員、おっしゃいますように、その差ですね、そういったものをこう、お知らせするというのは、非常にこう、まあ、難しいんかなと。その映像の中でお知らせをしたりするというのが、難しいんかなというふうな感は持っておりますけれども。

〔平岡君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、18番、平岡きぬゑ君。

18 番(平岡きぬゑ君) まあ、一般でお知らせするのは、一律 300 円というのは、分かり やすいですから、それですけれど、資料的に、私にいただけたら、また、皆さんにお知らせしていきますけれど。

その、実際の利用される方は、10円でも安くという思いで利用されておりますから、その感覚的に、まあ、300円だったら安いんじゃないかみたいな感じで、当局思われてるかもしれませんけど、利用者の立場に立つと、例えばの話ですけれども、路線バスの乗車事業でね、利用される方が、その、病院まで行くのに、10円単位の金額だったんですね。で、100円単位のチケットしかなかったので、その料金を払うと、その分、たくさんお金を払うようになるから、10円単位のチケットも作って欲しいという、そういう要望が出されて、

改善されたというような経過もあるんで、そこらへんは、きめ細かく対応できるように、 そういうことを必要だと思います。

で、運賃については、現実には値上げになるという実態があろうかと思います。それは、 認められますか。

#### 〔まちづくり課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、まちづくり課長。

まちづくり課長(前澤敏美君) 確かに、短い区間ではですね、300円の方が高くなります。例えば、船越から佐用まで来る料金につきますとですね、850円掛かっていたわけですね。ウエストで、ウエスト神姫で参りますと850円というふうな料金を要していたわけでございますので、距離が長くなればですね、その方が、その方は有利になると。ただ、ワン区間とかいうような方については、今、議員ご指摘のような現象が起きるわけでございます。

で、今、議員おっしゃいますような、その、距離によります運賃制度ということになりますとですね、そういったことが可能かという、実際、自分が受益を受けるわけでございますから、それに応じた費用負担ということになって参りますから、いいんですが、今も申し上げましたようにですね、短い方は、不利でございますけれども、遠くの方は、やっぱり多くの運賃がいっておりました。それを300円で行けるということですから、まあ有利だと。で、その制度を入れる。距離に応じた運賃制度を設けるということになってきますと、運転者の方もですね、非常にまあ、煩雑な事務処理が必要になってくると。その都度、その都度、料金を、違った形で、まあ、もらっていかなければならないというふうなこともございますので、やはり、さよさよサービスに準じた、1回乗車300円というふうな形で、まあやっていきたいなというふうに考えております。

#### 〔平岡君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、18番、平岡きぬゑ君。

18番(平岡きぬゑ君) まあ、例えとして、850円が安くなるんだとおっしゃったけど、実際、3,000円券を買う、1,000円で買う人にとっては、850円は高くなるはずですよ。ちょっと、計算、またして。私は、そう計算しておりますが、3分の1ですからね。はい。

それから、さよさよサービスについてです。毎日運行については、従来ずっと言い続けて来ているわけですけれど、なぜ、そうなるのかという点なんですけれど、隔日運行することによって、様々な支障が出ているので、代金だけではないんだという町長の答弁もありましたので、では、財政的な面だけではなく、利用者にとって、不便さをなくしていくということで、是非、改善をして欲しいなというのは、毎日運行の場合は、前日、さよさよサービスの事業そのものの運行のあり方が、前日の3時までの予約で、翌日利用するという、そういうシステムですけれども、隔日になることによって、高齢者の方がですね、予約したけれども、その当日、1日置いて、当日、いろんな都合ができて、キャンセルせないかんということが起きた場合に、次、予約しようかなと思う思いが、ちょっと失せてしまうんだと思う。申し訳ないなという思いも、生じるというふうにおっしゃってますけども、いろいろ、特に利用されている一人暮らしの方なんかの声としては、乗りたい時に乗れないので、いろんな行事に対しても、参加したいものに、参加できなくなっておりま

す。ですから、そのさよさよサービスの事業そのものを、毎日運行すべき、することによって、利用される人にとっては、いろいろな困難を、1つでも解決していく。その方向から見るならば、是非、検討すべき内容ではないかと思うんですけれど。改めて、伺います。

〔町長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) 答弁させていただきましたように、単なる財政面だけではないということは、財政面もあるということですね。これは、当然。

で、それだけではなくって、やはり、地域交通として、タクシーもございますし、これから、こういうコミバスも、利用、運行しますし、また、スクールバスの混乗化ということも考え、それを皆さんが、やっぱし、こう、そういう、それぞれに、お金も掛かってる、財政的にも、町も、その多額のお金を掛けてやってるんだということを踏まえた上で、皆さんの利用もですね、しやすいように、その中で利用して、工夫して利用していただくという努力もね、していただきたい。それは、やっぱし、町民皆が、お互いにこう、一緒に考えて努力して、少しでも合理的に、また、こう、長くこの制度がね、継続できるようにしていくということ、それが大事かというふうに考えているわけでありまして、隔日、さよさよサービスは隔日運行ですけれども、その他の制度も踏まえて、これだけのことを、これを利用していただければね、まあ、かなり近隣の市町と比べても、相当なこれ、制度として、こう、できているんではないかなというふうに思っております。

#### 〔平岡君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、18番、平岡きぬゑ君。

18番(平岡きぬゑ君) 私はその、公共交通全体の充実という立場から、さよさよ一辺倒ではなくって、さよさよを利用される、そのことの充実も必要ですし、更に、タクシー運賃についても、タクシーは、いつでも予約なく、必要な時に乗れるという利点がありますから、その助成制度の利用制限、そのものを見直しをして、更に、初乗り運賃の助成も復活すれば、タクシー業者にとっても、十分に潤える、そういう状況が作り出せるという点から、様々な角度から、持ち味を活かして、それぞれが充実できるように、そういう立場で、発言、質問しています。

で、さよさよサービスの現在の運行状態なんですけれども、実際に運転手さんが、減っているのを、この年度内は、そのままの状態で、先ほどの答弁だと、4月に運転員を増員するというご回答でしたので、その点は、どうなんでしょう。応急措置じゃないですけど、この年度内は、改善するというか、そういう対応はするという考えはないんでしょうか。必要だと思うんですけれど。

#### 〔福祉課長 挙手〕

議長(山田弘治君) 福祉課長。

福祉課長(内山導男君) 今、町長が答弁いたしましたように、現在、運転員で確実に動いて おりますのは、8名であります。 2名、今まで、当初、このサービス始めた時に、10名の運転員で出発したんですが、2名とも、古く、南光から引き継いだ運転手さんが、たまたま体調を崩されてですね、退職という格好に。1名は、昨年の年末に退職という格好になりました。

で、このさよさよサービスにつきましては、先ほども出ておりましたように、いわゆる前日に予約を受けますので、前日の3時に予約を受けますので、その3時以降、それぞれの運行計画を組みます。で、まあ、日によってはですね、当然、フルの5台を走らせないといけない日、特に、火、木、土の旧南光を含む地域の運転につきましては、まあ、毎日5台走らせているような状況であります。

で、後、新しく始めました、旧佐用町では、日によって利用状況のバラつきがありましたので、4台でいい日というふうな、あれがでてきておりますので、その日の業務に合ったですね、運転員さんの勤務体系を組んで、できるだけ経費も安く抑えるという形でですね、運用を続けております。

今の現状で言いますと、たまたま、本年度は、災害があったために、車両が水没したり して、8月が、大半運行ができなかったということでありましたので、年間の利用者数は、 昨年度に比べて、若干減少するのかなと。それと合わせて、随分、このさよさよの利用者 の層がですね、変わってきつつあります。ということは、特に、南光地区やなんかで、当 初から利用されて来た皆さん方がですね、高齢化によって、入院されたり、介護保険施設 へ移られたりということで、まあ、その代わり、新しい方も、町全般的に、旧佐用町でも そうですし、上月でもして、今まで、南光地区が、特段こう、ずば抜けて利用者が多かっ たんですが、これが凄く、今、平準化されてきております。ですから、まあ、制度自身も、 随分広まって、ある程度浸透してきたんかなというふうに理解しておるんですが、その利 用者層の全体像と言うのか、町全般的にわたってきておりますので、ただし、そういう形 になっても、やはり日によって利用者の多い日と少ない日等があります。それは、効率的 に、できるだけ運転手さん、車両も回すためにということで、何とか8名で、その勤務体 系を組んでやってきておったんですが、どうしても新年度不足するということで、この4 月に、今現在募集されておりますように、4月から新しい運転手さんを採用してという形 で、この年度と言いましても、もう3月入っておりますので、もう1カ月切っております ので、このまま年度内やってですね、4月以降、新しい運転手さんを加えて、その中での 運行体制を組んで参りたいというふうに考えております。

[平岡君 挙手]

議長(山田弘治君) 18番、平岡きぬゑ君。

18番(平岡きぬゑ君) 公共交通の、その評価の関係について、その前の姫新線の駐輪場、 促進のための駐輪場の充実は、状況を見て検討するということだったんですけれど、まあ、 早急に、現場も見ていただいているというふうに受け取りましたので、検討お願いします。

5つ目のその、公共交通の評価のあり方で、地域住民も入った中で、その評価を、4月には、協議会を開催したいという回答がありましたけれど、その住民なんですが、地域住民ですけれど、その関係者というのは、従来計画を作った時の、いわゆる自治会長さんであるとか、役職の方を、住民というふうに、言われているのか、私はその、十分、町民の人の意見が反映されるためには、公募による委員も選出して、協議内容について、その事前に配布するなりして、是非、協議の中身を充実したものにした、そういう内容にして、検討して、評価していただきたいと考えるものなんですけれども、その点は、委員の公募などについては、考えがありますか。

### 〔まちづくり課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、まちづくり課長。

まちづくり課長(前澤敏美君) 委員でございますけれども、先ほど、議員、申されましたように、連合自治会の方、それから、民生委員の方、それから身体障害者福祉協会の方、老人クラブの方、社会福祉協議会の方といったような方々、そういうまあ、当初、計画にかかわっていただいた役職の皆さん方にですね、委員として入っていただいておりまして、この中で、評価をしていただきたいというふうに考えております。公募については、現在のところ考えておりません。

ただまあ、協議会につきましてはですね、オープンに開かれたところでございまして、 どなたに来ていただいても、まあ、その会議の進行状況についてはですね、傍聴ができる というふうな形もとってございますので、そういった形で進めて参りたい。このように考 えております。

[平岡君 挙手]

議長(山田弘治君) はい、18番、平岡きぬゑ君。

18番(平岡きぬゑ君) 傍聴ができるのは、当然だと思うんですけれども、委員会の中で発言できる、そういう立場の人も、公募による委員を是非、選出する考えはないとおっしゃいましたけど、考えていただけたらと、私は思います。

で、2番目の住宅リフォーム制度を求めることについて、お伺いしたいと思います。

これは、従来から制度を作ったらどうかという提案をしてくる中で、もう既に、新規に 取り組むような事業ではないという考えを、もう改めて示されているわけなんですけれど も、近隣で実際にやっておられる例として、前回も取り上げましたけれど、福崎町さんの 場合なんですけれど、実際に町が負担する、財源として、いろいろ事業、お金もいってい るから、新規に取り組むものには、財政的にも大変だという町長の考えが示されましたけ れど、実際に、やられている内容は、ええ、これでと思うぐらい、わずかって言うたらあ れですけれど、工事に対する経費の5パーセント以内、最高5万円を限度とするという補 助金の内容なんですね。これで、その経済効果があるのかなと、まあ、疑うような、私自 身も、そういう思いをしましたけれど、実際に取り組んでおられる町の方の声としては、 平成 21 年度で、件数にして 80 件。事業費は、1億1,000 万を超える金額の事業がなされ て、町が持ち出した金額というのは、354万8,000円というのが、まあ、年度まだ途中で すけれども、現在は、そういう状況だというふうに伺っております。ですから、決して、 新たな事業ですから、ずっとこう、一旦スタートすると、経費が要るというものの、そう いう、町にとって、決して、活性化に、私は、いい、少ない金額で、そして、リフォーム される人、それから、リフォームする業者の方にとっても、いいものだから、だからこそ、 全国的にも広がっていると思うので、その点は、まあ、やらないと決めているから、その 担当者に対して、そのやるような検討をされてないという裏返しだろうと思うんですけれ ど、今、災害復興のために、もっともっとたくさんの事業が必要なお家もあるんですけれ ども、このような、わずかな出資で経済波及効果が期待されるという、そういうものにつ いて、取り組む考えはありませんか。もう一度お願いします。

議長(山田弘治君) 町長。

町長(庵逧典章君) 住宅をリフォームされる方は、非常に多いと思います。今の生活にですね、いろいろと生活の変化がありますし、変っていますから、そういう中でね、例えば、福崎町さんがやられている、この 80 件が、この制度あって、丸々それが増えたということでは、私はないと思います。その 1 億 1,000 万が、そのね、この制度によって増えるんでしたら、それは、佐用町としても、直ぐでも取り組む、経済効果大きいと思うんですけども、まあ 5 パーセントの補助、これをすると言っても、それには、相当、町としても、いくらであっても、そのためには、手続き的にもですね、きちっとした、事務的にも経費も掛かりますし、やっていかなきゃいけない。そういう中で、金額的には 350 万ほどというのは、そんなに大きな金額ではないと思いますけどもね、しかし、実際にリフォームされている方は、私は、町内にも逆に、もっとたくさん、当然、いらっしゃいますから、この制度によって、その、こういうリフォームされる方が増えて、経済効果が高まるということで、私も、そういうふうになるんだということが確信が持てれば、それはまた、考えていきたいと思います。

〔平岡君 挙手〕

議長(山田弘治君) 18番、平岡きぬゑ君。

18番(平岡きぬゑ君) まあ、その確信が持てるように、頑張りたいと思いますけれど、ここで発言だけしても、中々、思いが届いてないというふうに分かりました。そういうことだということで。

ただ、この事業そのものは、必ず確信を持ってもらえると、私は、自信持っています。 3点目の保育行政の充実について、伺いたいと思います。

先ほどのご回答では、その4月からの職員、まあ臨時職員の勤務時間の変更いうのんについては、特に、保育園の現場が、臨時職員が、半分以上の方が、そういう立場で、保育士として働かれているという実態がある中で、まあ、懸念、心配がありますから、お伺いしたわけなんですけれど、何ら、影響がないと。従前同様の働きかけをするんだというふうに、ご回答があったんですけれど、そうなんでしょうか。ちょっと、心配事は、全くの心配なんでしょうか。実態はどうなんですか。伺います。変わりないんかどうか。

#### 〔総務課長兼財政課長 挙手〕

議長(山田弘治君) 総務課長。

総務課長兼財政課長(坪内頼男君) 臨時職員の身分の関係ですけども、保育園だけではなしに、町内、町行政の方では、約200名ほど、臨時職員にお世話になっております。まあ、その身分について、今回、条例の方でも、提案させていただいてますけども、まあ、適法な、身分をきっちりと、法に準拠すると。そういう適法化いうことと、もう1点は、処遇を改善すると、そういう視点で、今回、まあ、条例提案させていただいているんですけども、議員がご指摘のように、そのことによって、現場で行政サービスが低下するとか、それから働く人の、臨時職員の、その理解とか、そういうものも、きっちりとした上で、そ

ういう移行するという考えを持っておりますので、町長が最初、ご説明しましたように、 4月当初につきましては、現行の状況で、状態で進めるということにしております。

〔平岡君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、18番、平岡きぬゑ君。

18番(平岡きぬゑ君) 長時間保育の関係について、伺います。

実態としては、現在、4保育園、小規模な保育園なので、そういう長時間保育はやっていないということなんですけれど、実際にあの、この課題は、今に始まったことではなくて、共働きの方からは、従来から、意見のあるものなんです。ですからもう、子どもは直ぐ大きくなるので、今は、もう小学校に上がっているという方、保護者の方の声を紹介しますけれども、小学校に上がったから、大きくなったので、安心していますということだったんですが、この方は、幕山の保育所に、本来、長時間保育があれば、そこで利用したいと思われていた方です。で、保育所、そこで利用できないので、違う、実施されている所で利用したと。しかし、その子どもにとっては、ストレスもあるし、遊ぶことも分からないいうことで、非常に、子どもにとってかわいそうなことをしたという親の思いもあられたようです。

実際に、保育所が終わった後は、また、元の小学校、地域の小学校に上がっていくということで、遊ぶ相手も変わりますから、そういった地域の中にある保育所で、長時間保育を希望するという、その親の素朴な願いというのは、人数が少ないからできないんだということではなくて、これは、その人数が少なければ、やってはいけないという基準か何かあるんですか。その点を伺います。

〔福祉課長 挙手〕

議長(山田弘治君) 福祉課長。

福祉課長(内山導男君) そういう基準というのは、ありません。

〔平岡君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、18番、平岡きぬゑ君。

18番(平岡きぬゑ君) なので、その希望する、親の選択の希望に沿えるように、町として、私は、努力すべきだと思います。やっておられる保育園、他にもあるんだから、そのやっている所を選択したらいいんだという選択ではなくて、今、やられてない所を実施していくという方向での、そして、地域で子どもが、ちゃんと育てられる、そういうふうな希望に沿った選択ができるようにお願いしたいと思います。その点は、それと。

それから、実際にその、保育で、長時間保育を実施されてるという、その地域の方からの声として、確かに、保育所でお伺いしたら、やってますから、心配なく、預けてくださいよとは、私が、お伺いした時おっしゃったんですけれど、実際、その保育園に預けておられる保護者の方は、以前は、もっと預けることに対して、遠慮はなかった、遠慮言うたら変ですけれど、子どもを預けるのに対して、何も思わなかったけれど、最近、その預けることに対してね、ちょっと、躊躇するような事態がありますという声が、聞かれたんで

すけれど、そういう実体はありませんか。まあ、長時間保育、実際にやっておられる中で、 上には、そんな声が上がって来ていませんか。

### 〔福祉課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、福祉課長。

福祉課長(内山導男君) 以前ですね、長時間保育と言いますか、6時まで預かっている所については、おやつ代ということで、別途1,000円等を、各園によっては、若干金額も違ったんですが、おやつ代を別途徴収させていただいておったいう例もあるんです。

で、そういうような中で、その保護者の方の取り方によってはですね、1,000 円お支払しておるんだから、当然、預かってもらって、当然ですよというのをですね、いろんな状況もあって、全て、今、その料金、おやつ代というのは、徴収してません。ですから、それがかえって、親御さんが気を使う原因になるんだというような話は、上がって来たことがあるんですが、それ以外については、特に、上がって来ておりません。

### 〔平岡君 挙手〕

議長(山田弘治君) 18番、平岡きぬゑ君。

18番(平岡きぬゑ君) 保育時間の、働いて、実際に働いて、子どもを迎えに行く時間が遅くなる。保護者にとって、ちゃんと安心して受け止めてもらえる保育所として、そういう声もありましたということで、紹介しておきますけれど、保育現場については、休日の関係は、以上です。

佐用チャンネルの、放送番組の関係ですけれど、最近の全員協議会の中で、初めて、有料での貸し出し枠が行われるということが明らかになる中で、お聞きしたわけですが、この点は、まあ、商工会と町の話し合いで、こういう形を決められたということになるんでしょうか。まあ、他の所の組織の申し込みは、受け入れは考えていないという回答もありましたが、そのへんは公平性からして、商工会に貸し出しができるんだったらという声も、これが、公にしてないから出てないだけで、その心配はないんですか。

## 〔まちづくり課長 挙手〕

議長(山田弘治君) まちづくり課長。

まちづくり課長(前澤敏美君) 商工会の貸し出しの経過と言いますか、そういったことについてはですね、先ほど、町長の答弁の中でもあったとおりでございますが、特にまあ、この貸し出しについてはですね、やはり、一定の、その基準を、やっぱり守っていただく。 遵守していただくということが大切でございますし、やはり、まあ、貸し出すわけでございますから、運用していただかないかんということで、その中での番組制作でありますとか、あるいは、他からの申し込みと言いますか、そういったことをですね、やはりまあ、きちんとまあ、やっていただける、そういった体制があるかどうかということもですね、非常にまあ、重要なことであると。1つの判断材料であるというふうに、今、考えております。

#### 〔平岡君 挙手〕

議長(山田弘治君) 18番、平岡きぬゑ君。

18番(平岡きぬゑ君) その町の放送番組にあたって、その検討する審議会の、検討委員会は、考えていくという回答がありましたけれど、これは具体的には、どういう、メンバーであるとか、そこらへんの内容的なもの、今の段階で示していただけますか。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、まちづくり課長。

まちづくり課長(前澤敏美君) 今回のですね、商工会の貸し出しに当たりまして、佐用チャンネル商工会等広告放送に関する要綱というものを定めたいというふうに考えております。特にまあ、その中でですね、広告放送に関する放送制限といったようなものにつきましても、定めまして、放送にあたってはですね、検討委員会、委員長をですね、副町長、副委員長を私、それから、総務課長、商工観光課長、住民課長、こういったメンバーをもってですね、倫理と言いますか、そういう放送にかかる、適当な放送であるかどうかというふうなことについてもですね、十分まあ、見ていきたいと、このように考えております。

#### [平岡君 挙手]

議長(山田弘治君) はい、残り4分です。 18番、平岡きぬゑ君。

18番(平岡きぬゑ君) 以上で終わります。

議長(山田弘治君) 平岡きぬゑ君の発言は終わりました。 続いて、6番、金谷英志君。

## [6番 金谷英志君 登壇]

6番(金谷英志君) 日本共産党の金谷英志でございます。

私は、まず1点目、学校給食での地元産食材の拡大をどう図るかについて伺います。

学校給食での地元産食材の使用割合の拡大については、再三一般質問で取り上げてきたところであります。国が策定した食育推進基本計画の、食育推進の目標に関する事項では、学校給食における地場産物を使用する割合の増加として、平成 16 年度食材数ベースで 21 パーセントを平成 22 年度には、30 パーセント以上にするとしています。県においても地元産食材を地域内で消費する地産地消が推進されており、学校給食の献立にも広がっています。県が 2007 年に実施した、学校給食の調査によると、西播磨 4 市 3 町は、県平均の28 パーセントを越える 40 パーセントの県内産を使用しており、中でも、宍粟市山崎学校給食センターでは、食材の71 パーセントが市内産です。

そこで、本町での、給食センターごとの食材の地元産の割合はどうか。 それを受けて、現状を踏まえて、地元産食材の使用の拡大計画は立てているか。 次に、小水力発電の研究について伺います。 近年になって、あらゆる自然エネルギーの利用が注目されており、本町でも取り組めるものとして、太陽光発電への助成などの提案をいたしましたが、他のクリーンエネルギーとして、小水力があります。日本古来の水車は、戦前の最盛期には、農村動力用として、少なくとも4万基余りの水車が稼働していたが、現在は、全国で500基程度が稼働していると言われています。かつて利用していた既設水路、河川の自然流水、用水路内水流、放水路放水端水流、堰の溢水等、本町には、利用できるエネルギーが潜在しています。この包蔵された水力エネルギーを活かす、小水力発電の研究に取り組んではどうか。

次に、通学路の安全確保について伺います。

三日月中学校の南広地区から通学する生徒は、西大畑からだと 8.5 キロメートルあり、その間、弦谷までの 6.6 キロは坂道であり、登校時には下り坂ですが下校時は上り坂で、クラブ活動があり小学校のスクールバスには便乗できず、冬季には暗く人家もほとんどない中を帰宅する状況であります。生徒が安心して通学できるよう安全確保を図るべきではないか。

次に、悪臭の規制について伺います。

悪臭防止法が制定された背景には、公害対策基本法においては、悪臭を典型公害の1つと規定し、悪臭問題に対して、適切な措置をとるべきことを規定していたにもかかわらず、悪臭防止法の制定以前においては、国の法律による一元的な規制は行われていなかった。しかし、悪臭公害に対する苦情、陳情は著しく増加し、全国的な問題となってきたとし、目的で、工場その他事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について、必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康保護に資することとしています。佐用町良好な環境の保護に関する条例に照らしても、町内事業所への悪臭の調査と規制を行うべきではないか。町長と教育長の見解をお伺いいたします。

議長(山田弘治君) 町長の答弁を求めます。庵逧典章君。

#### 〔町長 庵逧典章君 登壇〕

町長(庵逧典章君) それでは、金谷議員からのご質問にお答えをさせていただきます。 学校給食の問題と、通学の安全確保についてのご質問に対しましては、私の後から、後ほ ど教育長の方から答弁をしていただきますので、私の方からは、まず、小水力発電の研究 と悪臭の規制について答弁をさせていただきます。

近年、温暖化等の地球規模の環境問題が大きな課題となっており、世界各国が協力して環境問題を解決するための取り組みが進められております。平成9年 12 月には、温室効果ガスの削減目標を盛り込んだ京都議定書が採択され、石油・石炭等 CO2の排出する化石エネルギーから太陽光・風力等の新エネルギーへの転換が求められております。

町内におきましても、平成 16 年度に上月中学校に、また、今年度におきまして佐用、上津、三日月の各中学校と給食センターに太陽光発電システムを設置することといたしており、環境にやさしい取り組みと合わせて、環境学習の教材としても役立てて参りたいというふうに考えております。

また、昨年の水害で広範囲にわたり、停電が発生したことから今年度、太陽光発電で蓄電システムを備えた街路灯を役場本庁、各支所、出張所に試験的に設置する計画も進めているところでございます。

議員ご質問の小水力発電でございますが、議員お話のように、昔は、水力をうまく利用して、特に、農村の生活を支えてきた歴史があり、身近なエネルギーだというふうに、私

も思います。しかし、これを現代の生活に活用するとなれば、安定したエネルギーが得られる工夫が必要であり、十分な研究と検討が必要であろうかと思います。

今後、この環境対策に含めて研究課題というふうにさせていただきたいなというふうに 思うところでございます。

次に、良好な環境の保護に関する条例に照らし、町内事業所への悪臭の調査と規制を行うべきではないかということについてでございますが、現在、悪臭防止法では、アンモニアをはじめとする 22 物質を特定悪臭物質として定めています。また、兵庫県環境の保全と創造に関する条例では、特定悪臭物質の規制基準に関しても定められております。そして、その兵庫県条例では、飼料・肥料製造施設、飼料調理施設、鶏ふん処理に供する乾燥施設、酵素剤製造に供する乾燥施設の 4 施設を特定施設として定め、これらの施設を設置する場合は県条例に基づく届出が必要となっています。

町といたしましては、この兵庫県条例による規制を基本とし、届け出施設については、 佐用町良好な環境の保護に関する条例の、第9条、10条、11条の規定に基づく公害防止 協定の締結、及び改善等の命令、紛争の調停などを行うことで対応をしております。また、 悪臭公害は感覚公害であり、規制基準の有無にかかわらず状況に応じて対応していくこと が必要だというふうにも考えているところでございます。

以上、この場での答弁とさせていただきまして、後、教育長、よろしくお願いします。

### 〔教育長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、教育長。

教育長(勝山 剛君) 引き続きまして、学校給食での地元産食材の拡大をどう図るかというご質問にお答えさせていただきます。

まず本町での給食センターごとの食材の地元産割合はどうかとの問いでございますが、 平成 20 年度使用米は、100 パーセント、約 30 トン。それから、同じく、20 年度の食材野菜の主要品目 21 種類の使用量で計算したものですが、佐用給食センターが 13.43 パーセント。上月、久崎小学校が 4.08 パーセント。南光給食センターが 25.34 パーセント。三日月給食センターが 36.81 パーセントでございます。

なお、品目において、ネギ、里芋、ナス、チンゲンサイなど、100 パーセント地元産を 使用している施設もございます。

次に、現状を踏まえて、地元産食材使用の拡大計画は立てているかとの問いでありますが、6月議会でもお答えしましたが、現在、地元食材の供給体制を整えつつあるところであります。冷凍食品や加工食品等以外の野菜につきましては、できる限り、地元産を使用するため、JA兵庫西、ふれあい上月、味わいの里三日月、ひまわり市を指定供給グループに位置付け、1年間の野菜使用量と使用時期を事前に知らせておき、旬の作物を主として、安定して生産できるものを仕入れていく計画を立てているところでございます。

そして、その4つのグループが、個々の生産者に品質や規格などについて、調整していただき、また営農指導については、農業改良普及センターに依頼しているところです。

また、地元特産品の使用につきましても、納入業者登録の仮申請を受付中でありまして、 従来以上に、地元食材を使用していくよう努めて参りたいと考えておるところです。

次に、通学の安全確保についての問いでございますが、三日月中学校の南広地区からの通学に関するご質問でありますが、現状では、自転車通学対象地域でありまして、自転車購入補助をしておりますが、聞くところによりますと、学校から報告によりますと、ほとんどの生徒は、保護者が送迎していると、そういう現状であるとお聞きしております。

道路につきましては、県土木事務所では、自転車歩行者道の設置予定はないけれども、 夜間の安全対策として、道路照明を、三原三叉路から、国道までに 14 基設置し、月 2 回 の夜間道路パトロールを実施しているところであるという報告を受けております。

現在、三日月中学校に在学しております生徒は3名おります。原則として、先ほども申しましたように、自転車通学でありますので、できる限り、一緒に、集団で通学するよう指導して参りたいと思います。ただ、どうしても集団での登校ができにくく、安心して通学できない状況ということになれば、通学補助などの支援を検討していかなければならないと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔金谷君 挙手〕

議長(山田弘治君) 6番、金谷英志君。

6番(金谷英志君) まず学校給食について伺いますけれども、21 品目について、そのパーセンテージは出されたんですけれども、私、三日月の給食センターでは、81 品目が、野菜としてはあるんですね。ですから、21 品目の、ほとんどその、どういうか、主要なと答弁にありましたけど、主要なやつの中で、それぐらいの、どう言うんですか、全体、使用している野菜の中でしたら、もっと割合は低くなると思うんですね。ですから、それを、体制を、6月に、6月、12月、私、質問したんですけども、体制を整えつつあると。ですから、22 年度、もう、そこ、目の前に来てますから、22 年度、その体制が取れる、つつじゃなくして、今現に体制とって、22 年度は、計画立てて、こういうふうな、その農産物、地元産農産物が供給できますという、そういう体制では、今現在ないんですか。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長(福井 泉君) お答えいたします。

これは、給食センターが、実は、2学期から、22年度2学期からのスタートとなっておりまして、実は、それに向けての取り組みでございます。現段階では、現状の、今までどおり従来の取引先から、食材を供給していただくということでございまして、現段階では、前回、12月にも申しましたように、主要品目、21種類の、概ね野菜は40トン。それから、お米はまあ、従来どおり100パーセント地元産米でございますが、それを生産者に、既に予定をしていただきたいということで、周知をしていただいてます。

先ほど、教育長が申しました、4グループを通しまして、この食材、40トンの量を、月ごとに、このぐらいな量がいるということで、示したところ、概ね、地元産で賄えるという回答をいただいておりますので、2学期からの、給食センターができました段階では、そうした取り組みしていきたいと思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、6番、金谷英志君。

6番(金谷英志君) 2学期から、その地元産のやつは、今、使っている分については、

100パーセント地元産で賄えると、こういうことでいいんでしょうか。

### 〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長(福井 泉君) ただ、旬の野菜を主としておりまして、ただあの、新しい給食センターでは、10トンの物を、一応、保管できる冷蔵庫を用意しております。概ね、それは、ジャガイモとか、タマネギのように保存にきくものをストックする仕組みでございますが、その他につきましては、概ね、旬の野菜が中心になろうかと思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、6番、金谷英志君。

6番(金谷英志君) その体制とって、JA兵庫西、それからふれあい上月、味わいの里 三日月とひまわり市、旧町、旧町ごとに、こういうふうに分かれている思うんですけれど も、生産者部会としては、この、それぞれのグループの中に入ってということなんでしょ うか。生産者部会としては、佐用町1本で、部会を作って、ジャガイモなら、ジャガイモ を供給すると、こういう体制になるんでしょうか。

[教育委員会総務課長 挙手]

議長(山田弘治君) はい、教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長(福井 泉君) すいません。それぞれのJAとか味わいの里三日月、それぞれの所に係わっております生産者でございます。その生産者につきましては、農協からの指導、それから、農業改良普及所からの低農薬の指導とか、そうした、概ね、西播磨県民局が指定をしてきております食の達人、そうしたものをクリアした生産業者に、食材は、作付していただきたいというふうに思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、6番、金谷英志君。

6番(金谷英志君) でしたら、味わいの里でしたら、味わいの里三日月で、その、例えば2学期まででね、2学期まで、三日月の給食センターに入れると。その、町を1つにして、町の中で、全部賄うということになればね、やっぱり部会としては、1つの部会作った方が、いいんじゃないかと思うんですけれども、鳥取市なんかでは、主要な品目について、ジャガイモ、タマネギ、ニンジン、サツマイモ、それから千両なすとか、鳥取ですから、白ネギなんかもあるんですけれども、その場合はもう、ばれいしょ生産部会、たまねぎ生産部会、それから、かろ砂丘の甘藷生産部会とか、いろいろ、その部会ごとに分かれて、その仕入れるクループじゃなしに、生産者として1つのまとまりを持って、供給するということになると、その方が、合理的だと思うんですけれども、いかがでしょうか。

### 〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長(福井 泉君) 従来、概ね冷凍食品とか、調味料等につきましては、県の学校給食センター、それから、泉平とか、そうした業者と、それから地元の小売店業者にお世話になっておりました。で、それに加えて、新たに、登録生産者グループとして、JA兵庫西とか味わいの里、ふれあいの上月、ひまわり市、そこに係わっている、家庭菜園の延長のような、本当に生産者自体が、自分とこの菜園で、路地栽培の物を、それぞれに提供しているというような状況の物を、今、それぞれの4団体が、今の状況で、もう分に、町内の給食ぐらいだったら賄えるということを、お聞きしておりますが、ただ、そうした、旬とか、当然、時期はずれの野菜等につきましては、地元の小売業者を通して仕入れることもあります。ですから、できるだけ今、今の町内の、今まで納入してくださった商店の皆さん方も、いろんな形で、かかわって、先日も、町内の商店会の方々、30 社の方に集まっていただいて、野菜は、概ね地元で賄うように、こうなりますということを周知しながら、それ以外の肉や、魚、他の分につきましては、できるだけこう、地元の商店会の方々のこう、から購入しますよというような話をさせていただいております。

ですから、100パーセント目指しますけれども、100パーセントには、なりません。

### 〔金谷君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、6番、金谷英志君。

6番(金谷英志君) その農産物を作る、その地元の商店から入れるんも、その地消だと、地産だということじゃなしに、やっぱり違うんでしょ。地元の商店から入れるんは、野菜として、地元産としてはカウントしないでしょ。ですから、そういうふうなこともあって、先ほど、100パーセントやってる、できてる、その品目もあると言われたんですけれど、例えば、ネギなんかでしたら、三日月は、100パーセントなんですね。それで、他の地域見たら、ネギに関して言えば、佐用が59パーセント、上月が16.6パーセント、南光で、82パーセント、こういうふうに、三日月は100パーセントですけれども、バラバラ、このバラバラのやつを、その町として統一するために、やっぱり部会を作った方がええんじゃないかと。その、三日月、味わいの里三日月に、ネギは100パーセント入るけれども、例えば、ふれあいの上月には、16.6パーセントぐらいしか入らない。という今の現状ですから、全部100パーセントにするためには、ネギ部会なんかも作って、それで、供給した方がいいんじゃないかと。こういうことなんですけれども。

### 〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長(福井 泉君) それを、今、何と言いますか、それぞれの生産者を取りまとめております、その4グループにお願いしまして、そこにかかっております生産者、そうした方々に、給食センターで、賄えるだけの材料を調整しながら栽培していただくということになりますので、まあ、あまり生産者グループを、今、直接給食センターがつくるわけにはいきません。ですから、そうした、そのグループに、いろんな部分でお任せし

て、調整していただいて、そして、食材を安定的に供給していただくような、仕組みを、 今、協議なりお願いしているところでございます。

# 〔金谷君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、6番、金谷英志君。

6番(金谷英志君) 現状の主要な、その農産物については、そういうふうにされるということなんですけれども、特産品については、佐用で言うたら、まあ自然薯とかね、三原高原のぶどうとか、それから、三日月のそばとか、あるんですけれども、その佐用としての特産品を給食で、給食じゃなしに食材として使うという方法、それまあ、特産品についても、仮申請中いうようなこともね、その答弁でありましたけれども、特産品を、もっと学校給食で使う、使用率を上げる、そういう方策はどうですか。

### 〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長(福井 泉君) 前回も申しましたか分かりませんが、今、確かに高くつくものでありますが、こんにゃくとか豆腐とか、お味噌、そうしたものは、できるだけこう、地元のを使用したいと思っておりますし、ただ、当方におきましては、まだ佐用町の地元で、そうした生産者もいらっしゃる、生産というか、加工業者もありますので、また、そうしたところも調整しながら、使用していかないといけないんじゃないかなと思っております。

## 〔金谷君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、6番、金谷英志君。

6番(金谷英志君) 宮城県の気仙沼市の例なんですけれども、宮城県、これ新聞記事からですけど、宮城県の気仙沼商工会議所は、2月26、27日に気仙沼市内の小中学校28校の児童生徒、約5,300人を対象に、100パーセント地産地消と銘打ったフカヒレなどの学校給食を提供すると発表した。まあ、この気仙沼は、フカヒレの有名な所ですけれども、献立は、気仙沼港で水揚げされたヨシキリザメを使ったフカヒレあんかけ、モウカザメの肉を使ったから揚げ、サメ料理なんです。当然、その水産業者としては、市場に出す方が、フカヒレなんか高く売れていうことなんですけれども、こういうことは、行政なり農協と、この場合は、商工会議所ですけれども、商工会議所が協力して地元産食材を、こういうふうにPRしていく。

山形県天童市なんかでは、さくらんぼをね、給食に出すとか、それから、下関なんかでは、ふぐ。学校給食にふぐのてっちりかいうよな、てっちり鍋も、そういうなんも報道されましたけれども、そういうふうな地元産の特産物を学校給食に、ドンドン取り入れていく。それが、食育にもつながっていくと、こういうふうな、これ気仙沼の例でしたら、その水揚げだか、網を引くところなんかもね、そんなん生徒が一緒にやって、地元産の、その特産品は、こういうふうに作られて、市場に回っていくんだよと、そういう勉強もした中で、こういうふうな特産物を取り入れているんですね。ですから、町としても、それ教

育委員会なり、そのJAとか、行政としても、そういうふうに、高くても、それを学校給 食に使うようにしていったらいいと思うんですけど、その点、町長、いかがですか。

〔町長「すいません(聴取不能)」と呼ぶ〕

〔金谷君「寝てました」と呼ぶ〕

〔町長「申し訳ない。ちょっと今」と呼ぶ〕

〔農林振興課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、農林振興課長。

農林振興課長(小林裕和君) 農産物のですね、地元の生産のことですから、ちょっとお答え させていただきますけれども、今、議員おっしゃるとおりですね、そういう地域の特産物、 先ほど、自然薯の話も出ましたけども、まあ、学校給食の部会の中で、献立が決まります。 そういう月々のね、献立の中で、そういう物を取り入れたことをですね、前もって計画し ていただいて、そして、その生産者にとって、自然薯とかですね、そういう物が、毎日じゃいけませんけれども、月に1度でもですね、とろろ飯を作ってですね、出すとか、そう いうことはですね、事前にご相談があれば、そういう生産部会においてもですね、私ども が扱っている部会においても、そういう協議ができます。

ただ、今度、学校給食するわけですけれども、JAから、ふれあいの里、それからひまわり市、あじわいの里ですね、今まで、それぞれの給食センターに、食材を供給していたグループであります。その下に、それぞれの生産者があります。安心安全でですね、低農薬の野菜をするということになると、やはり生産者にも、ある程度、目を向ける言いますかね、指導ができる立場のとこでまとめていくというのが、肝要かなというふうに思います。

そういう点、先ほど、福井課長の方が申しましたようにですね、JAとか改良普及センターの指導員も含めながら、これから、そういうことで指導していきながらやっていく。ただ、2学期から始まる当面についてはですね、やはり、生産量もですね、やっぱり一定の安定した生産をしなければならないし、生産者にとっては、歩留りの問題もありますので、そういうことも全体的に考えながらですね、徐々に体制を整えていくと。当面、今の福井課長が申しましたようなやり方でですね、進んでいき、それで、将来改善しながらですね、対応をしていくということを考えております。

〔金谷君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、6番、金谷英志君。

6番(金谷英志君) 今ある、特産物なんかもいいんですけど、これからね、特産物として、佐用として、何か売り出していこうということも考える。私、真宗ですけど、真宗の、この間、2月の末に総会があって、その中で、真宗として、何か特産物なんかも考えていこういうことで、その中で出たのがね、菜の花、菜の花を植えて、その志文川沿いに、ずっと畦畔がありますから、その畦畔を菜の花植えて、菜の花と、それから山椒も植えたらどないや。そんな声も出ましてね、ですから、佐用町として取り組む特産物、そういう意

見が出るようなね、農業改良普及所なりにも、そういう知恵も出して、その中に入ってね、 その学校給食だけじゃなしに、佐用町の特産物の振興という意味でも、そういうようなん を進めていく、学校給食をとっかかりにしてね、そういうふうに考えていくべきだと思う んですけれども、いかがですか。

#### 〔農林振興課長 挙手〕

議長(山田弘治君) 農林振興課長。

農林振興課長(小林裕和君) あの、おっしゃるとおりですね、各、全国各地でもですね、そういう特色をいかしたものでですね、やっている。まあ、それが、地域のまあ、PRにもなりますし、子ども達にも、そういう生産のですね、どのようにして農家が作っているかいうこともですね、いわゆる食育のような形にもつながっていこうかと思います。

そういうものが、今後、各地区から声が上がればですね、そういう、これからの協議会の中で、声を出していただいて、そういうものが取り入れれることになればですね、少々、農家にとってはですね、もっと高く買って欲しいという思いはあるかも分かりませんけれども、そういうことも、子どもの教育の中に、根付かせるものとしてですね、理解を求めて、対応できるものはですね、今後、各関係機関とも協議して、対応していきたいと思います。

## 〔金谷君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、6番、金谷英志君。

6番(金谷英志君) 次に、通学についてお伺いしたいんですけれども、今の現状まあ、 3人の子がおるんですけれども、教育長の最初の答弁でも、実質は自転車通学なんですけれども、親がね、もう送り迎えしているというような状況です。現状を見て、やっぱり親はそういうふうにせざるを得ないいうことで、安全確保が図れていないように思うんですけれども、いかがですか。

#### 〔教育長 挙手〕

議長(山田弘治君) 教育長。

教育長(勝山 剛君) そうですね、平成 11 年から 5 年間、私も三日月中学校でお世話になっておったんですけれども、まあ、その当時は、10 数人、10 人ちょと生徒達が通っておりまして、集団で登下校の姿も見ましたし、また、学校も、また地域の方々も、特に冬季ですね、遅くなれば、ちょっと車で途中まで(聴取不能)見に来たり。けども、わりと、その時には、乗せて帰ったりするようなことは、当初は見かけませんでした。しかし、2、3年経った時に、どうしても、通学距離が長い。坂がある。何とかしてくれということがありました。

で、佐用中学校の、笹田議員のお話、質問の中でも、お答えしましたけれども、私は、基本的には、与えられた、決められた通学方法で来てくださいということを、あえて言ってきました。と言いますのは、一旦車で、乗ると、もう自転車は、ほとんど使いません。ですから、やっぱり3年間で、どれだけ子ども達の心の強さを育てるか。そういうことも、

1つは非常に大事なことだと思っております。しかしながら、今回、金谷議員が言っておられる地区につきましては、非常にこう、民家が長い区間ありません。特に、坂であります。それはもう、登校と下校の時間的なことからすれば、非常にこう、差があると。そういう中で、金谷議員がおっしゃってることは、十分こう、理解するところです。

しかしながら、今の現状としては、自転車通学ということで、今後はまあ、今、3人です。来年度、1名入学してきますので、兄弟、1名兄弟なんですが、できるだけ、兄弟仲良く、また、地域の4人が仲良くですね、少しでも、登下校の、しんどいけれども、登下校の思い出作りと言いますか、また、心を強く持ってくれると、そういうことで、集団的にですね、登下校ができるようなこともですね、学校にも指導させながら、また、家庭にもですね、そういうことをお話ししながらですね、進めていきたい。

しかし、女生徒も、今度含まれるようですので、そういう、不審者の対応とかですね、 そういうことからすれば、非常にこう、危険度も高いだろうと思います。今後は、先ほど の答弁で申しましたように、大きな事件が起きないまでにですね、何らかの形で、対応は 考えていきたいなと思っておるところです。

#### 〔金谷君 挙手〕

議長(山田弘治君) 6番、金谷英志君。

6番(金谷英志君) まあ、親御さんも、保護者の方も心配しておられるのはね、新宮で、女の子が刺されて、まだ犯人が捕まっていない状況があって、新宮の方では、まだ、そのおじいちゃん、おばあちゃんがね、一緒に、送り迎え、そのついて行くような、山崎でも、そういうことがされてますからね、ですから、1人っきりで、その集団で言われてもね、お兄ちゃんがおる間は、いいんですけれども、1人になって、女の子1人です。あの暗い道を、ずっと自転車で行くとなればね、やっぱり親御さんとしては心配です。と思うんですね。

それからその、全部、通学のことを、その三日月で前、スクールバスが、3便、3コースあったんですね。それ3コースで、この今年度から、2コースになって、1つは、その通学タクシーになったいうことがあるんですけど、それ1つの方法としては、私はね、三日月の小学校が、その1つがタクシーになりましたから、タクシーを、その中学校の方へ回して、その全体、保護者全体のね、通学のあり方みたいなんも、それは、保護者と話さなあかんのですけれども、教育委員会としても、そういう全体の保護者、通学のあり方も、その話して欲しいんです。

と言うのは、前回の時ね、その三日月の小学校で、そのスクールバスを、スクールタクシーにする場合、保護者の方には、何ら連絡もなしに、いきなり、そういうふうにしますからいうことですから、私ら、何も、そういう要望もしてないしいうこともありましたからね、三日月地域の中で、その通学については、保護者とよく話し合って、今、教育長言われたようにね、そのただ単に、安全もあるし、そりゃ僕らも小学校6年間、6キロ余りの道をね、歩いて通って、それは、冬は、雪合戦したり帰ったり、夏は、川へ入ってね、遊んだり、そういう思い出もあります。そういうええ面もあるんですけれどもね、やっぱり、そういうことも、その保護者には説明して、そのやっぱり通学のあり方はどうかというのを、それ、保護者と話し合って欲しいんです。いかがですか。

〔教育長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、教育長。

教育長(勝山 剛君) 今後、検討して参りたいと思います。

[金谷君 挙手]

議長(山田弘治君) はい、6番、金谷英志君。

次、小水力の方ですけれども、研究の課題だと、町長言われるんで 6番(金谷英志君) すけども、前の太陽光発電の時でも、その自宅に、その補助ね、設置する場合の補助なん かも提案したんですけれども、今回、新聞報道によったら、たつの市なんかでも、早くも もう、そういうふうなね、ことも、住宅に補助なんかも、22年度予算では、たつの市でも 取り組んでおられると。もう早くやって欲しいと思うんですけれども、その検討課題、検 討課題言うとる間に、その国の政策としては、いろいろやってきておるんですけれども、 1月7日の新聞ですけれども、小規模水力発電を推進、政府、温暖化対策で設置規制緩和 と。こういう記事が出ておるんですね。政府は、1月6日、蒸気や小規模水力など今まで あまり使われていなかった、未利用エネルギーによる発電事業について、商業ベースに乗 せやすくするため規制緩和を進める方針を固めた。温室効果ガス排出削減への対応から、 こうした未利用エネルギー発電が各地へ広がっているため、上下水道水路の高低差などを 利用した小水力発電と、工場のボイラーから出る未利用蒸気を用いた小規模な蒸気発電に 対し、工事計画の届け出免除などを検討する。まあ、こういう1つの例ですけれども、政 府としても、こういうふうに、なっているんです。ですから、早くそれを、検討課題だと 言わずに、直ぐ、どういうふうに政府方針に対する、直ぐ即応できるような検討をしてい ただきたいと思うんですけれども、いかがですか。

議長(山田弘治君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) 先ほども言いましたように、検討しながら、そういう太陽光発電についてもですね、それぞれの施設に設置したり、今回もその、街灯等についてもですね、太陽光で蓄電して、これは防災面も含めた、これからの対応の中で、そういう施設を試験的に、今度入れます。だから、そういう検討を続けて、まあ、試験をしながら、当然、国も、こういう制度、今、政府もまあ、25パーセント削減するというね、大きな目標を打ち出しましたので、これに伴う、実施するためのですね、いろんな国としての政策も出てくると思いますね。だから、まあ、それはそれで、しっかりと、その、町が、ただ単に、いくらか前へ出て、先行してですね、町の財源だけでやるんじゃなくって、国の制度として、町も、それを受けて、実施していくということの進め方というのが、まあ、佐用町にとっては、適当かなというふうに、選択するべき道かなと思うんですけどもね。

ですから、まあ、小規模の、この今、水力発電についても、これは国が、その規制、今までの法律的な規制については、その緩和したと。これは、商業ベースでできるようにということなんですよね。ただまあ、それがほんなら、商業ベースでできるような、今、佐用町内にね、今、そういう所があるかどうか。これは行政だけじゃなくって、まあ、ある意味では、企業も、今、風力発電にしても、太陽光発電にしても、いろいろなまあ、特に、電力会社、元の、それから電力会社以外の企業も、研究をしているところですけれども、そういう所が入って来て、まあその、事業化する、そういうような計画があればね、逆に、町としては、それを支援していくということも1つの方法だと思いますし、町だけで、こ

の商業化できるような、していくということは、中々今、財政的には、難しいなと思いますし、まあ、そういう小規模なと言っても、少なくてもこれ、昔のように必要な時だけ使うんじゃなくって、今の生活に利用しようとすればですね、安定したエネルギーの供給していかないと、の形じゃないと、中々、その試験的じゃなくって、通常で使おうとすれば、使えないということだと思いますしね、そういう意味で、今度、にしはりま環境事務組合でつくる、これも蒸気の発電なんですけどもね、このあたりも、実際にやってみても、中々採算ベースには、当然合わないというのが現状です。ある意味では、まあひとつ経費を掛けても、1つのこれからの環境対策として、そういう採算ベースにはのらなくても、実際やっていこうというのがまあ、今の行政が、町が、今、国やなんかでやっているような、実際の現状の中でね、ありますので、積極的に、検討して、いろんな事業化して、今、町がして、独自に事業化していくというのは、難しいということを申し上げているわけです。

[金谷君 挙手]

議長(山田弘治君) はい、6番、金谷英志君。

6番(金谷英志君) 即ね、その事業化せいということじゃない。研究せよという提案ですから、1つはその、22年度国家予算が、衆議院通過して、その中に、国家予算なり含まれているのが、自治体向けの支援としてね、自治体が導入する太陽光、熱、風、風力、バイオマス、小水力、天然ガスコージェネ、燃料電池、電気自動車等、これへの補助が、これが1つは、経済産業省、環境省、学校であれば、文科省、これも補助がある。そういうメニューがある。今回の、その予算の中にあるんですね。

それから、下水処理場でのバイオガス利用、小水力発電導入への補助、これは、国土交通省です。

それから、農村地域での太陽光発電、農業用水路を活用した小水力発電、バイオガスや木質ペレット等の利用に対する補助、これは農水省。これいろいろ、各省にわたって、その小水力に対する補助なんかも、今年度予算に取り組まれているんです。それに、直ぐ、ですから、先々その、町だけがやるんじゃなしに、国としても、こういう予算を組んでやっているんですから、それに、町長、今言われたようにね、これに直ぐ対応できるような研究を、即今、して欲しいと思うんですけども、いかがですか。

議長(山田弘治君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) まあ、それは、町としてね、そういう研究を深めていくということは、必要だと思うんですけれども、ただ、町が、それだけ、専門的に研究していくというのは、中々、それだけの人材もありませんし、これは、国や県、それのいろんな企業が、これに対して、いろいろと、今、研究もされているものを、うまく、取り入れていくと。町の状況に合わせて取り入れていくということ。こういうことが、まあ、今の町の行政としては、必要かというふうに思います。

だから、小水力だけではなくてね、今、言われたように、バイオマス、また、この木質のペレットとか、木の利用とかですね、そういう、その制度、エネルギーもあるわけで、バイオマスなんかについても、当然、にしはりま環境事務組合の、今やっている施設についても、バイオマスの研究も、検討も、私も、してみましたけどもね、中々、やっぱし、制度としては、これもう既にね、厚生省も、そういう物に対しても交付金が出るような制度にはなってます。まあしかし、それを、ほな取り入れることによって、どれだけ大きな、

まあ、財政、いろんな面での総合的なメリットがあるかということを、中々これ、規模的なものとか、今の技術の面では、まだ難しい面もあるということで、一応、採用はできなかったとこもありますけどもね、だから、そういう意味での、いろいろな検討なら、検討はしておりますし、今、各、それぞれの担当課の中においても、この環境問題に対しての意識というものをね、常に持って、何がやっぱし、今、取り入れることができるのか、必要なのか、今後、どういうことが必要、こういう対策で、取り入れる可能なものが出てくるのか、あるのかということをね、常に研究しておくことが必要だというふうに思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、6番、金谷英志君。

6番(金谷英志君) 小水力については、その国の方もね、即事業化して、それに交付金を出すということでなしに、研究も含めた、各自治体で取り組めるかどうか、研究も含めた、その交付金の対象なんですから、ですから、町が、この事業やりますから、それに研究する前に、直ぐやるんじゃなくって、研究も含めたいうことですから、それに、直ぐ対応できるような体制を取ると。

そやから、その職員が、そういう体制、中で、体制とっていうことじゃなしにね、せめて、その情報を集めるだけのね、集めてくる。どんな小水力の事業者があるんかとかというのを、国の、その方策みたいなの。今、私が、その、22年度で、こういうふうな方策があると。それは、各担当箇所で、今言うたような、具体的に、どんなものかいうのは、把握しておられるんでしょうかね。

例えば、今、言うた、経済産業省が、自治体が導入するんについては、交付金もあると。 環境省、文科省なり、それぞれの担当課で、こういう交付金があるということ、どんなも んかって、把握、今、しておられるんでしょうか。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、まちづくり課長。

まちづくり課長(前澤敏美君) 把握は、よういたしておりません。

〔金谷君 挙手〕

議長(山田弘治君) 6番、金谷英志君。

6番(金谷英志君) ですから、そういうふうに、それだけでもね、情報をつかむような、 そういう体制をとって欲しいということなんです。いかがですか。町長。

議長(山田弘治君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) ですから、今、まちづくり課長、してないというのがね、やっぱり、 それは、職員として、意識が薄いというふうに思います。こういう時代の中でね、やっぱ り国も、多分、教育委員会、学校なんかについては、太陽光なんかの設置について、もう 補助金があるいうことは、十分通知もあり知っていると思いますし、ですから、農水省なんかの、そういうバイオマスなんかについての補助金制度もできてますし、そのことは、いろんなマスコミでも報道もされておりますしね、だから、それぞれ、今、担当している、それぞれの課の中で、自分たちの範囲の中では、どうすることがあるんかということをね、常に勉強していく、また、情報も収集していく。それは、職員としての意識は、もっと持ってもらわなきゃいかんと。そういうふうに指導していきます。

[金谷君 挙手]

議長(山田弘治君) はい、6番、金谷英志君。

6番(金谷英志君) 次に、悪臭の規制についてお伺いしますけれども、今、佐用町内で、 その、県の条例なりに、悪臭を規制しなければならない事業所いうのは、どれだけあるん でしょうか。

〔住民課長 挙手〕

議長(山田弘治君) 住民課長。

住民課長(木村佳都男君) 先ほど、町長の方が申しました、その飼料とか、飼料の製造施設、 これらについて、まあ、設置時点での届出ということになっておりますので、現時点では、 ございません。現時点で、新たな届出という形の中では、把握はしておりません。

〔金谷君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、6番、金谷英志君。

6番(金谷英志君) 環境保全に関する法律、その中で畜産にかかる規制として、ばい煙等の発生施設を設置する場合は、施設の構造、使用方法、ばい煙の処理方法等について、都道府県知事に届け出るとともに、排出基準の規制を遵守しなければならない。畜産農業においては、ふんの焼却、火力乾燥が関係すると。こういうふうに法律であるし、その県条例、先ほど、町長が、最初の答弁で言われたように、県条例には、これは、佐用町内には、こういう事業所あるんじゃないですか。

〔住民課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、住民課長。

住民課長(木村佳都男君) この悪臭防止法の中で言います、その特定施設、これは、4施設 あるわけですけれども、この4施設の中には、乾燥施設。先ほど言われました、鶏糞等の 処理の用に供する乾燥施設。それから、飼料とか肥料、この製造の用に供する施設という ことになっておりますけれども、こういう部分については、新たな届出等は、現在のとこ ろはありません。

〔金谷君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、6番、金谷英志君。

6番(金谷英志君) 新たなじゃなしに、今まで、法律ができたのが、平成7年に、その 臭気指数による規制が導入された。平成7年、まあ既に、もっと前から、そういうふうな 法律があるわけですから、今現在、ほな佐用町に、そういう規制を受けるような事業所は、 1軒もないということなんですか。

〔住民課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、住民課長。

住民課長(木村佳都男君) 既存での施設はあると思いますけれども、現在、こちらの方で、 よう掌握の方はしておりません。

〔金谷君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、6番、金谷英志君。

6番(金谷英志君) 悪臭防止法、改善勧告の行政措置として、市町村は、事業所において規制を適合せず、住民の生活環境が損なわれてると認める時、改善勧告、改善命令が行えると。ほな、今までこれ、こういうふうな改善なり、その畜産公害なんかでも、それは、その、境界線上から、そういうふうな規制の数値なんかも測って、そういう基準があって、そういうふうな町の条例なんかでも、それを元にしてやってきたと思うんですけれども、それ事業所が、今、1件もないと言われるの、ちょっと、町長そうなんですか。今まで、町長の、今まで、町長やられている経験で、そういうのはないんですか。

議長(山田弘治君) 町長。

町長(庵逧典章君) まあ、多分、今、住民課長の答弁しているのは、この法律以前から、 設置されている施設については、届出義務がもう、既存規制としてなかったと。だから、 新しく、その法律後、届出されている施設がないんだということだと思います。

しかし、実際には、その例えば、ここに上げております、鶏糞の処理、乾燥、これも肥料にするとか、それ、そういう形での施設は、現実あると思います。はい。

ですから、それに対して、ただ、それを、測定したり、また、それに対して、その規制 したという形のことは、今まで、なかったのではないかと思います。それは旧町において も、既に、それぞれの町の中で、なかったんではないかと思いますけども。三日月町にも あったんでしょうか。

〔金谷君 挙手〕

議長(山田弘治君) 6番、金谷英志君。

6番(金谷英志君) そしたら、町条例の関係から伺います。 佐用町の良好な環境の保護に関する条例第5条、町長は、良好な環境を侵害するおそれ のある状況及び公害と認められる状況について厳しく監視し、常に、必要に応じて測定及 び調査をしなければならないと、こういうふうにあるんですけれども、今まで、これに、 町条例に基づいて監視したり、測定調査をされたんでしょうか。

### 〔住民課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、住民課長。

住民課長(木村佳都男君) ここで言われます、悪臭等についての、住民からの苦情等は、確かにございます。ただ、それについても、調査、あるいは、周辺の役員の方と相談しながら、その事業者の方に、それぞれ申し入れを行いながら、解決の方を進めております。

〔金谷君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、6番、金谷英志君。

6番(金谷英志君) 苦情処理。佐用町の良好な環境の保護に関する条例第6条、苦情処理。

町長は、住民からの良好な環境の侵害に関する苦情については、関係行政機関と協力して速やかに必要な措置を採り、解決に努めるものとすると、こういうふうにあるんですけれども、ほな、そういうふうな苦情があって、解決する努力をされたということ、事例があるということですか。

〔住民課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、住民課長。

住民課長(木村佳都男君) そういうことはございます。

〔金谷君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、6番、金谷英志君。

6番(金谷英志君) その結果、どういうふうに解決されたんでしょう。今もって、そういうふうな、解決されて、今、その悪臭の、その被害なりがないというふうな認識なんでしょうか。

〔住民課長 挙手〕

議長(山田弘治君) 住民課長。

住民課長(木村佳都男君) 継続中の、そういう苦情の申し入れ等もありますけれども、そこ そこ、また、話し合いの中で、改善をしていただくような形で、その事業者等に、こう申 し入れを入れながら、指導の方を行っております。

ただ、事業者についてもそれぞれ、事業の継続性とか、そういう中での経済的な部分も

ありますので、それらを加味しながら、指導の方を行っております。

〔金谷君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、6番、金谷英志君。

6番(金谷英志君) 指導をするということは、ちゃんと規制をして、初めて指導したと いうことになると思うんですけれども。

ただ、言いましたよって、文句その、住民の方から、陳情なり苦情があって、その業者には、言いましたよいうでは、その町の責務は果たしてないと思うんですけれども、ちゃんと処理したいうことは、解決しなくてはならないと思うんですけれども、解決されたんですか。

〔住民課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、住民課長。

住民課長(木村佳都男君) 以前からの、ええっとその、金谷議員がおっしゃっております、 その事業所について、私の方は、どこの部分か分かりませんけれども、そういう話の中で、 解決した部分もあります。話し合いの中で。各集落、その周辺集落の役員と、あるいは事 業者等話し合いの中で、解決した部分もあります。

〔金谷君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、6番、金谷英志君。

6番(金谷英志君) どこの事業者か分からんと言われるんで、具体的に言いますとね、 牧ブロイラー。鶏舎の住所、佐用郡佐用町末広。これは、久保集落と島脇集落で覚書が交 わされています。来年、去年、去年ね。その中で甲。甲というのは、牧ブロイラーのこと です。甲は、ダイオキシン規制鶏糞焼却仕様書に基づき、管理及び稼働させ、ばい煙の発 生を防止を義務を負うものとする。これに立会人として、立会人で、町長が、立会いをさ れているんですね。これ、町長、されてるんは、確認してよろしいですか。

議長(山田弘治君) 町長。

町長(庵逧典章君) 去年、そういう決済をしております。住民との話し合いの中で協定 を結ぶと。新たにということで、しております。

〔金谷君「そうですね」と呼ぶ〕

町長(庵逧典章君) はい。

〔金谷君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、6番、金谷英志君。

6番(金谷英志君) ですから、立会人は、佐用町長、庵逧典章として、きちんと署名も されているんですけれども、2番目として、甲がばい煙の発生を確認した時は、甲は炉を 即停止しなければならない。

同じく、乙。乙というのは、久保集落、島脇集落の自治会長のことですけれども、先にばい煙の発生を確認した時は、乙からの連絡では、甲を即時停止しなければならないと。これ以後、これが解決されてると。それの立会人として、町長は、そういうふうに、即時停止とか、そういう措置がとられたと。そういうことなんでしょうか。

議長(山田弘治君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) 申し訳ないですけど、私、そういうですね、実際に、どういう今、 状態になっているかということ、自治会長なり、そこからは聞いておりませんので、はい。 今、そういうことでね、どこのことを言われているのかなと。多分、段々と聞いていたら、 あそこのブロイラーかなという感じはするんですけれども、ただ、ばい煙とじゃなくて、 これ悪臭の話なんで、臭いじゃなくって、そういう焼却によるばい煙のことなんでしょう か。

〔金谷君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、6番、金谷英志君。

6番(金谷英志君) ばい煙というのは、当然、悪臭があるばい煙なんですよ。ばい煙その、悪臭だけじゃなしに、隣の田んぼに、そのばい煙のかすが落ちるとか、その用水路に、その鶏糞のかすやとかね、そんなんが流れるとか、そういうことも、この各覚書の中には、あるんですね。ですから、ばい煙イコール悪臭、悪臭も、それ含んだことなんですね。一般質問は、それ悪臭ですけれども、それ、悪臭のことなんです。それ、これ、久保、島脇だけ、こういうようなこともありますけどもね、近隣、新宿や、それから宝蔵寺や、僕、中島でも、そういうことはね、中島では、食品加工業者の方がおられますけど、食品に、その臭いが移って、もう商品にならないようなことも聞いてます。それから、洗濯物出せないいうようなこともね。そういう苦情も聞いているんです。ですから、そういうこともあって、1つの自治会の、自治会長が、連名で、こういうふうな覚書も出されて、町長も立会人となられているんですから、そういうふうな規制はきちっと、されているものだと、僕は思ってしたんですけれども、なんか、町長、今、聞きますと、そういうこと、あまり意識になかったような感じなんですけど、そうなんでしょうか。意識になかったんですか。これが。

〔住民課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、住民課長。

住民課長(木村佳都男君) この問題につきましては、昨年の5月に、このブロイラーの方で、ボイラー、夜間とか、その冷え込む時に、ボイラーを燃やすということで、その中で、鶏糞も燃やすような形で、このボイラーの方を設置されております。この設置がえということで、この時点では、ダイオキシン等の特別措置法の中で、届出が義務付けされておりま

すので、こちらの方、知事の方に提出をされております。

その後、その煙の関係とか、その臭いの関係等、今年になってから、若干、煙も出ているということで、2月の中旬だったと思いますけれども、こちらの方に通報がありましたので、現地に、それぞれ行きまして、また、自治会長にもお願いして、こちらから、注意するよう申し立てを行っております。

### 〔金谷君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、残り3分切りました。はい、6番、金谷英志君。

6番(金谷英志君) 申し立てを行って、町としてやない。行政指導なり、ちゃんと規制 をしなければならない。それが初めて行政の責任だと思うんですけれども、町長いかがで すか。

〔町長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) 規制というのはね、そういう基準、覚書も交わされているということで、状況を見て、その中で、どういう規制をするか。それは、判断は、状況をよく見てみないと分からないと思うんですけれども、当然、町が立ち会って、町の条例もあり、そこに覚書、その周辺とのね、覚書は業者もされていると。それは、業者も誠実に履行してもらわなきゃいけませんし、町としても、それに対して、そういう苦情なりがあれば、それを履行をされるようにね、指導していくのが行政の立場でありますから、そのへんは、担当者の方からも、よく事情を聞き、今後、対応させていただきたいと思いますけども。

#### 〔金谷君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、6番、金谷英志君。

6番(金谷英志君) 最後に、それ、最後にね、解決に努めると。第6条、町長は、速やかに必要な措置を採って、解決に努めるとあるんですが、速やかに解決、約束してください。

[金谷君「答弁」と呼ぶ]

議長(山田弘治君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) できるだけやりますよ。はい。

6番(金谷英志君) はい、終わります。

議長(山田弘治君) えー、金谷英志君の発言は、終わりました。 暫く休憩をいたします。この時計で40分。3時40分の再開といたします。

#### 午後03時39分 再開

議長(山田弘治君) それでは、休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。 新庄健康課長から早退届が出ており、認めておりますので、報告をいたします。 21 番、鍋島裕文君。

### 〔21番 鍋島裕文君 登壇〕

21番(鍋島裕文君) 失礼します。21番、日本共産党の鍋島です。

私は、まず、今後5年間で計画されている兵庫県の緊急河道対策について質問します。 先の12月議会では、この県の計画素案に対し、住民の声が十分反映されるよう県に要 請すべきことを町長に求めたわけですが、町長は、住民から言われた意見は、町として、 県とよく協議したい旨の答弁でありました。机上の設計図との側面を持つ、県の計画素案 に、被災住民の意見を反映させていくことは、とりわけ重要な課題であります。

そこで、第1点目として、県の素案について、光都土木河川復興室は、1月頃から地域ごとに説明会を開催し、地域住民のご意見を云々と、チラシに書いています。説明会が遅れている現状での、町長の見解はどうでしょう。先ほど、吉井議員への答弁では、国土交通省の査定が、1カ月遅れたため、説明会が遅れているとのことですが、昨年 12 月議会最終日の12月22日に、河川復興室長以下多数の県職員が、この本会議場で、議会に対し説明会を行いました。その時、査定は10月19日から1週間受け、11月24日の江川関連をはじめ、11月の26日は、久崎から大枝新までの千種川の承認を受けたと報告しておられます。査定承認が遅れているとの報告は、12月22日には、一切ありませんでしたが、他に何か理由があるのかどうか、そのあたりも含めてご答弁をお願いいたします。

第2点目、地域住民の大きな不安の1つは、今夏の出水期への対策であります。この暫定対策について、河川復興室から町への説明は、どのようなものか。これに対する町長の見解はどうでしょうか。

第3点目、出水期は、河川工事はできないとされています。この暫定対策工事については、この4、5月期も工事期間に入れるよう県に要請すべきではないでしょうか。

第4点目、同工事では、除去した河川堆積土砂を堤防工事に使用することを、河川復興室は検討していると聞きます。これに対して住民からは、いくら暫定的使用であっても、川砂では、堤防の強度に問題がある。との指摘がありますが、町長は、どう考えられますか。

次に、自宅再建の見通しが立たない被災者生活再建問題について伺います。

第1点目、リバースモーゲージ、不動産活用型住宅再建資金融資制度に対する町長の見解はどうでしょうか。また、県へ基金造成を要請する考えはないでしょうか。

第2点目、復興住宅建設に対する町長の基本的な考えを伺います。

第3点目、雇用促進住宅など、町営住宅家賃に被災者特別減免制度を設けるべきですが、 どうでしょうか。

続いて、高齢者住宅再建支援制度について伺います。

第1点目、現在の申請状況と支援金交付状況はどうか。

第2点目、被災高齢者が、この制度を利用する上で、何が障害となっているのか。

第3点目、制度を利用しやすいものに改善するよう県に要請すべきではないでしょうか。 最後に、非常勤臨時職員の労働状況を守る立場から質問いたします。

今、町内では、非常勤臨時職の方からの雇用不安、生活不安の声が出されています。こ

の原因となっているのが、どうも、町当局が、本年4月1日から実施したいと、常勤で任期の定めのない職員以外の職員任用形態、ややこしいけど、として、非正規職員の雇用方法を、大幅に変更する案を提示したことによるもののようであります。そこで、本町の非正規職員問題を法的な立場から検討し、合理的な解決がなされることを求めて質問いたします。

第1点目、本町非正規職員の全員が、地方公務員法第22条第5項による任用か。

第2点目、この場合は、労働基準法が適用されるのか。適用されないとすれば、非常勤・ 臨時職員を守る法的根拠は何か。

第3点目、佐用郡は、旧町時代から、臨時職員の労働条件は、当初支給されていなかった有給休暇の支給制度確立など改善されてきた歴史があります。この事実は、法的根拠がなくても、歴史的に臨時職員が勝ち得た権利を町長は保障する立場に立つべきであることを求めていると思いますが、どう考えられますか。

次に、町当局が提示している非常勤臨時職員の任用形態の内容や問題点について伺います。

第1点目、一般質問通告後に、本議会に職員給与条例の改正案が出されているわけですが、これを踏まえて伺います。来年度からの新たな方針の概要を伺います。

第2点目、現行の賃金や各種手当との条件と比べて新方針はどうか。

第3点目、最低限、現行労働条件を守るべきではないか。

第4点目、長期任用の臨時職員は、正職員としての任用を検討すべきと思うが、どうか。 以上、この場からの質問を終わります。

議長(山田弘治君) はい、町長の答弁を求めます。庵逧典章君。

### 〔町長 庵逧典章君 登壇〕

町長(庵逧典章君) それでは、鍋島議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、県の河川計画の説明会が遅れていることについてのお尋ねでございますが、午前中の吉井議員からの質問と同じ質問がありましたので、同じ答えとなりますけれども、兵庫県河川復興室によりますと、国土交通省の、今、鍋島議員は、査定と言われましたけれども、事業決定が1カ月遅れたということで、地区説明会の開催も約1カ月遅れたというふうには聞いております。

その他の理由としては、特別に聞いてませんけれども、私は、素案が出された段階で、 復興室の方でですね、それぞれ住民に公開されて、いろんな意見がたくさん出ました。そ れに対してですね、復興室として、計画案を出す前にですね、いろいろな検討もする時間 というものを、当然、必要だったと思いますし、かなりそのへんは、いろいろと検討もさ れているということを聞いておりますのでね、そういうことも、1つの遅れではなかった かというふうには思っております。

しかし、なお、河川計画の改修計画の説明会は、もう既に、今月の 24 日、大日山川からも、の計画からですね、それぞれ説明会、説明がされておりまして、今、順次、これから、月末にかけてですね、説明会を開いていくということを聞いておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

また、河川復興室からの情報では、昨年 11 月から閲覧が始まった河川改修計画素案については、先ほど言いましたように、200 名を超える住民の方が河川復興室において閲覧されて、ご意見を述べられたというふうに聞いております。現在は、説明会において住民の方に県が提示する河川改修計画案についての、ご意見を反映するための検討もしていた

だいているところでございます。

説明会では、県が示された計画についているいろな意見が出されるという、これからも 出されるというふうに思います。まあ、県が示された計画で、地域の同意が得られない場 合は、必要に応じて再度説明会を開催していただけるというふうに聞いており、1日も早 い復旧は大切でございますけれども、地域のご意見を十分に反映させていただくための必 要な時間を掛けることも大切であろうというふうに、私は、考えております。

次に、次期出水期までの暫定対策ということについてでございますが、2月1日に河川復興室から説明を受け、佐用町内で約40箇所の工事を行っていただくというふうに聞いております。これら、この夏の出水期までの暫定対策は、私も一番まあ、心配をしておりましたし、多くの河川沿線住民、地域住民の方々からも対策要請もお聞きしておりましたので、この工事をしていただければですね、当然、暫定ですから、十分ではないと思う。ないわけですけれども、まあ少し、安心していただけるものというふうに思っております。

また、主に暫定対策に絞った各関係自治会への説明は、2月2日、久崎地区から順次、 行っていただいておりまして、町の職員も同席をしております。いろんなまあ、意見、ま た厳しい意見もいただいているというふうに報告を受けております。

次に、次期出水期までの暫定対策期間についてでございますが、各関係機関との調整を経て、4月、5月も工事を行い、5月末までに完成させると河川復興室から聞いておりまして、そのようにしていただくように、また今後とも、県にお願いをしていきたいと思います。

次に、除去した河川堆積土砂の利用についてでございますが、河川復興室によりますと、 流用する土砂は、よく確認した上で、堤防の安全性を高めるために、本来の基準以上に堤 防幅を拡げる材料としては、使用するというふうには聞いております。

続いて、自宅再建の見通しが立たない被災者生活再建問題についてでございますが、リバースモーゲージにつきましては、それぞれの地域の事情が、実情があると思います。柏崎市では 1,000 戸を超える仮設住宅が整備された中で、貸付実績が 11 戸であり、被災者のニーズを把握することがまず必要だというふうに考えます。

11月に実施をいたしました、仮設住宅などに入居されている方への住宅再建などについての調査では、町営住宅の入居希望者は4人であり、雇用促進住宅などに入居されている方で、町営住宅に入居希望されている方は、12人。まあ全体で16人ということでございました。建設資金関係や生活状況などにまで踏み込んだ詳しい調査を実施していないため、これから、少し落ち着かれた中で、再度意向調査を行う予定にしておりまして、意向調査の結果により町営住宅や雇用促進住宅の空き部屋を斡旋するなどの対応も検討していきたいというふうに思っております。

また、そういう調査の中から、復興住宅の建設につきましては、今後、久崎町営住宅の建て替え等も予定をしなければなりませんので、そういう問題も含めて、今後検討して参りたいというふうに考えております。

また、雇用促進住宅や町営住宅家賃の被災者特別減免制度ということでございますが、今回の台風被害におきましては、現行の佐用町営住宅条例第 18 条の入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき及び佐用町営改良住宅条例第 13 条の、災害によって一時的に生計に著しい損害を受けた場合の規定を適用して、災害復旧修繕工事実施期間中の家賃を減免をいたしました。この対象は、昨年 8 月から 10 月までの間について、被災した町営住宅に入居中であった、公営住宅 5 団地 44 戸、157 万 3,700 円と、改良住宅 2 団地 7 戸、14 万 6,940 円。合わせて 51 戸、172 万 640 円を減免をしたところでございます。

その後、当然、住宅の修理はですね、町が行いまして、修理が終わった段階で、再入居

していただいておりますので、それ以上の減免はできないというふうに考えております。

次に、高齢者住宅再建支援制度でございますが、現在申請をされた方は1件で、100万円の助成金を支給しております。相談件数は他にも4件ございますが、申請は建設または購入後となっておりますので、今後まだ申請があるものというふうに思っております。制度上、持ち家を解体し、建設・購入に要した経費が500万円以上となっておりますので、被災者生活再建支援金の支給を受けても、高齢者にとっては、まだ相当の自己資金が必要となるため、補修で対応されている高齢者も多いのではないかというふうに推測をしております。この制度は、対象となる自然災害を限定して公的資金の助成をするもので、今回は、台風第9号災害が対象となっており、制度の改善要請については、今後の申請状況などを見ながら考えて参ります。

次に、非常勤、臨時職員の労働条件についてのご質問にお答えをさせていただきます。 まず、最初に、現在の佐用町におきまして、保育園、給食センター等各種施設の運営に おいて、いわゆる臨時職員に大きな戦力として頑張っていただいているという認識をもっ ており、日頃からこの職員の方々の処遇改善は第一に考えておりますことを前提に、質問 にお答えをさせていただきたいと思います。

まず1点目の非常勤、臨時職員の法的な根拠についてのご質問の1項目目でございますが、本町では、現在任用している職員については、特別職を除き、常勤の職、非常勤の職とも、地方公務員法第22条に規定される臨時的任用職員として任用をいたしております。

2つ目の労働基準法の適用については、臨時的任用職員は地方公務員であり、原則労働 基準法が適用される職と位置付けられております。

3つ目の臨時職員の権利については、町としては、臨時職員の任用条件は地方公務員法、 労働基準法等関係法令に基づき決定しており、ご質問にあります年休の付与についても労 働基準法の規定に基づき適正に付与しているものと認識をいたしております。

次に、第2点目の非常勤・臨時職員の任用形態についてのご質問の1項目目の来年度からの新たな方針につきましてのお答えを申し上げます。

町として提案しておりますのは、いわゆる正規職員以外の職員を地方公務員法第 22 条に規定する臨時的任用職員から第 17 条に規定する非常勤職員へ任用形態を変更しようとするものでございます。

臨時的任用職員については、正式任用の特例として、臨時の職、緊急の場合に任用できるものであり、任用期間は6カ月以内、更新は1回に限り6カ月以内、最長でも1年間しか任用できない職でございます。本町においては、現在臨時の職、緊急の場合以外でも臨時的任用を行っていると認識しており、早急な是正が必要と考えて、今回、関係条例を整備するものでございます。

非常勤職員につきましては、任期は1年と定められておりますが、その都度、勤務成績等を考慮して更新できるものであり、非常勤化を進めることは、適法性の確保と同時に、職員の雇用の安定、処遇の改善、地域の雇用機会の拡大に貢献するものであるというふうに考えております。

2つ目の賃金、手当についてでございますが、非常勤職員には、地方公務員法上手当は 支給できません。非常勤職員の賃金は、月額制として、期末手当相当分も月額に含めた金 額での支給を検討をしております。なお、通勤手当と時間外勤務手当については、支給で きますので月額に加えて支給をし、基本的に勤務時間が同じであれば年間の支給額が下が らないように配慮したいというふうに考えています。

併せて3つ目の労働条件につきましても、適法な任用形態の中で、賃金、福利厚生面も 含めて現在の任用条件を下回ることがないよう制度設計を検討しております。

今定例会に、給与条例の改正を上程させていただき、非常勤化について規定をしており

ますが、当面は特例規定を設け、現在の任用形態を継続しながら、関係職員に説明し、理解を得て進めて参りたいというふうに考えております。

最後の項目の、正職員としての任用につきましては、本町は合併後において、定員適正化計画を策定し、職員数の削減を図っているところであり、職員の採用は慎重に行う必要があります。地方公務員法にも、職員の採用及び昇任は、競争試験又は選考によるものとの規定があり、長期にわたり臨時的任用職員として任用してきたことをもって正規職員に任用することはできません。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔鍋島君 挙手〕

議長(山田弘治君) 21番、鍋島裕文君。

21番(鍋島裕文君) じゃあ、災害復興の関係の再質問をさせていただきます。

まあ、まず、県の説明会、まあ経過は、この議会が知ったのは、昨年の 11 月 16 日の全員協議会でね、その前に自治会長会があったことを、町長が報告された。その中で、12 月いっぱいで、素案を作って、1月にまあ、説明会をすると。で、併せて、その時の書いたチラシもね、その時に配布されたんだと。経過を言っておるんですよ。

で、それで、問題はね、その後言いましたように、12月22日には、河川復興室の今中室長以下ね、説明会やり、それから、1月半ばの全員協議会では、河川復興室から、町の方へ何か言ってないかという、私は、質問をしたんですけれども、何も言ってきてないというような経過であったんです。で、今回、2月の24日から、大日山川を皮切りに、説明会を始めたということなんですね。

私、1つ問題にしたいのは、11月の段階でね、議会に、そういった説明をする。当然のことながら、被災者っていうの、不安だから、聞いた議員は、被災者にね、1月には、説明会があるからという話は当然します。そういう状況の中でね、まず議会の関係から言いますと、延期になった理由もね、延期になっていることも、何ら、この間、町からの説明がない。町は、復興室から何もないから言わなかったと言うかもしれないけども、それは、ちょっと異常じゃないかと。まあ、異常と言っていいか分からないけど、おかしいんじゃないかというふうに思うんですね。それが1点。

で、住民サイドはどうか。住民サイドは大変混乱しますね。特に、多くの被災住民、一定情報の入る部落役員の方以外のね、方というのは、この間ね、1月には、説明会あると聞いておったのにない。広げるだとか、広げないとか、いろんな情報が溶け込んでね、一体何がほんまか分からないというような声が実際上がって来ているんですね。上がって来ておるんです。住民から。被災住民からね。そういった今、事態にあるというようなことを、町長は認識されておられたのかと。それから、当然、議会の関係では、どうでしょう。この間、当然、説明があっても良かったんじゃないかというように思うんですね。

ただ、個別の議員が、直接、河川復興室に聞くというのは別ですよ。それは、それでいいんだけれども、議会として説明受けたんだから、議会にはそういった説明が必要でなかったか。そのあたりを、まず伺います。

〔町長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) 私も、当然、県にお願いせざるを、お願いをして、県が、しっかり やっていただきたいということで、県に説明を受けて、まあ、県から、そういう約束、予 定を聞いておりましたのでね、その後、どうなっているんだと、大丈夫ですかということ は、度々お話を、まあ、復興室の方にも尋ねて、聞いてきました。

何とか、これは、頑張ってるんだというふうに、1月の中では、ずっと話しがあったんでね、まあ少し若干の遅れがあっても、それは、やっていただいているんだということは、思ってました。

ただ、先ほど言いましたように、たくさんの閲覧をして、意見があって、町からも、そういう、私も、いろんな意見も聞いておりましたのでね、そのことを、この説明をする前に、修正できることは、原案として修正して出してくださいということで、まあ、そのへんの復興室として、いろんな計画の検討をしているということも、中途経過も聞きました。そういう中で、確かに、1カ月遅れるということであればね、まあ、遅くても1月の末、予定していた中で、1カ月、こういうことで遅れますということをね、まあ復興室から、きちっと言うべきであろうと思いますし、それを受けて町としても、言わなければならなかったかと思いますけれども、まあ、遅れているということは、言ってきた中で、いつ、どれぐらい遅れるかというのが分からない中でね、今日まで来たということで、申し訳ないと思うんですけれども、これから、県としても、実際に始まって、スタートしておりますので、精力的に、この遅れを取り戻せるようにですね、頑張っていただきたいと。また、町としても、協力一緒にしていきたいというふうに思いますので、よろしくご理解お願いします。

### [鍋島君 挙手]

議長(山田弘治君) はい、21番、鍋島裕文君。

21番(鍋島裕文君) この間、いろいろ練って、住民の声、意見を聞いて練ったということ自体は、何も悪くないんですね。

で、何が問題か言いますとね、素案自体は、いいんですよ。住民の声で練るというのは。 ただね、被災者の、そういうデリケートな気持ちを、行政側が汲み上げていたかという問題になるんですね。議会は、文句の言える所だからいいんだけれども、住民は、言えない。 で、そこには、もう信頼できないというような声も、現に被災者から出て来る。何ら説明 してくれないいうふうな声が出て来るようなね、状況ができているんですね。このあたり、 やっぱり行政として、一月もすれば説明しますがなというような、気持ちはあるかもしれ ないけども、被災者は、そうじゃない。やっぱり、本当のことを、早く聞きたいというね、 期待も含めてあるわけですから、そのあたりを、やっぱり理解していただきたいいうふう に思うんです。

それで、町長、どうでしょう。この2月24日から始まっているというのは、この2月の2日の日に、久崎で暫定の説明会、これは部落役員ですね。一般の住民じゃないですよ。役員に説明会あったと。で、ちょっとまあ議会は、2月2日だったら柏崎に行っていたんですけれども、そういう中で、一部の方にしかね、そういった内容が伝わってないという実態がありますので、全町的にみても、2月24日から、始まっているのであれば、遅れていた事由と、それから、今、そういうの始めているということでね、近々、被災地には連絡ありますというふうな旨をね、やっぱり防災無線通じて、それこそ、最低限知らせる必要があるんじゃないか。

確かに、今、確定申告の関係で、いろんなわずらわしい放送になるようなことあったか

もしれないけれども、現に、そういった不安や何やらが出ている実態があるから、そのあたり考えるべきじゃないかと思いますけど、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) それは、ご指摘のとおりだと思います。まあ、そういうお知らせを しなきゃいけませんし、もう、そういうスケジュールはですね、私は、もうそれぞれ立て て、やっていただいていると思いますから、課長、ちょっとお願いします。

議長(山田弘治君) 建設課長。

建設課長(野村正明君) 私の方からですね、一応、建設課の中に、河川推進事業いう係を拝命いたしておりますので、私の立場からも申し上げたいと思うんですけれども、1カ月遅れたいうことにつきましては、町長、申し上げましたようにね、事業決定、それと、一番、大きな問題として、町長も言われましたけども、素案に対しての、思わぬ多数の意見があったと。これ、復興室言われてます。それをやっぱり大事にしたいと。慎重にやりたいということを、常に言っておられましたので、私も、こういう席で恥ずかしいんですけども、1カ月遅れるいうのは、ほぼ間違いない時点で、何らかのアクションを起こす必要あるんじゃないですかいうことも申し上げたんですけども、何せ、本当に一生懸命やられてますんで、もう意見だけで終わりました。

ところがですね、1カ月遅れるかわりにですね、変な言い方ですけども、今、おっしゃっておるように、2月2日の久崎を筆頭にですね、なるべく遅れても、後が決まってますから、スムーズにいくようにですね、事前の調整を、その日が一番最初だったんですけども、午前、午後、夜と、もう大概2集落ぐらいずっとやっているんです。もう今日もありますけども、それは何かと言いますと、まず応急対策ですね、これやっぱり一番心配されてますんで、一応、危ない所やりますよと。出水期までにね。これはもう、議員の地元のですね、その久崎は、やっぱり一番に行くべきやというふうな室長の判断の中で、行っております。

それと、いきなり素案を見られて、いろんな意見の中で、24日に、意見を聞くと言ってもね、ある程度、復興室にしたら、自信のある案を示したいということもあるんでしょう。 課題となるですね、いわゆる、その田んぼのね、取水計画。井堰の関係ですね、井堰の統 廃合の関係を一番心配されてます。私が行っている、説明会でも、それが一番ネックです。 それと、橋の問題。橋を、やはりその、支障になりますから、これを、どう位置付けるかという問題があります。

それと、先ほど、井堰の中で、固定にするのか、可動にするのか、ポンプにするのかということをね、事前に役員の方々に寄っていただいて、説明する中で、それぞれ、大きく分けて、3つあるんですけども、佐用川と、それから、千種川、それから枝の、庵、幕山、大日山、そういった3課あるんですけどね、担当が。それぞれの部署の中で、詳細ができた段階で、実態としてはですね、概ねの意向を聞く中で、詳細をうっているんですけども、実態としてはですね、24日からという例で言えば、23日にできた図面を、24日に持って上がっておるんです。早速、地元の方に見てもらおうというふうな努力も本当にされてますので、その分については、ご理解をいただいたらありがたいなというふうに思います。

議長(山田弘治君) 21番、鍋島裕文君。

建設課長(野村正明君) それとですね、徹底ですけども、その事前に説明する中で、詳細設計ができた、今、佐用川と千種川以外ができているんです。それで、各集落、該当集落には、常に電話して、私とこが電話しているんですけども、日程調整に入ってますので、あえて、防災無線いうのは、いいんじゃないかなというふうに思います。

### [鍋島君 挙手]

議長(山田弘治君) はい、どうぞ。

21番(鍋島裕文君) まあ、あの、住民、被災住民の多くの人にね、そういった不安を解消する点を考えて欲しいんですわ。そのあたりは、是非、町長も言っているように検討してください。

それで、確かに、この素案について、住民の意見を取り上げてね、内容変更も含めてやるということは、そういった、評価する点は、確かにあります。

それで、だけども、これ中々ね、全体のことになると分かりにくいんで、議会で、少し 質しておきます。

この 460 億円、それから 55 キロと、この数字を聞いただけでね、もの凄い事業だなというふうに、圧倒される感じがあるんですけれども、この計画素案を見て見ますと、計画規模が、17 分の 1 ということになってますね。で、この 17 分の 1 が何かって、聞いてみたら、これは、17 年に 1 度の洪水に対する整備目標ですと。これは計画規模ということらしいんですけど、そしてね、これは、質しとかないかんのは、これは、あの災害に対してね、住民は、100 年に一度の洪水だとかね、人によっては、200 年に一度というような、そういったこう、感覚があるんやね。そういう中で、17 年に一度っていうのは、どういうことなんかと。なぜ、せめて、30 年に一度ぐらいなね、計画規模にならなかったかというようなことは、これは、こういう場でないと、中々、議論できないんでね、町長の見解を聞いておきたいんですけれども、どうでしょうか。予算の関係で切り捨てるんじゃなくって、30 分の 1 とかですね、そういう計画規模には、町の方から意見を出せなかったのか。2 点目に、この 17 分の 1 でね、これはもう明らかだと思いますけども、昨年の日量 300 ミリを超えるような、ああいう降雨量に対しては、当然、想定外、言わざるを得ないというふうに思いますが、どうでしょうか。

それから、これらの内容についてね、やっぱり住民に、あんたのとこ川幅広げますよというだけじゃなくて、計画自体はこうだという、限界も含めてね、やっぱり、今、説明してるかどうか知りませんけど、きちっと住民には説明すべきだというふうに思うんですけど、この3点、いかがでしょう。

### 〔町長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) 私も、後になってですね、この計画の内容ということの中で、今回 の雨量に、全て耐えうるのかと。そこまでは、それは、実際には、計画上、設計上は、耐 えれないことになるんだということは聞きました。

それは、なぜかと言うと、既に、下流からですね、赤穂、また上郡、現在、実際に河川

改修が行われております。河川というのは、上流から下流、全部、ある意味では、同じような、計画の元に作っていかないと、上流部分だけを広げても、今度、下流が一気に、非常に、計画、これを、また、もう一度、全部やり直さなきゃいけないということになるんですよと。で、17年ということについてもね、じゃあ、ほんなら、どれで、どれだけ安全になるか。で、これまで比べれば、今回の上郡の例を見てもですね、まだ完全には終わっておりませんでしたけれども、上郡では、水害が非常に軽減されたと。実際、工事やっている所については、ほとんど被害がなかったと。だから、そういう意味でね、町としては、まあ、国が、一気に、これだけの54キロものの、やること、事業をやっていただく、県がやっていただくこと自体が、中々難しい現状の中でね、そういう、上郡でやっておられる計画そのもので、同じようにね、上流まで一気にやっていただく。これは、私も、そういうことであれば、止むを得ないんではないかなというふうに思いました。

それから、51 災に、非常に大きな災害が出ております。その時に江川川が、その当時の基準、そのような基準で設計をされております。それでまあ、今回の水害においてもね、江川川においては、河川における被害というのは、ほとんど大きな被害がなかったと。これは計画上は、ハイウォーターから、上のまだ土羽の部分がありまして、まあ、そこまで上がっていたわけですけれども、まあ今回の水害にも、その計画の中でね、被害が非常に最小限にとどめることができたと。ですから、そういう意味で、この計画をですね、1日も早く、こう実際にやっていただくことによって、相当の、この安全な対策ができるだろうということは、私は、技術的にも、そういう説明受けましたので、経験上も、そういうことで、今まで見てきましたので、そういう思いを持っております。

### [鍋島君 挙手]

議長(山田弘治君) はい、21番、鍋島裕文君。

21番(鍋島裕文君) 住民に、そういった内容を伝えるとともに、幕山川、大日山川、江川川というのは、この計画規模というのは、17分の1じゃなくて7分の1から10分の1、こういった計画になっているんですね。ということになれば、もう明らかに、昨年のは、想定外、もうはっきりしておるんですけれども、そういった内容だけれども、やっているということをね、やっぱりきっちり住民に、隠すことなく伝えるべきだというふうに思います。

それで、時間がないんで、もうちょっと次に行きますけども、出水期問題でうかがいます。まあ、確かに、暫定対策で、堆積土砂除去というのはね、この5月末までに、県の計画、暫定対策計画では、50箇所、48箇所、48箇所をやるというような計画、佐用川、千種川でね、いうようになってます。問題は、新田議員も質問しておられましたけれども、本来、出水期というのは、6月からだと思いますが、アユの関係で4、5月というようなふうに、何か答弁があったように思うんですけれども、5月までに、これが、やり切れなかった場合ですね、やりきれなかった、できなかった場合、これ当然のことながら、千種漁協が、うんと言わなかった場合には、どうするのかというようなことなんかを、県に聞いておられるのかどうか。この問題はね、町の普通河川工事にも、復旧工事にもかかりますね。当然。これ、3月31日までに、入札しているけども、工期持っているけども、場合によっては、繰越明許にするような工事も出てくるでしょう。そういう場合には、4、5月とかかるわけで、この間は、もう飛ばすとか、そういうふうなことになるんかどうか。そのあたりの内容について、お聞きします。

# 〔建設課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、建設課長。

建設課長(野村正明君) 新田議員にもお答えしたんですけども、町も一緒ですね。確かに。それで、町の姿勢としても、道路、橋梁、それから河川と、災害あったんですけども、そういった後のことは決まってますから、早く売るね、優先度は、河川を優先しております。なるべく早く売って、で、3月までに、3月、4月までに、まあ、水際の所ですね、それをやって、後、陸上部分をやるという部分ですけども、県につきましてもですね、昨日、晩、あれ何時頃でしたかな、9時頃ですか、この問題も出てましたんで、確認しました。で、あくまでも予定ですけども、3月末に発注して、5月には仕上げると。もう、それしか言えないというふうにおっしゃってましたけども、まあ、同じ工法の中でね、万一の場合があればね、そういった組合との協議も必要でしょうけども、今、そういうことを想定するんじゃなくて、やりきるんだというふうな強い決意で、課長おっしゃってましたんで、信じるしかないなというふうに、私は、思っているんですけども。

〔鍋島君 挙手〕

議長(山田弘治君) 22番、鍋島裕文君。

21番(鍋島裕文君) 信じていいんですけどね、ただこれは、もう、災害の関係だからね、優先工事ですね、当然のことながら、それでね、千種川漁協のこと、悪く言っているんじゃないんだけれども、まあ、話し合いがつかないときにね、町長にお聞きしたいんだが、あの監督官庁と言ったら、農林水産省だと思いますね、水産漁業、組合法かいうのが法律ですから、監督官庁に、行政、連絡とって、そのあたりの調整をしていただくとか、例えば、アユの解禁が、例年5月の末、去年が、26日でしたかね、それが、6月にずらすとか、そういうことも具体的な問題も含めてね、監督官庁と協議するようなことはできないのかどうか、そのことだけ聞いときます。

〔町長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) それは、県の方で考えていただくことだというふうに思いますけど も。

〔鍋島君「ああ、そう」と呼ぶ〕

〔鍋島君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、21番、鍋島裕文君。

21番(鍋島裕文君) それともう1つね、この関連で、土砂、堆積土砂除去の関係で、今、 盛んにね、上郡、土砂しい、久崎を毎日取ってますわ。佐用坂までね。 それで、ちょっと、この間、明らかになったことがあるんですね。それは、確かに、住民から、凄い音がしてるなということは聞いていたんです。で、ダンプ見てみたら山盛り積んでいるというのが、その先月なんか特に多かったんですね。見かけられました。

で、ある人に言わせりゃ、こんなん過積載なんか当たり前のこっちゃという人もおられます。おられますけども、やっぱり法的にはね、過積載というのは、やっぱり違法運搬だし、重大事故につながる恐れがあるというのが、一般的な解釈だから、その過積載問題で、当局が何か、今、上郡、久崎、佐用坂、このコース、私の家の前を通ってますけども、対応されたことがあるのかどうか。なければね、是非、光都土木事務所長、何ていわれる方かな、所長がね、見解出されておるんですけれども、2月 18 日の分で調べてみたらね、伝票が、20 トン以上の伝票が出てきたと、数枚ね。いうようなことを所長が言っておられるんですよ。まあ、こんなことはね、佐用町内、繰り返されるようであったら、いつ事故が起こるか分からないという心配があるんで、このことを、確認と、あれば、より厳重なね、町からも光都土木事務所長に要請するというようなことをしていただけないかどうか。どうでしょう。

〔町長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) はい、今、それは、初めて聞きましたので、そういう問題がね、やっぱし注意していただくように、これは、工事、近隣住民の生活の安全ということも、十分配慮しながら、工事進めていただかなきゃいけませんので、光都土木の方に話をさせていただきます。

〔鍋島君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、22番、鍋島裕文君。

21番(鍋島裕文君) 後、住宅再建の関係で、家賃の問題は、ちょっと説明不足だったんですが、仮設住宅入居者の関係なんですね。だから、今、雇用促進で、仮設として入っておられる方が、今後、定住促進ですか、引き続き住まわれたり、また、仮設の方が、新しい、町営住宅に移った場合に、減免制度は考えられないかということ。これは、実は、この前の議員協議会の時に、町長に聞けば、聞いたら、検討しますというような答弁だったんで、今日、聞きたいのは、どのくらい検討するかは、この1年6カ月ありますのでね、まだ無料の期間が。この間の検討すればいいんですけれども、基本的な姿勢としてね、被災者特別減免という形での検討、具体的に、そういった検討をされるかどうかだけを聞いておきたいんです。

〔町長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) その点については、まだ、これから意向調査をしたりですね、生活 実態なんか見て検討、必要であれば検討させていただくということを言った、私は、答弁 させていただいたと思ってます。ですから、町営住宅なんかであれば、所得によって、非 常にまあ家賃も、所得がなければですね、低い家賃になりますから、特別な減免じゃなくって、町営住宅へ入っていただくことが、被災者の支援にもなるというのありますし、今回、雇用促進について、引き続いて入っていただく場合でも、できるだけ安い家賃ということの設定をさせていただいておりますのでね、そういう意味での住宅の支援ということについては、まあ、本来、元へ、自分の住宅を再建できない方について、町として、何らかの、そういう支援の方策の中で、まあ、その被災者の生活実態に合わせた形で、考えていかせていただくということで、今、それを全て、減免を一律にするとかというようなことまでは、考えておりません。

# 〔鍋島君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、21番、鍋島裕文君。

21番(鍋島裕文君) じゃあ、時間ないんで、次の非常勤の労働条件の問題で伺います。 まずね、基本的な点を伺いますね。

確かに、地公法第 22 条で任用しているということで、はっきり言うて脱法行為ですね。 10 年、20 年という任用はね。で、まあ、それで、この問題で、ちょっと確認しておきたいのが、この脱法行為を解消するために、新任用形態というような説明をされておるけども、まず、この脱法行為というのは、なぜ起こっているのかという、そのあたりの見解ですね。

つまり、確かに、地公法では、半年任用、半年間の更新はできる。しかし、再度更新はできない。再度任用というんですか、というのが地公法ですから、2年、3年というのはもう、違反しているのははっきりしているわけですけれども、これはなぜ、こういうことになるんでしょうか。

### 〔町長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) まあ、そういう臨時職員で対応させていただかなければその、できないという、町としてもですね、たくさんの職員を抱えて、財政的な面も含めて、また、行政サービスをですね、細かく、きめ細かくしていくためにも、そういう職員の人数も要るということの中で、その職員の採用してきたと、使ってきたということです。ただ、そういう職員に対しても、私は、できるだけ、その職員の生活の安定とか、身分とか、そういうものも配慮しなきゃいけないと。ですから、本当に、任期が半年で、まあ、最長1年、その度に、そこで一旦退職して、新たに採用、募集して採用していくということになると、働いている職員にとって、不安定であるということで、何とか継続して働きたいという、非常に職員からの強い要望、そういうことをですね、私は、町として、できるだけ働いている職員の立場を考えながら、その皆さん、その職員の要望も受け入れて、まあ任用してきたというふうに思っております。そういう中で、臨時職員に対しての処遇、待遇もですね、改善もできるだけしてきたつもりですし、ただ、そのことが、今、言われる、長く継続的に採用し、それが、法的には脱法行為ではないかというふうに、逆に、今、言われてしまうと。

本来、元々、1年ごとにですね、一旦、解雇をして、また、募集して採用するということも、町としては、できたわけですけれども、それは、まあ、私は、町の立場だけではな

くって、働いている方の立場を十分考えた中での、まあ止むを得ない措置であったという ふうに思っております。

### 〔鍋島君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、21番、鍋島裕文君。

21番(鍋島裕文君) あのね、そういうことじゃないんですわ。

脱法行為になっている原因は何かということなんだけれども、結局、地方公務員法というのはね、半年、再度更新を認めない、監視をしなさいという条文じゃないんですよ。

つまりね、この再度更新をしなければならないような事態を、作ってはいけませんよという法律なんですよ。つまり、臨時じゃなくてね、長期雇用が必要な部署で、もう短時間では、とてもじゃないけど業務が終わらない。そういう部門についてはね、こういう、22条の短期雇用では駄目なんですと。当然、正規職員としてね、採用すべきだというのが、この趣旨なんです。だから、そこを、確かに、事情は、財政的な事情なんていうのは、事情として分かりますよ。ただ、法的に見ればね、それはちょっと考え方が違う。本来、緊急の場合ということで、この臨時職員の 22条になっておるんですから、そうじゃないんですよ。緊急でじゃなくて、長期雇用の必要なところをやってきたというふうになのが、一番の脱法行為の原因になっているというふうに思うんですけれども、それ、ちょっと確認したいのと。

それとね、今度の新任用で、全て非常勤じゃなくって、今度の中心、私、任用形態と思うのは、任期付き短時間勤務職員制度、これは非常に大きいですよ。おそらく保育士さんなんかは、これに入って来るんじゃないかと思います。これは、任用期間が、3年から5年です。先ほどの非常勤は1年ですけど、この任用形態で出されているのはね。それで、私は、これはね、脱法行為を解消するためというふうに、考えておられるようだけれども、保育士さんなんかは、この臨時的、任期付き臨時職員の内容というのはね、業務が、短期間で終了する職種、そういうものが、任期付き短時間勤務職員なんですね。それは、任用する職務で書いてあるんですよ。そしたら、保育士さんなんかが、そりゃまあ、いつまでもできないだろうけども、1年や2年で終わるという職種じゃない。そういうことからすれば、22条で脱法行為となり、それから、今度の任期付きの短時間勤務職員制度の、変えることによってね、更にまた、脱法行為を重ねると。法的な話しよんですけれども、そういうことになるんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

#### 〔総務課長兼財政課長 挙手〕

議長(山田弘治君) 総務課長。

総務課長兼財政課長(坪内頼男君) この臨時的任用職員の関係につきましては、これはもう、 佐用町だけの問題、行政の問題だけではなしに、日本全国の1つの大きな問題ということ で、一昨年だと思いますけども、総務省の方でも、こういった地方公務員の短時間の勤務 のあり方に関する研究会と、そういうものを設置されました。それの報告を出たのが、昨 年の1月です。で、佐用町の場合、この報告に基づいて、現行の臨時職員、非常勤職員、 そういった任用について検証をさせていただきました。で、その検証の結果、必要な対応 ということで、今回、こういった法に準拠すると。今までのように、脱法行為というよう な表現されましたけれども、そういった不安定な職を、そのままにするということじゃな しに、基本的に、法の根拠に基づいて、臨時職員の方の身分を保障しようと。これがまあ、 一番大きな柱です。

で、先ほど言われた、保育士の、これを、その任期付き短時間勤務職員というような位置付けして、これもまた、脱法行為いうんで、法違反というような考え方を言われましたけれども、ご存知のように、任期付きにつきましては、31 時間という勤務時間がベースにあります。で、町の方で考えてますのは、こういう法に準拠するという中で、フルタイムと、フルタイムという時間については、それは、それをすると、また同じような、その22条の問題が生じてきます。だから、フルタイムと言うんではなしに、その基本的には、1週間の時間を37 時間30分というような考え方をしておりますけれども、その中で、対応させていただくという中で、この法の、その基本的なところは遵守して、現行の、その職員の方の、まあ、給与というか、賃金、そういうものも保障すると。そういう考え方でおりますので、言われた認識とは、ちょっと、こちらの方の考え方とは違っております。

### [鍋島君 挙手]

議長(山田弘治君) はい、21番、鍋島裕文君。

21 番(鍋島裕文君) じゃあ、時間がないので、テキパキこっちも聞きますので、テキパキ キ答えてください。

ええっと、まずね、この新任用形態でやった場合に、例えば、今の、その任期付き何々でもよろしいんだけれども、仮にモデルの保育士がいてね、それで、現行の賃金と、それから、新任用形態では、どうなるかというね、そういった試算を出しておられるのか。出してなかったら、早急に作って、まず議会に出していただきたい。だってこれ、条例改正出ているから。それが1点。

それから、2点目に、この場合はどうなるのか。つまり、時間外勤務手当は残るということだけども、現行 38 時間 45 分、週ね。ところが、31 時間になった場合、仮に、今までだったら、5 時間超勤した場合、週にね、当然のことながら、割増賃金ということになったんだけれども、31 時間勤務ということになれば、5 時間超勤やったとしても、40 時間以内やね。36 時間だから。ということは、労基法の 40 時間以内ということで、割増賃金にならないんじゃないかというふうに、私、思うんですけど、そのあたりどうなんでしょうか。2点目ね。

それから、雇い止めの問題。3年、5年という形で、任期切っているけども、その雇い止めという点についてはね、雇ってもろても任期切れたら、首でっせというのやってると思う。今、社会的に大きな問題になっててね、これは、あかんということで、運動起こっておるんだけれども、私は、行政が、これを雇い止めやって欲しくないというふうに思っておるんですね。行政は、むしろ隗より始めよでね、見本を示すと。お手本を示すと。世間にね、そういったことで考えていただきたいんですけれども、これは、もう、雇い止めという形で考えているのかどうか。この3点をお願いします。

### 〔総務課長兼財政課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、総務課長。

総務課長兼財政課長(坪内頼男君) 試算の関係ですけれども、条例の方で提案させていただいてますので、そういった試算をさせていただいてます。ここで説明すると、非常に長く

なると思いますので、端的にお話すると、日額を月額にすると。で、その保障の仕方ですけども、確かに、31 時間、いくら単価を上げても、31 時間では、保障はできないと。賞与込みの保障をしようとすれば、とてもじゃないけどできないと。で、現状は、先ほどお話しましたように、37 時間 30 分という考え方をしておりますので、2 点目の時間外の絡みともありますけれども、それを越えた部分については、時間外という形で対応するというのが、非常勤の臨時職員については、その賞与というものについては、支払できないという基本的な考えがありますので、そういうものついても、この月額の中に盛り込んでいくと。それと、プラス、その時間外対応、これは、フルのタイムの時間帯の中では、100分の 100 ということですけれども、そういう考え方をしております。

それから3点目の雇い止めという考え方ですけれども、そういう考え、雇い止めという表現、私、よく分からんのんですけれども、3年、5年という、その期間で、当然、その評価をして、そういう能力も、われわれもそうですけども、能力をきっちり評価して、継続というんですか、そういう更新をすると。そういうことについては、その方法については、今後、十分協議、検討して、適正な運営をできるように考えたいと思ってます。

### 〔鍋島君 挙手〕

議長(山田弘治君) 21番、鍋島裕文君。

21番(鍋島裕文君) 2点確認しますけれどもね、時間外というのは、その超過勤務手当を出さないということを聞いておるんじゃないんや。従来であればね、40時間を越えれば100分の125ですか、割増なんですよね。時間外が。または、条例改正が行われるみたいやけども、それが、31時間で、従来のように5時間やった場合には、40時間以内扱いということで、100分の100の時間外しか出ないんじゃないですかということを聞いておるんですね。

だから、今は、100分の 125 出ますけれども、100 分の 100 なのかどうかの、はっきりした答え。

それから、雇い止めというのは、総務課長、よく新聞読んで、もうテレビでも何でも、 ほんま大きな問題になっとうやん。つまり、一定任期を切ってね、くれば、もう、自動的 に首というのが雇い止めなんです。

それで、今、課長の答弁は、大事な答弁しとんや。単なる首じゃなくて、合理的な事情、 判断があればね、合理的な根拠があれば、雇い止めをしないというように聞こえたんだけ ど、それでいいのかどうか。その2点、お願いします。

#### 〔総務課長兼財政課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、総務課長。

総務課長兼財政課長(坪内頼男君) その 100 分の 100 いうことです。

それと、その雇い止めの関係につきましては、そういう評価をして再任用いうことも、 考えていくという姿勢です。はい。

21番(鍋島裕文君) これで終わります。

議長(山田弘治君) 鍋島裕文君の発言は終わりました。

続いて、1番、石堂 基君。

#### 〔1番 石堂 基君 登壇〕

1番(石堂 基君) 失礼します。1番、石堂でございます。

今回、私は、大きな項目で3点挙げております。

まず、1点目が 21 年度、本年度中における各事業への取り組みについてお伺いをします。

その1つが、少子化対策での具体的な取り組みは、どのように進められているのか。

2つ目が、町内における限界集落の現状での実態、対象地区等ですね、及びこれに対する取り組み内容について。

それから、3点目としまして、昨年6月の段階でも確認をさせていただいたんですが、 産業廃棄物処理施設建設問題、まあこれについては、一応、住民一同、白紙撤回というこ とで、問題解決が進められているというふうに考えていますが、昨年の3月以降の動向に ついて、何か説明、報告をいただける内容があれば、していただきたい。

それから、次のペーシ、大きな項目の2つ目ですけども、台風9号災害関連項目についてということで挙げております。災害発生から半年が経過する中で、応急的な対応も概ね終了していると思われます。今後は、復旧工事に関係する残土処理なども重要な課題となってきます。そこで、次の項目について伺います。

1番、いわゆる災害ごみ処分に関する最終的な処分内容、大きな項目でいいので、その処分方法、数量、それから、それぞれの処理単価、業者数等ですね、は、どのようになっているのか。

2つ目として、既設の残土処分地については、これまでに、応急的に浚渫された土砂なんかの持込が行われておりますけども、この持ち込み後、大きな、周辺での環境問題、あるいは防災問題等はなかったのか。

それから、今後、更に河川の大規模な事業が、工事がスタートするわけですけれども、 当然、町の分も含めてですが、まあ、新たに、処分地として計画されている所、あるいは もう既に使用できる所があろうかと思います。まあ、この新たに計画、あるいは予定され ている所で、本当に地元住民の合意なりは、十分に整えられているのか。まあ町が把握す る範囲の情報なり、話で結構ですので、お答えをいただきたいと思います。

それから、大きな項目の3点目、災害復旧事業の取り扱いについて、この件につきましては、1番、2番とも、この一般質問の期間中に数多くの議員の方がされております。概ね回答された内容については、私も、全て聞き取りをしておりますので、もし差し支えがなければ、追加にお答えいただくことがなければ、回答の方は、省略していただいて結構です。

ただ、再質問等については、入らせていただきますので、あらかじめ、ご了承いただき たいと思います。

以上、この場での質問とさせていただきます。

議長(山田弘治君) 町長の答弁を求めます。庵逧典章君。

〔町長 庵逧典章君 登壇〕

町長(庵逧典章君) それでは一般質問の最後となる、石堂議員からのご質問にお答えを させていただきます。 まず、21 年度における各事業の取り組み状況についてのご質問でありますが、平成 21 年度は、佐用町にとって長く、歴史に深く刻まなければならない辛い年となりました。 8 月9日の災害により、尊い 18 名の人命、なお今、2人の方が行方不明を残しているとともに、多くの町民の皆様の財産、有史以来大切に守られてきた農地や山林に至るまで、かつてない甚大な被害を受けた中で、9月以降、懸命に災害復旧と復興に向けて取り組んで参りました。このような中で、21 年度全般の事業も少なからず影響を受けておりますが、全般的には、なんとか予定していた事業にも取り組めたのではないかというふうに考えております。

ご質問の少子化対策の具体的な取り組みについてでありますが、21 年度から始めた事業として、子育て中の保護者の経費負担を少しでも軽減するために、中学校卒業までの医療費の軽減に取り組ませていただきました。

問題となりました子育て応援手当についても、国における政権交代により実施されませんでしたが、本町では、町民の暮らし応援券と共に、中学生以下の子ども達に、子育てすくなく応援券として、1万3,000円の商品券を配布をさせていただきました。

また、将来的な子育て環境を充実するために4月から本格活動を開始すべく、子育て支援センターを建設したところでございます。

2つ目の質問の限界集落についてでございますが、限界集落の増加は、佐用町の将来を大きく左右する、本当に非常に重要課題で、問題であります。本町の限界集落は、現在、16集落が該当し、その予備軍といわれる、55歳以上の人口比が50パーセントを超える準限界集落は47集落存在しております。このまま推移しますと、今後10年で集落自治会の47パーセントが、いわゆる限界集落に陥ることが危惧されるところでございます。

限界集落の定義は、もう既にご存知のように、集落の高齢化率のみの判断であるために、全ての限界集落が、一概に集落機能が低下しているという判断することは、これは乱暴であり、限界集落の中には、地域の皆さんが懸命に将来を考え、地域コミュニティの強化を図りながら、集落活動をして支えていただいております。しかし、世帯数が少ない小規模な限界集落に関しては、周辺の集落とともに、お互いに支え合いながら、何とか集落機能を維持しているような状況にあるというふうに認識をしております。

また、限界集落の問題は、集落機能のみならず、一人ひとりの個々の生活にも大きな影を落としております。個々の生活の観点から見ても、限界集落は、概ね地理的な条件から交通の便が悪く、また、高齢者の独り暮らしや単独世帯が多く、生活するための必要最低限の食料品をはじめとする買い物や、また通院など、日々の暮らしに大きな支障をきたし、切実な問題になっていると認識しています。

これら限界集落の問題は、町全体の問題でありますが、限界集落を抱える地域の問題でもあり、いかにして集落の範囲を超える住民自治の構築ができるかにかかってきているというふうに思われます。

この集落を横断した、新たな住民自治組織が、平成 18 年から組織されて、活動していただいております 13 の地域づくり協議会であり、現在、地域づくり協議会長や地域づくりセンター長、また、集落自治会長、まちづくり活動推進員の皆さんと、行政が協働しながら、相互扶助の取り組みを進めております。

また、地域づくり協議会とは別に、町全体の地域自治のあり方を検討するための佐用町まちづくり推進会議を組織し、限界集落の維持対策についても協議をしてきました。昨年の災害以降、一時中断しておりますが、近く協議を再開し、限界集落を支える自治システムのあり方と行政としての対応策を検討していただきたいというふうに考えております。

更に、災害以降、国土交通省の支援を受け、町商工会や佐用・石井・海内の地域づくり 協議会などで組織する防災に強い地域づくり推進協議会では、関西学院大学や美作大学、 神戸大学などの学生の皆さんの協力を得て、限界集落の実態調査を実施しております。学生が各世帯を訪問し、買い物や通院時の移動手段、集落で暮らし続けるために欲しいサービス、災害の備えなど、その地で生活する人たちの生の声を調査をしております。それらの集計結果を町内の各集落自治会、そして地域づくり協議会、行政などが情報を共有し、限界集落の問題を町民全体で取り組める状況を築いていきたいというふうに考えております。

佐用町で暮らすすべての町民、住民が、住んで良かったと実感できるまちづくりを進めていくためには、限界集落対策は喫緊の課題であり、町民全体の共通課題として対策を講じていかなければならないというふうに考えております。

次に、産廃処理施設建設関連について昨年3月以降の動向について説明されたいということでございますが、才金集落に、建設が計画された才金ファームの問題でありまして、その以降、何ら、報告するような変化はありませんし、私も、地域の皆さん方に、地域の理解が得られない以上は、それを押して、事業を進めることはさせないという約束をしたところであります。その考えに、何ら変わりはございません。

次に、台風第9号災害の関連項目について、災害ごみの処分に関する最終的な処分内容についてのご質問でございますが、災害廃棄物の集積については、できるだけ仮置場を被災地に近い場所を選定することから始まり、クリーンセンター、上月町民グラウンド、笹ヶ丘公園グラウンド、久崎工業団地、長谷盛土場の5箇所で受入れをいたしましたが、大量の発生ごみの搬入により満杯になった仮置場や、また、真夏の暑い時期と重なったため周辺住宅への環境を配慮して、他の仮置場へ移動して、最終的にクリーンセンター、長谷盛土場の2箇所において受入れをすることにいたしました。

仮置場へ搬入されるごみは、できるだけ可燃ごみ、不燃ごみ、畳、木質ごみ、家電製品、 タイヤなどと分別して、後の中間処理作業を容易にするように、なるようにいたしました。

次に、処理の方法ですが、2箇所の仮置場で集積した、可燃混合ごみは破砕機で細かく砕き、土ふるい機を通し磁力選別機で金属類を除き、手選別で磁器類、石を除いた後、廃棄物運搬業者によって、神戸市・尼崎市など県下10自治体12処理場において焼却処理をしていただいたところであります。

その他の廃棄物は、リサイクル可能な物は再資源化として搬出、廃家電については、家電リサイクル法に沿って家電製品協会で適正に処分をいたしました。

災害廃棄ごみの処理量ですが、可燃ごみは、約 1 万 2,000 トン、不燃ごみ約 1 万 6,300 トン、廃家電約 200 トンで合計 2 万 8,500 トンの処理となりました。不燃ごみの中には、泥系の土砂が 8,800 トン含まれておりました。廃棄物処理単価でございますが、主なものは、中間処理費に 2 億 4,900 万円、廃棄物運搬費に 7,200 万円、自治体の焼却処分費用に 1 億 700 万円、収集運搬業務に 6,900 万円で、廃棄物処理に係る経費の合計は 5 億 5,000 万円になっており、単純に 1 トン当りの処理費用は、約 2 万 7,900 円というふうにになりました。

災害ごみは、県と市町との災害応援協定に基づき、多数の自治体からの応援で速やかに 収集運搬することができ、その後の処分についても、年内に概ね完了することができました。

次に、既設残土処分場での環境問題の有無ということについてでございますが、昨年の 災害発生当時、本町にはお尋ねの、既設残土処分場は、存在をしておりませんでしたが、 関係者の特別のご配慮をいただき、緊急避難的に対応として仮置き場を確保させていただ きました。

発生ゴミ並びに土砂等につきましては、上月ホタルドームグラウンド、久崎笹ヶ丘グラウンド、姫鳥線工事発生残土搬入地長谷盛土場、並びにクリーンセンター敷地内等に分散

搬入をしたところでございます。

搬入並びに、ごみと土との分別等につきましては、西播磨県民局環境課のご指導をいただき、最終的には適切な処置ができたものと思っております。一部臭気の問題以外、特にお尋ねの環境に関する大きな問題はなかったというふうに理解をしております。ただ、搬入及び分別後の搬出時に、大型運搬車両の往来に付近住民の皆様には、大変ご迷惑をお掛けいたしましたが、何分状況が状況だけに我慢をして、ご理解をいただけたものと感謝をいたしております。

次に、今後の残土処分地確保の件でございますが、千種川水系緊急河道対策から発生する土砂は、計画中を含む民間の残土処分場の受け入れ能力を遥かに上回っており、今後の河川改修事業の円滑な進捗には、新たな残土処分地設置が必要不可欠でございます。議員ご指摘のとおり、残土処分地設置には土地所有者、処分地下流域住民、運搬経路の沿線地域住民の皆さん等々、多くの方々のご理解が必須と認識をいたしております。

この秋頃からの本格的な工事着手に備え、既に兵庫県河川復興室では町内2箇所で、残土処分地の調査・測量・設計が実施されておりますが、それまでに関係集落に趣旨をご説明し、現場への立ち入りの了解をいただいたものであり、今後、測量結果等を反映し、詳細な計画を説明し、関係集落の最終的なご理解・ご協力を得たいというふうに思っております。

尚、騒音、振動、交通安全等々の観点から、大型運搬車を分散させるため、残土処分地を数カ所設置したいので、県は引き続き残土処分地の適地を探しているというふうに、お聞きしております。

兵庫県と共に、関係者の皆様方に誠意を持って残土処分地設置事業をお願いして参りたいというふうに考えております。

次に、災害復旧事業の取り扱いについてのご質問で、災害復旧の受益者負担の軽減措置でございますが、昨日の矢内、山本、両議員、本日の笹田議員のご質問にもお答えをさせていただいておりますので、割愛させていただいて、後からのご質問に、それぞれお答えさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

これで、この場での答弁とさせていただきます。

議長(山田弘治君) ここで宣告をいたします。午後5時が来ようとしておりますが、石 堂議員の質問が終わるまで、時間を延長します。よろしくお願いしたいというふうに思い ます。

1番、石堂 基君。

1番(石堂 基君) 再質問、若干、順番の方が異なりますが、2ペーシ目の方の、台風9号災害関連項目ということで、確認だけの再質問になろうかと思いますが、2点ほどお願いします。

いわゆる災害ごみの処分、本当に年度途中までと言いますか、昨年末まで、中々数量も分からない、本当に出来高がどれぐらいになるかというようなことで苦慮されていたんじゃないかなと思います。最終的に、処分数量と言いますか、処理量、処理費等を、先ほど回答いただいたし、また、1月の段階でしたか、資料はいただいたかなと思っておるんですけれども、ちょっと再確認なんですが、これ、結局分別して、各、神戸市を初め尼崎市等の12の自治体に、焼却できる物については、全て自治体の方の処理で対応できたということでよろしいんでしょうか。

議長(山田弘治君) クリーンセンター所長。

クリーンセンター所長(谷口行雄君) 分別した、混合ごみにつきましては、一部、本当に一部ですけれども、一部、クリーンセンターで、100 トン程度はやってますけども、後の部分につきまして、全て、10 自治体、12 焼却場で、処分していただいております。

〔石堂君 挙手〕

議長(山田弘治君) 1番、石堂 基君。

1番(石堂 基君) 分かりました。これも再度確認なんですけれども、一応、このごみの処理についたら、確か、補助金が2分の1で、残り、残額の80パーセントが交付税の措置ということで、良かったのかという確認と、それと、先般、厚生省関係で、ずっと、この関連の査定が終わってると思いますけども、特に、その査定の中で、指摘と言いますか、駄目だった部分とかっていうのが、あるやなしや、その2点だけお願いします。

[クリーンセンター所長 挙手]

議長(山田弘治君) はい、クリーンセンター所長。

クリーンセンター所長(谷口行雄君) 昨年の 12 月の 18 日に査定を受けました。当初、今、言われましたように、ごみ量、もう可燃ごみが、 2 万 2,000 トンというような大量な数字を出して、皆さんには予算案を、大幅にこう出したわけですけれども、今回、補正予算でも、大幅な減額をしております。

その時の査定ですけども、まあ、査定の場合、1つ言われるのは、緊急度合いによりまして、通常は見積入札とかあるんですけども、まあ随契もたくさんありまして、その分につきましては、金額の1割引、0.9掛けとか、そういう形で査定を受けまして、全体的に、私とこが申請している金額の95パーセント程度で、査定額受けております。はい。

〔石堂君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、1番、石堂 基君。

1番(石堂 基君) 確かにまあ、ああした緊急的な、なお且つ応急に対応しなければいけない状況なんで、その業者選定というのは、非常に難しいと思うんですけども、やっぱりその、ともすると、結果的に査定において、その随契額の 0.9 掛けということで、まあ、国において値切られたような形になっているんですけれども、やっぱりそのへんは、鮮明に、例え応急であっても緊急であっても、業者選定あるいは単価については、これは明確な根拠をもってやっておかなければいけないということだろうと思うんです。

で、特に、今回の場合、まあこれ、あの、ちょっと反省点として聞いていただけたらいいかなと思うんですけども、残念ながら、私ら議員に対して、横持ちと言いまして、仮置き場からクリーンセンターに持って行く関係のやつとか、あるいは、その破砕機を持ち込んでする業者というのが、いずれの段階で決定したかっていうのは、相当遅い時期にしか、私ら聞かされてなかったんですけども、実際、業者の中には、もう8月の15日段階で、

まあお盆ですよね。あの時に、こちらの方にボランティアで入っていると。お盆明けから、うちの会社、ここへごみ処理に入るんやという話をまことしやかにされてて、まさか、そんな話はないはなと思ったら、まあ8月の20日過ぎには、多分、そこの業者のんであろうプレハブが、あちこちに立っておったというようなことも、囁かれています。やっぱり、そのへんは、こう、本当に緊急でね、止むを得んと思うんですけども、鮮明な形で、業者選定なり、経費の見積を早急にやって、速やかな対応というのが、後々まで問題を残さずに良いんじゃないかなというふうに思うんで、それ、1つの意見として聞いていただけたらなと思います。

この9号関連の2点目の方なんですけども、少し、私、問い方が間違ってたんかも分からないんですが、今後の地元住民、今後整備されるであろう処分地等については、いろんな県の方が、今、2箇所、用地を選定して、あるいは、それ以上に探しているというような説明があったんですが、昨年の8月の発生以後、相当の浚渫残土等が民地の方に持ち込まれていると思うんですけれども、だから、直接町には、関係ない話なんですけれども、そのあたりでの環境問題とか、防災問題とかっていうことは、町の方で、何か、聞かれていること、把握しているようなことは、特にはないですか。

〔建設課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、建設課長。

建設課長(野村正明君) はい、特に聞いておりません。

〔石堂君 挙手〕

議長(山田弘治君) 1番、石堂 基君。

1番(石堂 基君) 分かりました。当然のことながら、その処分地自身が、町営でということじゃないので、それぞれ民間なり、あるいは県なりということが、また、責任分担の中で、進められると思うんですけれども、いずれにしても、周辺は、農地をはじめ山林にしても、住宅にしても、住民が、当然、生活をしておるところです。そうしたものの運営上ですね、そういうような環境問題とか、防災上の問題、十分に配慮していただいて、町も、いろんな形で協力なりをしていただけたらなと思います。

ええっと、次に、2ペーシ目の災害復旧事業の取扱いについてということで、まああの、本当にたくさんの議員の方が関心が高くと言うんか、まあ関係する住民の方の要望なり関心も非常に高いという証拠だろうと思うんですけれども、今回、質問をされています。あえて、答弁の方は省略をしていただいて、再質問からということで入らせていただくわけですけども、いわゆるその、国庫対象基準を満たしているにもかかわらず町単となってしまう災害ですね。で、僕、これの認識、いろんなケースが考えられるので、それぞれ、町長が思っているケース、私が思っているケース、あるいは担当課長が思っているケースっていうのは、微妙に違うのかなという気があるんですけれども、そのへんは、ちょっと認識をね、まず確認をさせていただきたいんですけども、明らかに、担当課長なんかの説明を聞いておると、申請ができなかった事業ですね、工事、申請ができなかった案件というふうな説明をずっとされているんですね。で、補助を嵩上げさせていただきましたということで、説明されるんですけれども、申請ができなかったっていうふうに説明されると、どうしても抵抗があるんです。私は、当然その、農災、災害復旧工事ですから、いわゆる

その、農林水産省施設災害復旧事業国庫補助の何だったっけ、暫定措置に関する法律に基づいて、国が補助を行うものですよね。で、事業主体は町なんですよね。で、町が申請ができなかったっていうと、あたかもその、対象外のように聞こえるんですし、思われてるんかなと思うんやけども、明らかに国庫の対象になるだろうというふうなものが、漏れているという認識を持っていただきたいなという、まずその1点をね、僕はちょっと、担当課長に、もう一度確認したいんですけども。

#### 〔農林振興課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、農林振興課長。

農林振興課長(小林裕和君) 笹田議員の時にご質問がありましたように、現地が確認できなくて、町として、国の方に申請ができなかった箇所が結果的にあるということを、ご答弁させていただいたと思います。まあ、そういう意味合いでとっていただければいいんかなというふうに思います。

## 〔石堂君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、1番、石堂 基君。

1番(石堂 基君) はい、現地等が確認できなかったと、そういう状況であれば、そういう解釈になろうかと思います。

で、私、多分、同じことを、前、議員連絡会か何かで申し上げたと思うんですけども、 再度申し上げます。

私の集落では、災害直後、多分、11 日からだったと思うんですけども、11、12、13、3 日間使って、役員総出で、総出と言っても4、5人なんですけども、とにかく被災状況を全部取りまとめえと。従来から、被災直後は、町に対して、被災状況報告を出さなあかんからということで、様式も町からいただいたやつがあるわけですね。

で、3日間掛けて、1日、丸1日掛けたんじゃないですよ。半日ずつ、もう体もたへんから、半日ずつ掛けて、3日間掛けて、とにかく公共、農災、それから、林道はちょっと、最初の段階では、ようせんかったんですけども、住宅の裏山の関係から含めて、まあ大体の延長、高さみたいなものを、概数書いて、分かる所は、地番を書いて、所有者を書いて作って、役場の方に報告に、自治会長が行きました。で、そうする、1週間もしない内ぐらいに、役場の方から、農林振興と建設課もだったと思いますけども、被災状況報告を出してくださいと。各自治会長のとこに来ているんですね。で、もう、自治会長が、真面目に、これ来たんやと。今度は、もっと、前出しておるやつを見てくれて、もっと詳しうに調べなあかんかも分からんで、ちゃんとメジャー持って行ってしよう言うて、それまた、3日間掛けてやったんですよ。20日前後ぐらいから。で、全部合わせて、うち250件以上だったと思うんですけども、やりました。

で、やれやれですわな。と言うのは、一応は、その心得があるから、延長、高さ、右岸側、左岸側、どこの農地、工種は何とかいうの書いて、全部自治会長らが書いてくれたかどうかは分からんのですけども、やっとできたって。それも紙が、あれ1件、多分ね、15件ぐらいしか書けんかったんやろうと思うんやけれども、なきなって、またしてはコピーしに行き、またしてはコピーしに行きしてやっとんですよ。

で、まあ、出しましたと。まあ、これで、まずあの、いろんな形で、また役場の方から

返答があるだろうと。例えば、これ国庫になるからねとか、これは町単やでとか、これ場所どことかっていう。ところが、いつまで経っても、そういう話を自治会長がして来んさかいに、私、多分、10月か11月だったと思うんですけどね、この場で、あの報告書に対する返事は、必ず返してくださいよと。で、農林振興課長とのやり取りで、最後、町長にお願いして、町長が、分かりました。その、必ず報告させますというふうな形で、答弁いただいたと思って安心しておったんですけども、結局、査定が始まるまで、自治会長に聞いても、役場、何か言うて来たかって言うたら、いや、何も言うてこん。コンサルが来ておったみたいやけどな。で、現場行って聞いたら、いや何か、業者の人来ておったけど、何か、見落としがあったで、これも言うておったんやみたいな話があるんですよね。

で、これあの、別に、僕の、だけの話じゃないと思うんですよ。ここにおる、議員だけの中の話で聞いたとしても、同じような条件、皆さん言われるし、現に、この関連して、同じような質問が出るというのは、そういう実態が、ごろごろしておるんだろうと思うんです。

で、まだ、表面的に出てこないというのは、要は、行政の方が、地元に対して、これできませんよとか、これ町単ねとかっていう話を、まだ全部つまびやかにしてないから出て来ないだけで、明らかにこれ、そのあたりから、何か歯車が食い違うて来とんで、まあ、うちの村の方の、その災害直後の取り組みなり、あるいは、行政に対する期待度を含めて、今こう、状況を説明させていただいたんですけども、こうしたことまでやっておきながら、なぜその、実際、査定設計書作ってもろたわけじゃないんですけども、業者に見積したら、用水路で65万のやつが、査定から漏れたり、用水路で45万のやつが、査定から漏れたりするんか。これは、明らかに見逃しておるわけですよね。これ、そこらへんの認識をね、ちょっと1回示して欲しいんですわ。

# 〔農林振興課長 挙手〕

議長(山田弘治君) 農林振興課長。

農林振興課長(小林裕和君) これもですね、8月の9日以降、今、議員のおっしゃっておるですね、中旬だったですかね、農林振興課と建設課の合同でですね、被害の報告をしていただくようにですね、自治会長宛てに文書は出させていただきました。

まあ、締め切りを8月の31日かですね、最終だったと思うんですけども、現実の話ですね、まだ、われわれもそうですけども、地元の方も稲が立っているとか、いろんな状況の中で、そこに全てが全てですね、報告が上がってきたわけではなしに、8月31日以降もですね、10月になって、現実には、今においても出てくる場合があるわけですけれども、そういう中で、われわれもですね、稲が植わっている、稲刈りが始まったのは、9月の早い所では、最初から、かかりからですけれども、9月の中旬以降からになります。

まあ、現実、そういう中で、報告を受けてですね、業者にも、分かる分については、地図を付けたりしてですね、対応させましたけども、それで分かりにくい所は、連絡あれば、職員も行きましたけども、やはり、先ほど申しましたように、中々見つけにくい箇所も、たくさんあったことは事実です。そういう中で、まあ、結果的にですね、これはもう、もし出していたら対象になった箇所であっただろうなというとこもあるいうことも、もう事実です。そういう中で、対応をしてきておりますので、そういう、まあ、言葉で言えば、確認できなかったというとこもですね、あっただろうというふうに思います。

〔石堂君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、1番、石堂 基君。

1番(石堂 基君) 少なくとも、各地区、各集落の査定対象事業が把握できた段階で、その地元から出て来ている、その被害状況報告書と照らし合わせて、まあ、僕らの判断間違えておるかも分からんけども、公共関係と農災関係と別々に出しておるんやから、そこでチェックしていって、あれ、これ何で消えてないんやって言うたら、それをするために、私らは、あの報告書を出して、お願いをしているわけですよ。そこで、町単で、地元でやらなあかんのやったら、やる準備せないかんし、調整せなあかんから。

だから、要は、原因者としたら、報告しとんにもかかわらず、国庫で対応しなければいけないにもかかわらず、町の方が漏らしておるということですよね。町長。

いや、そのことで、原因追究して、どうこうじゃないですよ。その認識だけ立って欲しいんですわ。

議長(山田弘治君) 町長。

町長(庵逧典章君) 結果的には、だから、漏れているということです。それは。

〔石堂君「そうですね」と呼ぶ〕

町長(庵逧典章君) はい。

〔石堂君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、1番、石堂 基君。

1番(石堂 基君) わかりました。ちょっとね、やっぱり、そこらへんを考えていかないと、まあ、この間、その町単災害の補助言うんか、についたら、通常 70 パーセントのやつを災害時 85 パーセント、で、それを今回、90 パーセント、でこの、40 万円以上のやつについたら、当初、町長の方は 92、3 パーセントというような案を出しながら、今回、直近では、95 パーセントまで、本当に政治的な判断をされていると思うんですけども、やっぱり根底として、各地区の中でまあ、本当に、査定対象から漏らされている地区っていうのは、これから、もっと判明してくると思うんですよね。そういう部分に対して、基本的には、町が実施主体でやりたいということで、文書通知出されていますけども、やっぱり責任者というかね、そこの責任分担だけは、きっちりと、ということは、更に、もっともっと現場の方をきめ細かく。で、現時点で、ある程度、各自治会の方から状況報告っていうのが出揃っているんであれば、なおさらのこと、現地へ行って、十分、その内容を見ていただきたいなというふうに思います。

で、あの、これ、余分になるか、実際には、もう少しその、本当に災害直後からね、役場の方が、まあ管理職を先頭にして、多忙な時間を過ごされていて、皆が皆に、現場に行けと。現場を知れとかっていうふうなことは、中々言えないと思うですけども、やっぱり僕らが被災直後から回らせていただいて、現時点でもそうですけれども、よく耳にするのは、中々、役場の人の姿が見えないと。ほんまに見てくれとってんだろかというふうなん。でね、僕らはこう、議会の、僕らと言うか、僕はね、皆さんに言う時には、こうやって言いますよ。でも、向こうでは、役場の人も一生懸命しようからねって言いますよ。でも、

やっぱり実際、そういう声がね、多いし、残念ながら、そういうふうに見られているということは、少しは、聞き取っていただきたいなと思うんですよ。

でね、私自身の、また、身の回りの話なんですけども、建設課長、ごめんなさいね。また、同じ話しますけども、やっぱり、そういう状況報告出して、現場見てくれとんだったら何か、対応してくれるだろうというふうな場所っていうのが、まだ、結局、8月の10日以降手付かずのままなんですよね。まあ、公共にしても。

で、私、最近、もう1つ気がついたやつがあって、12月、年明けてからですは、橋に掛かっている、浄水の水管橋からね、つららが下がっておるんですよ。で、何で、こんな所につららかなって思ったら、それまで僕も気がつかへんかったんですけども、水漏れしよんですよ。で、水管橋やから、普通目視で直ぐ分かる所やし、被災直後、多分、上水関係で言えば、土の中に埋まっておる被災箇所は別にして、概ね目視できる所は、普通に見て回って直すかなと思うておったんやけど、そのつもりで水道関係見たら、水管橋と、ステンレスの板は、くにゃくにゃやし、何か、橋のわたしに、こうね、柵みたいなんがあるやつは、あれはもう、こうやって下向いてもとうし、そうしよう、圧を調整する弁のとこから水漏れがして、ポトポト、ポトポト、量ったことがあるんですけどね、1分間に110ミリリットル。ミリじゃないですよ。110ミリリットルですわ。

で、これぐらいだったら、その、何言うかな、中央制御の方に出ないんかなと思いながら、で、まあ数量的には、仕方がないんかなと思って、これ言った方がいいんだろうか。でも、そのうちに直しに来るだろうなって思いながら、今日になってしまったんで、まあ、また、場所が知りたければ、現場に行っていただいたらいいんですけれども、まあ、これはほんの一例でね、もう少し、やっぱり被災状況というものを、見ていただきたいなと。現地に来て。で、実際、多分、さっき言った、本当にわずかな漏水の箇所でも、これから気温が上がってくることによって、もう今現在、結構青粉みたいなのが出ておるんですよ。で、これそのままにしておったらこれ、例えば、菌が入るとか、そういう心配がないんかなというようなことも、今日ちょっと、質問の中で、考えていたら思い出してたんですけれども、まあまあ、いずれにしてもその、もう少しね、今の段階で、現地を十分に知っていただいて、そういうふうな状況というのを見定めていただきたいなと。少し、御免なさい、話が長くなりました。

で、ちょっと、質問なんですけども、質問と言うんですか、確認をしたいんですけども、 丁度、幕山川、まあこれは佐用川、千種川、それから後、小日山とか庵川なんかも一緒だ ろうと思うんですけども、河川の方の工事が、まあ説明会が始まった段階で、身近なもの になってきました。で、その時に、農災ですね、周辺の農業用施設、排水路、用水路、それから農地も含めてですけども、現時点では、査定で、対象になっていると。

ところが、河川工事を優先に考えたら、もう、この用水路いらんだろうというようなことが、実際、地元では出かかってくるんですね。あの井堰の統廃合なんかの関係で。

それから、工事期間を考えても、もしかしたら、来年一緒の工事になるさかいに、これ、 農災、もうさわらん方がええだろうと。というのは、ほとんど田んぼがなくなるとかって いう、そういう場合が出てくる可能性が、往々にしてあると思うんですけれども、そうし た調整っていうのは、いつの段階ぐらいに予定されるんですかね。

#### 〔農林振興課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、農林振興課長。

農林振興課長(小林裕和君) 今、河川復興室の方でですね、詳細な測量を、詳細な計画を上

げています。現実にですね、どこまで、今言われるようなですね、用地が入り込むか。それとも、用地は影響しないかいうのはですね、用地の幅杭がですね、きちっと打った段階で、明確に分かろうかなというふうに思います。

今までの段階では、図面上でですね、河川復興室と農災の方についてはですね、ここに 農災が、こんだけの工区のものがありますというのは、復興室の方に伝えてあります。し かしそれは、図面上でありますので、現実に、現地で、実際に入るかどうかいうのはです ね、やはり幅杭が入ってから確認ができるという状況になろうかと思います。

そういう中で、農災にかかっている中で、河川で、もう用地がつぶれる。用地の中にですね、河川の中に入ってしまういう箇所も出てきます。そういうものは、これから、まあ、復興室とですね、十分、建設課も通じて、どういうふうに対応していくか。いうことをですね、詰めていきたいと思います。中には、排耕せざるを得ない箇所も出てきますし、排土だけの場合であればですね、工事が始まる前に排土の工事を先してしまえば、一作でも、二作でもですね、工事の期間がありますので、一作でも二作でも耕作ができるという箇所もあるでしょうし、そういうこと、いろんなことをですね、配慮しながらですね、復興室とも協議をしていって、復旧にですね、努めていきたいというふうに思ってます。

それから、井堰の関係についてはですね、当然、これから復興室で、統合の話も出ますし、ポンプの可動堰、またポンプ、いろんな形態が出て来ようかと思います。そういう中で、井堰を国の補助でひらっていくんについてはですね、そのお金を持って、河川改修の中にですね、委託をするという、そういう手法も出てきますので、そういうのは、先ほど言いましたように、これから、協議を進めていくところであります。

### 〔石堂君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、1番、石堂 基君。

1番(石堂 基君) ありがとうございます。

意外と思わん、やっぱり、その廃工になるやつが出てくる可能性っていうのがあるんかなというふうに思うんです。

例えばその、国庫3年、河川の方は5年と言いながら、もう残り2年と4年ですよね。だぶるんだったら、もう、そこのとこ周辺手をつけんとこかと。で、うちで言えば、この間、説明会やっていただいて、概ね、復興室の方が提案していただける、その水利計画、だから、これまでにポンプの提案っていうのを、そんなもんかなわんなと言いながら、ところが、話に来たったら、ほとんどが、もうポンプにしようという話になって、からすれば、さっき言ったその、65万の用水路の件もそうなんですけども、もうやらなくって、もうやらんとこかという話になる可能性があるんですよ。だから、そのへんの調整を、ちょっと早めにしかけておかないと。

というのは、村の方にしたら、そういう意識っていうのは、あまりないんですよね。杭が打ってあるものの、これ農林振興の方で、大事に災害にかけてくれとうっていうのは、いざとなったら、頓着しないですからね。いざやるようになって、売るっていうた時に、いや、もうあそこやらんでもええんやというようなことを、直ぐに言い出しますから、早めの調整というのを、されておった方が、よろしいんじゃないかなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それでは、最後ですけども、質問書、通告書 1 ペーシの方になります。21 年度における 各事業への取り組みということで、点検じみた質問になっておりますが、実は、私、4年 前に、ここに初めて議員として出させていただいて、本当に出た頃から、この少子化と、 それから高齢化の問題ということ、特に限界集落ですね、この 2 点については、この 4 年間の中でも一生懸命やりたいなというふうに思ってて、一番最初に、一般質問なんかで挙げさせていただいた記憶が出てくるわけです。

まず、本当に、あのこの4年間の中で、中々こう、納得する回答というものが得られなかったんですけれども、やっぱり、とりわけ 21 年度における取り組みということで聞かせていただきました。残念ながら、やっぱり、中学校の医療費関係、支援センター、すくすく手当ぐらいしかなかったんかなというふうに思います。

もう細かなことは別にして、単刀直入に聞きます。この質問の想定の範囲として、やっぱり次世代行動計画があるんです。で、これについて、今度、後期、22年からですね、これについての策定が既にされておるかなと思うんですが、そのあたりは、どうなっていますか。

### 〔福祉課長 挙手〕

議長(山田弘治君) えー、福祉課長。

福祉課長(内山導男君) 昨年の3月議会だったと思うんですが、石堂議員からご指摘をいただきまして、その後、いわゆる前期計画の評価委員会等を5月から開催させていただきまして、民間の委員さんも入っていただいて、評価委員会とあわせて、次期の、後期計画策定のための委員会を開催させていただいております。

で、夏に、いわゆる対象の子ども達を持たれる保護者の皆さん方に、アンケートする予定をしておったんですが、災害等で延びましてですね、現在、2月の初旬に全部アンケートを、約800通になろうかと思うんですが、そのアンケートの配布回収を終えて、今、アンケートの分析中であります。

### 〔石堂君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、1番、石堂 基君。

1番(石堂 基君) まあ、そこまで具体的にっていうんか、時期的には、当然、22年度からということで、21年度中に終えていないといけないんだと思うんですけれども、やっぱりもう少しその、この行動計画自身の作成の手法というのは、推進法の中でも具体的に示されているように、本当にまあ、対象者のお母さん方はもとより、いろんな、その取り巻く環境を含めて、教育関係も保育関係も含めてですが、多様なとこから意見を聞いて作りなさいということになっておると思うんです。

で、実際その、後期の行動計画が、策定途中やっていうのは、私、担当の厚生常任委員会ですけども、何か、今日初めて聞いたような気がするんですけども、これまで何か委員会の方に報告ありました。

### 〔福祉課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、福祉課長。

福祉課長(内山導男君) いや、委員会の方では、よう報告しておりませんが、今回、アンケートの取りまとめができましたらですね、そのアンケート結果とともに、この後期計画の

骨子等を説明させていただけたらというふうに予定しています。

# 〔石堂君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、1番、石堂 基君。

1番(石堂 基君) 本当に、昨年の3月も申し上げましたけども、この次世代の育成支援対策推進法、15年、合併前だと思うんですけども、できた法律で、エンゼルプランを引き継いで新エンゼルプランとかっていうことで、それに基づく、今の、この後期計画ということになろうかと思うんですけども、やっぱりあの、この計画っていうのは、本当にまあ、あの、この計画っていうんか、この計画作りのための指針は、こういうふうにしなさいっていうのが、この推進法の中にあるわけですけども、これを見よったらね、本当にうまくできてると思うんですよね。

で、やっぱり真剣に、各町、各地域の実態に合わせて、こういう方面から、こう見て行ったら、何が必要なんやとか、というの。当然、要るもの、要らないものとのさびわけもできますし、それから、まあ、見方としたら、先ほども言いましたように、各部門から、その少子化と子育てという方面を見て、何ができるか、何を誰がするかという、当然、関連してその、保育所も福祉も、高齢者福祉もかかわってくるわけですけども、読めばっていうか、知れば知るほど、やっぱりこれ、少子化子育て対策の、やっぱり指針いうかね、憲法みたいなとこがあると思うんですよ。

で、どちらかと言えば、これにも示されているように、たくさんの住民の方から、いろんな意見を聞く。それで、これを作っていくということが重要だろうと思うんです。で、私らに聞いていただいても十分な意見が出せるかどうか分からんと思うんですけども、せめて、担当委員会には、アンケートの内容も含めて、こういうふうなアンケートの収集をしようと思うんですけどというような内容も含めてね、後期計画の作成に取り組んでますということは、知らせていただきたいと思うんですよ。

でないとその、私は、てっきり後期計画ができてないということで、今日、ここで非難して一般質問を終わろうかなと思っておったんですけれども、そこまで、できておるんだったら、せめて一緒に作らせていただくようなね、そういう役割も担いたいと思うんで、そのあたりは、是非、担当課長、お願いします。

失礼しました。それでは、これで予定をしておりました、あっ、失礼、もう 1 点、町長の方に、再度確認を取らせていただきます。

例の産業廃棄物処理建設問題。一応、先ほどの答弁の中では、何ら変化もないということで、これまでに町長の方が住民の方に約束をしていただいているとおりやということで、報告をいただきました。本当に、昨年の6月に確認をさせていただいて、その時に、町長が、今回と同じように、状況の変化があれば、また自治会等に対して報告をするということで、答弁をいただきました。

で、あえて、この時期にっていうことはないんですけども、やっぱり地域の住民の中には、1年間を振り返って、本当に大丈夫だったんかなというような声を、話をされる方もいらっしゃいます。

それと、もう1点、町長の方、ご存知ないかも分からないんですけれども、2月の 14日ですか、関心のある方は、この麦っていうチラシを見たら、何か思い出されるかも分からんのですけども、例の産廃問題の時に、特に私ら、誹謗中傷、嘘でたらめを書かれてやられたチラシですけれども、まあ、これが久しぶりに出されたと。で、まあ、その時に、誹謗中傷のたぐいの分については、私個人的には、刑事告訴もし、今現在、検察庁の方に

書類が行って、追加捜査なんかもされておるんですけども、そうしたたぐいのチラシで、今回は、災害の荒れた田んぼに、カボチャを植えようとかっていうような記事載っているんですが、その中に、才金ファームの名前が出てくるんですね。そのカボチャを育成するのに、施肥設計、才金ファームというのが。でまあ、たまたま、このチラシを見て、まあ、私も見たんですけれども、やっぱり幕山の人なり、上月の下流の人っていうのは、ここに才金ファームっていう名称が出て来ることで、非常にまだ、心配をされておると。で、是非、この1年間の間に、どうした動きもなかったんかどうか、再度確認をしてくれというようなことでの声がありまして、今回、質問項目に上げさせていただきました。

まあ、回答のとおり、住民の方については、町に対しては、何ら、新しい動きもないということで、報告をさせていただきます。まあ、それで、また、安心できるんじゃないかなと思います。

以上で、私の方の質問を終わらせていただきます。本当に、4年間、ここの場に立って、公に皆さんにものが言えるということで、失礼な言葉遣いもしたかも分かりません。当然、お互いに役職とか、そういうようなものに依拠するものですから、気を悪くなさらないでください。なお且つ、まだ気が悪いようですから、深くお詫びしますので、お許しをいただきたいと思います。

じゃあ、これで終わります。ありがとうございました。

- 議長(山田弘治君) 石堂 基君の発言は終わりました。 吉井議員から、一般質問の訂正発言、訂正の発言の申し出があります。吉井議員。
- 20番(吉井秀美君) すいません。最初に、原稿を読み上げた時に、戸数を間違っておりまして、住宅の被害の戸数で、大規模半壊 69 戸と言うたんですが、269 戸なんです。すいません。よろしくお願いします。
- 議長(山田弘治君) はい。それ、訂正、数字の間違いですので、訂正願いですので、そのようにさせていただきます。

これで通告による一般質問は終了いたしました。

議長(山田弘治君) 以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

お諮りをいたします。明3月5日から3月11日まで、委員会開催等のため、本会議を休会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(山田弘治君) ご異議ないと認めます。よってそのように決します。 次の本会議は、来る3月12日午前9時30分より再開をいたします。 それでは、本日はこれにて散会をいたします。どうもご苦労様でした。

午後05時26分 散会